

令和 6 年度
保 健 事 業 年 報



安 城 市

安 城 市 民 憲 章

わたくしたちは安城市民です。

わたくしたちの愛する安城を、いっそう魅力にみちた生きがいのあるまちにするため市民生活の心がまえとして、この憲章を定めます。

わたくしたちは、

* たがいに助け合い、
住みよいまちをつくりましょう。

* きまりを守り、
良い習慣を育てましょう。

* 自然を愛し、
きれいな水とみどりのまちをつくりましょう。

* 教養を高め、
若い力を育てましょう。

* 健康で、
明るく楽しい家庭をつくりましょう。

安城市民憲章推進協議会
昭和 4 7 年 1 1 月 1 日 制 定

目 次

I	安城市のあらまし	1
1	安城市の概要	1
2	安城市の位置及び人口	2
3	令和6年度当初予算	3
4	保健センターの機構	6
5	健康推進課の所掌事務	6
6	人口動態及び死亡原因	7
7	がん部位別・男女別死亡数	7
8	病院数及び病床数	8
II	母子保健事業	9
1	母子保健相談支援事業	
(1)	母子健康手帳交付	10
(2)	妊産婦健康相談	10
(3)	乳幼児等健康相談	12
(4)	育児相談（スクスク子育て相談室）	12
(5)	産後ケア	13
2	母子健康教育事業	
(1)	パパママ教室べんきょう編	14
(2)	パパママ教室えいよう編	15
(3)	母乳準備のぷち講座	15
(4)	健康教育（母子）	16
(5)	離乳食講習会	
ア	ゴックン教室（前期離乳食）	16
イ	カミカミ教室（後期離乳食と歯の手入れ）	17
(6)	思春期保健相談	18
(7)	思春期健康教育	
ア	性・生に関する健康教育	18
イ	健康教育物品の貸し出し	19
ウ	学齢期歯科健康教育	20

エ	ちらしによる知識の普及啓発（自己肯定感・	
	命の大切さ、未成年者の喫煙対策、睡眠・休養）	2 0
オ	ちらしによる知識の普及啓発（歯の健康）	2 1
(8)	母子手帳アプリ「あんぴよ」	2 1
(9)	出産・子育て応援交付金（出産準備金・出産後支援金）	
	の交付	2 2
(1 0)	低所得妊婦の初回産科受診料支援事業	2 2
3	妊産婦・乳児個別健診事業	
(1)	妊産婦健康診査	2 3
(2)	妊婦歯科健康診査	2 5
(3)	乳児健康診査・新生児聴覚検査	2 6
(4)	産婦歯科健康診査ケア	2 7
4	乳幼児集団健診事業	
(1)	4 か月児健康診査	2 8
(2)	1 歳 6 か月児健康診査	3 1
(3)	ちらしによる知識の普及啓発	
	（1 歳 6 か月児歯科健診事後指導）	3 5
(4)	3 歳児健康診査	3 5
(5)	乳幼児健診未受診対策	4 0
(6)	発達心理相談	4 4
(7)	2 歳児アンケート	4 4
5	赤ちゃん訪問事業	
(1)	こんにちは 赤ちゃん訪問	4 5
(2)	養育支援訪問	4 5
(3)	妊産婦・乳幼児等訪問指導	4 6
(4)	未熟児訪問指導	4 6
(5)	助産師訪問指導	4 7
6	不妊症治療支援事業	
(1)	不妊治療等助成事業	4 8
7	母子保健協力事業	
(1)	母子保健協力事業	4 8
ア	1 歳 6 か月児健診事後指導会	4 8

イ	療育指導	4 9
ウ	2歳児の歯科健診及びフッ化物塗布	4 9
Ⅲ	予防事業	5 0
1	予防接種事業（定期の予防接種）	
(1)	予防接種実施状況	
ア	ロタウイルス感染症	5 1
イ	H i b 感染症	5 1
ウ	小児の肺炎球菌感染症	5 2
エ	B 型肝炎	5 2
オ	急性灰白髄炎（ポリオ）	5 2
カ	ジフテリア・百日せき・破傷風 （D P T（三種混合））	5 3
キ	ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎 （D P T－I P V（四種混合））	5 3
ク	ジフテリア・破傷風（D T（二種混合））	5 3
ケ	結核（B C G）	5 3
コ	麻しん風しん混合	5 4
サ	日本脳炎	5 4
シ	ヒトパピローマウイルス感染症	5 4
ス	水痘	5 5
セ	風しん（5期）	5 5
ソ	季節性インフルエンザ（6 5歳以上の者等）	5 5
タ	高齢者の肺炎球菌感染症（6 5歳以上の者等）	5 5
2	予防接種費用一部助成事業	
(1)	子どもインフルエンザ予防接種支援	5 6
(2)	風しん抗体検査及び予防接種支援	5 6
(3)	帯状疱疹予防接種支援	5 7
(4)	おたふくかぜ予防接種支援	5 7
(5)	ヒトパピローマウイルス感染症 任意接種費用助成金支給	5 8
(6)	特別の理由による任意予防接種支援	5 8

3	予防接種特別事業（新型コロナウイルスワクチン 接種事業）	59
4	予防接種事業の経緯	61
IV	健康増進事業（生活習慣病対策事業）	72
1	健康知識普及事業	
(1)	まちかど講座	73
(2)	健康増進・母子保健事業	
ア	親がお手本！デンタル・ケア教室	73
イ	女性のための健康教育（子宮頸がん）	74
(3)	こころの健康づくり	
ア	家族のためのこころのホッと相談日	74
イ	ゲートキーパー養成	75
(4)	安城市食育健康づくりの会（食育メイト）への委託事業	
ア	シニアのいきいき栄養教室	75
イ	お父さんと子どもの料理教室	76
ウ	朝食のすすめ	76
(5)	カラダいきいき栄養相談	77
(6)	成人保健相談	77
(7)	健康手帳交付	78
2	健康診査事業	
(1)	がん対策	79
ア	各がん検診実施状況	81
イ	各精密検査実施状況	87
ウ	要精密検査未受診勧奨	90
(2)	ドック・検診	
ア	市民ドック	91
イ	脳ドック	91
ウ	骨粗しょう症検診	92
エ	歯周病検診	92
オ	肝炎ウイルス検診	94
カ	市民健康検診（結核健康診断）	95
キ	ヤング健診	96

(3)	がん患者アピアランスケア用品購入費補助事業	9 7
(4)	若年がん患者在宅療養支援事業	9 7
3	執行委任事業	
(1)	安城市国民健康保険及び健康増進事業特定健康診査	9 8
(2)	愛知県後期高齢者医療健康診査	1 0 1
(3)	安城市国民健康保険特定保健指導及び 健康増進事業保健指導	1 0 1
(4)	特定保健指導未利用者勧奨	1 0 2
(5)	重症化予防事業	
ア	糖尿病性腎症（疑）における受診勧奨	1 0 3
イ	糖尿病（疑）における受診勧奨	1 0 4
ウ	血圧・脂質における受診勧奨	1 0 4
4	健康づくり環境整備事業	
(1)	健康の道	1 0 6
(2)	健康測定会	1 0 7
(3)	あんじょう健康マイレージ事業	1 0 7
(4)	健康づくりきっかけ教室	1 0 8
(5)	あんじょう健康大学	1 1 0
(6)	食育メイト養成講座	1 1 1
(7)	食育メイト育成講座	1 1 2
(8)	安城市健康づくりサポーター事業	1 1 3
(9)	安城市まちの健康おくすり屋さん事業	1 1 3
V	地域支援事業（一般介護予防事業）	1 1 4
1	介護予防普及啓発事業	
(1)	老人クラブ等健康教育	1 1 4
(2)	のびのび倶楽部自主活動支援	1 1 4
(3)	老人クラブ等健康相談	1 1 5
(4)	8 0 2 0 歯科健康診査・表彰式	1 1 5
VI	救急診療	1 1 6
1	休日夜間急病診療所事業	
(1)	事業の経過	1 1 6
(2)	診療日・受付時間・診療時間	1 1 7

(3) 内科・小児科患者状況

ア 年齢別患者数	1 1 8
イ 第2次・第3次病院等への紹介患者数	1 1 9
ウ 病院を紹介した件数	1 1 9
エ 流行性の疾患の動態	1 1 9

(4) 歯科患者状況

ア 年齢別患者数	1 2 0
イ 主訴別患者数	1 2 0

Ⅶ 安城市保健センター概要 1 2 9

1 施設	1 2 9
2 保健センター主要備品	1 3 0
3 利用状況	1 3 1

Ⅷ その他関係事業 1 3 6

1 献血推進事業	1 3 6
2 骨髄提供者等助成事業	1 4 1
3 自動体外式除細動器 (A E D) 管理	
(1) A E D 貸出事業	1 4 2
(2) A E D 管理	1 4 3
4 防災医薬品供給事業	
(1) 防災医薬品一覧	1 4 5
(2) 医療救護訓練	1 4 8

Ⅸ あゆみ 1 4 9

I 安 城 市 の あ ら ま し

I 安城市のあらまし

1 安城市の概要

安城市は、昭和27年5月5日に、県下13番目の市として誕生しました。名古屋市の通勤圏内という地理的条件に恵まれ、昭和35年ごろから工場の進出、住宅団地の建設が盛んになり、急速に都市化が進んできました。市制施行当時約3万8000人であった人口は、今では19万人ほどに成長しました。

農業は、明治用水の豊かな水に育まれ、かつては「日本デンマーク」と呼ばれるほど農業先進都市として発展してきました。近年は、農作業の大型機械化や地域営農システムを取り入れた都市近郊型農業の先進地として注目を集めています。

工業は、中部経済圏の中心である名古屋市から30キロメートルという近い距離や、自動車関連企業をはじめとする大企業の進出の影響を受けて、活発な生産活動を続けています。

商業は、JR安城駅を中心に発展し、「安城七夕まつり」とともに賑わいを見せ、昭和46年から行なわれた駅前都市改造事業で近代的な商店街に変貌を遂げ発展してきましたが、近年は郊外への大型小売店等の出店が目立っています。

また、昭和63年には新幹線三河安城駅が開業し、駅周辺の都市基盤整備が推進され、西三河の玄関口にふさわしいまちづくりが進められ、住宅の建設が盛んになり、急速に都市化が進んできました。さらに、平成9年には都市と農村の共存、農業と文化の情報発信基地となる、安城産業文化公園「デンパーク」が開園し、平成10年に「地球にやさしい環境都市宣言」を行うとともに、平成13年には環境基本条例を制定する等、「市民とともに育む環境首都・安城」を目指して環境施策に力を入れた取り組みを進めてきました。

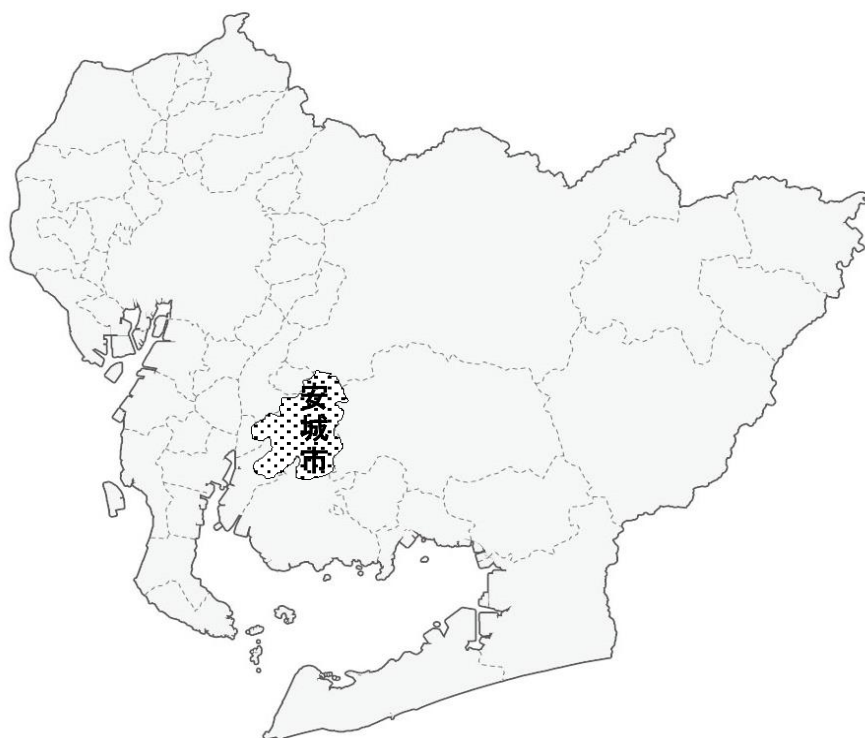
平成28年度からは健康であり幸せでありたいという市民の願いを受けて、「幸せつながる健幸都市 安城」を目指す都市像とし、市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまちづくりを推進してきました。

令和6年度からは、目指す都市像を「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城」とする第9次安城市総合計画がスタートしました。安心して子どもを育てることのできる仕組みをつくり、市民の豊かな暮らしと地域の未来を支える確かな力を蓄え、安全・安心で誰もが住みたくなる魅力あふれるまちづくりを進めていきます。

2 安城市の位置及び人口

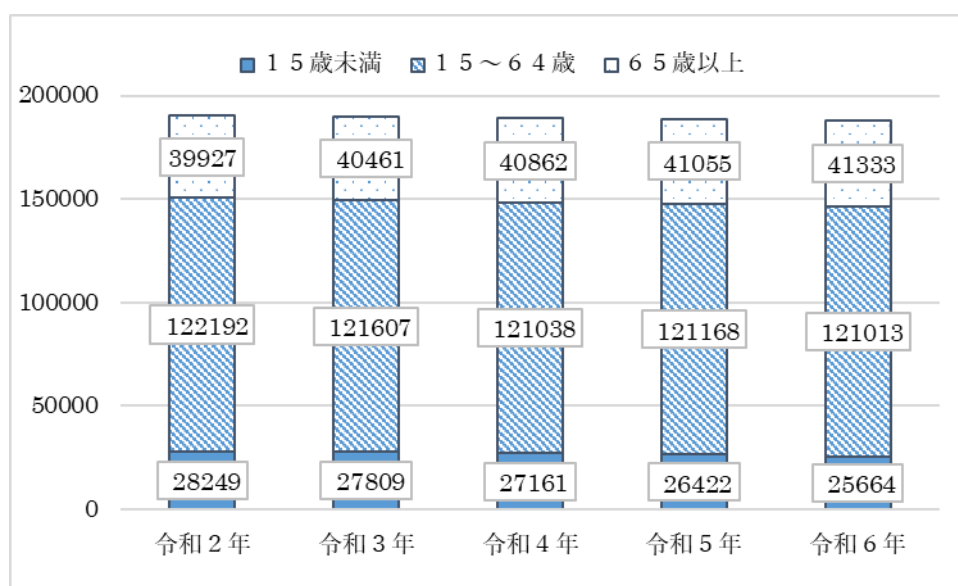
(1) 安城市の位置

面積 86.05 km² 南北 13.7 km 東西 10.6 km



(2) 年齢別人口の推移

人口 188,010 人（男 96,207 人 女 91,803 人） 令和 6 年 4 月 1 日現在
(人)



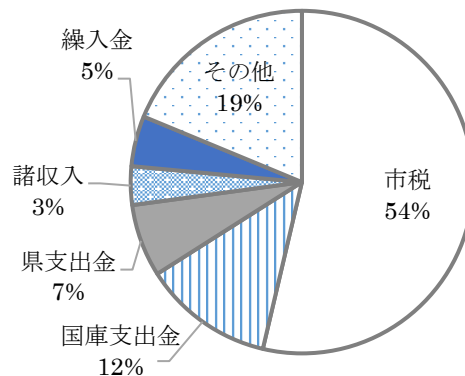
3 令和6年度当初予算

(1) 安城市全体

【歳入】 (単位：百万円)

	予 算
市税	39,548
国庫支出金	9,090
県支出金	5,049
諸収入	2,678
繰入金	3,507
その他	13,818
計	73,690

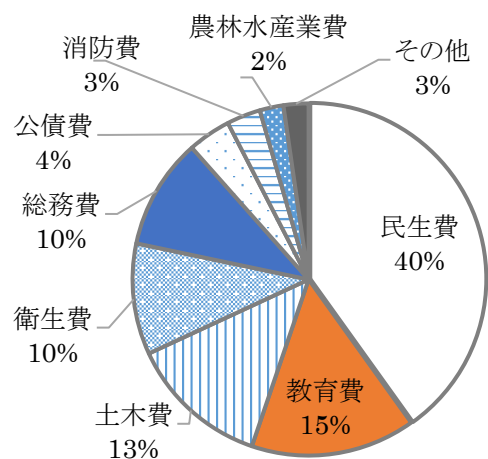
安城市歳入73,690百万円



【歳出】 (単位：百万円)

	予 算
民生費	29,552
教育費	11,142
土木費	9,486
衛生費	7,514
総務費	7,494
公債費	2,918
消防費	2,288
農林水産業費	1,610
その他	1,686
計	73,690

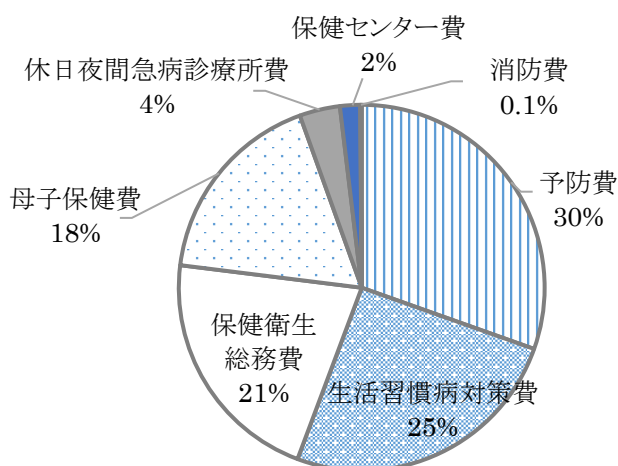
安城市歳出73,690百万円



(2) 健康推進課 (単位：千円)

	予 算
予防費	821,021
生活習慣病対策費	682,038
保健衛生総務費	573,588
母子保健費	473,334
休日夜間急病診療所費	96,489
保健センター費	47,923
消防費	3,626
計	2,698,019

健康推進課予算2,698,019千円



一般会計のみ
給料・手当等の人件費を除く

(3) 健康推進課当初予算の内訳

○ 01 一般会計

(単位: 千円)

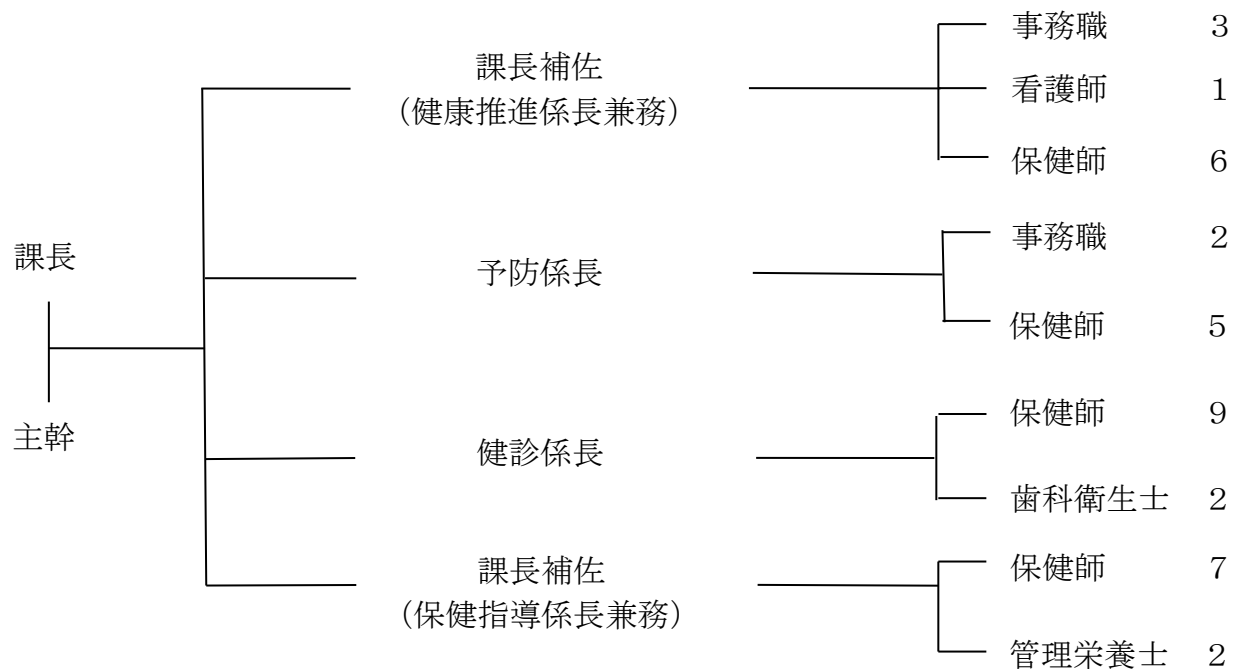
項 目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
20-05 保健衛生費		2,959,064	2,618,437	2,694,393
05	保 健 衛 生 総 務 費	615,512	580,264	573,588
	健康推進課総務事務	3,512	9,544	6,030
	広域二次医療事業	8,870	8,917	8,973
	医療環境整備補助事業	599,440	549,500	549,500
	保健衛生推進補助事業	2,360	2,360	2,360
	献血推進事業	1,330	1,330	1,330
	健康日本21安城計画推進事業	—	8,613	5,395
10	予 防 費	1,274,409	760,323	821,021
	予防接種事業	804,302	760,323	821,021
	新型コロナウイルスワクチン接種事業	470,107	0	0
25	休 日 夜 間 急 病 診 療 所 費	87,638	90,868	96,489
	休日夜間急病診療事業	87,638	90,868	96,489
30	生 活 習 慣 病 対 策 費	645,611	681,848	682,038
	健康知識普及事業	6,146	5,878	6,181
	健康診査事業	620,818	656,851	659,957
	生活習慣改善支援事業	9,840	10,144	6,903
	健康づくり環境整備事業	8,807	8,975	8,997
35	保 健 セ ン タ ー 費	38,360	40,564	47,923
	保健センター施設管理事業	40,564	53,456	47,923

	40	母 子 保 健 費	295,330	451,678	473,334
		母子保健相談支援事業	6,628	167,686	163,712
		母子健康教育事業	3,462	3,491	3,697
		妊産婦・乳児個別健診事業	225,230	223,689	215,360
		乳幼児集団健診事業	34,877	34,073	35,906
		赤ちゃん訪問事業	13,124	12,730	14,649
		不妊治療支援事業	12,009	10,009	40,010
	45-05	消 防 費	2,424	2,994	3,626
	15	防 災 費	2,424	2,994	3,626
		防災医薬品供給事業	2,424	2,994	3,626

○ 22 介護保険事業特別会計

項 目			令和4年度	令和5年度	令和6年度
15-10 一般介護予防事業費			1,968	1,955	1,931
	05	一 般 介 護 予 防 事 業 費	1,968	1,955	1,931
		介護予防普及啓発事業	1,968	1,955	1,931

4 保健センターの機構（令和6年4月1日現在）



5 健康推進課の所掌事務

(1) 健康推進係

- ア 健康日本21安城計画及びいのち支える安城計画に関すること
- イ 保健センター及び休日夜間急病診療所の管理運営に関すること
- ウ 救急診療及び医療サービスに関すること
- エ 献血の推進に関すること
- オ その他課内の調整及び課内他の係に属さないこと

(2) 予防係

- ア 予防接種に関すること
- イ 感染症の予防に関すること

(3) 健診係

- ア 健康診査及び健康診査事後指導に関すること
- イ 不妊治療の助成に関すること
- ウ 歯科保健に関すること

(4) 保健指導係

- ア 健康教育に関すること
- イ 健康相談に関すること
- ウ 訪問指導に関すること
- エ 健康づくりに関すること
- オ 栄養及び食生活に関すること

6 人口動態及び死亡原因

(率：人口千対)

年 次	人 口	出 生	死 亡
令和 4 年	186,838	1,411 (7.6)	1,681 (9.0)
愛知県 令和 4 年	7,497,521	51,152 (6.8)	81,183 (10.8)
全国 令和 4 年	122,030,523	770,759 (6.3)	1,569,050 (12.9)

出典：愛知県衛生年報（安城市・愛知県）、厚生労働省人口動態統計（確定数）の概況（全国）

(率：人口 10 万対)

内 訳 年次	死 亡 内 訳							
	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	肺炎	自殺・ 事故	老衰	結核	その他
令和 4 年	417 (223.2)	160 (85.6)	109 (58.3)	64 (34.3)	87 (46.6)	241 (129.0)	2 (1.1)	601 (321.7)
愛知県 令和 4 年	20,533 (273.9)	9,575 (127.7)	5,013 (66.9)	3,245 (43.3)	3,281 (43.8)	10,679 (142.4)	97 (1.3)	28,760 (383.6)
全国 令和 4 年	385,797 (316.1)	232,964 (190.9)	107,481 (88.1)	74,013 (60.7)	64,672 (53.0)	179,529 (147.1)	1,664 (1.4)	522,930 (428.6)

出典：愛知県衛生年報（安城市・愛知県）、厚生労働省人口動態統計（確定数）の概況（全国）

7 がん部位別・男女別死亡数（令和 4 年）

(単位：人)

部位 別 性別	胃	気管・ 気管支 及び肺	肝 臓	直腸・ S 状結腸移 行部 及び肛門	乳 房	膵 臓	子 宮	白 血 病	食 道	そ の 他	計
男	34	74	8	14		16		7	12	101	266
女	6	24	11	5	13	16	7	8	3	58	151
計	40	98	19	19	13	32	7	15	15	159	417

出典：愛知県衛生年報

8 病院数及び病床数 (令和6年4月1日現在)

区 分	医 科		歯 科
	病院	診療所	
院 数	3	129	78

区 分	病床数	人口 万対比	病 床 内 訳				
			精神	結核	感染症	療養	一般
安城更生	771						771
八千代	420					104	316
矢作川	186		186				
合 計	1,377	73.9	186	0	0	104	1,087
全 国	1,484,849	119.4	319,673	3,808	1,913	275,036	884,419
愛知県	65,364	87.4	12,224	111	66	13,085	39,878

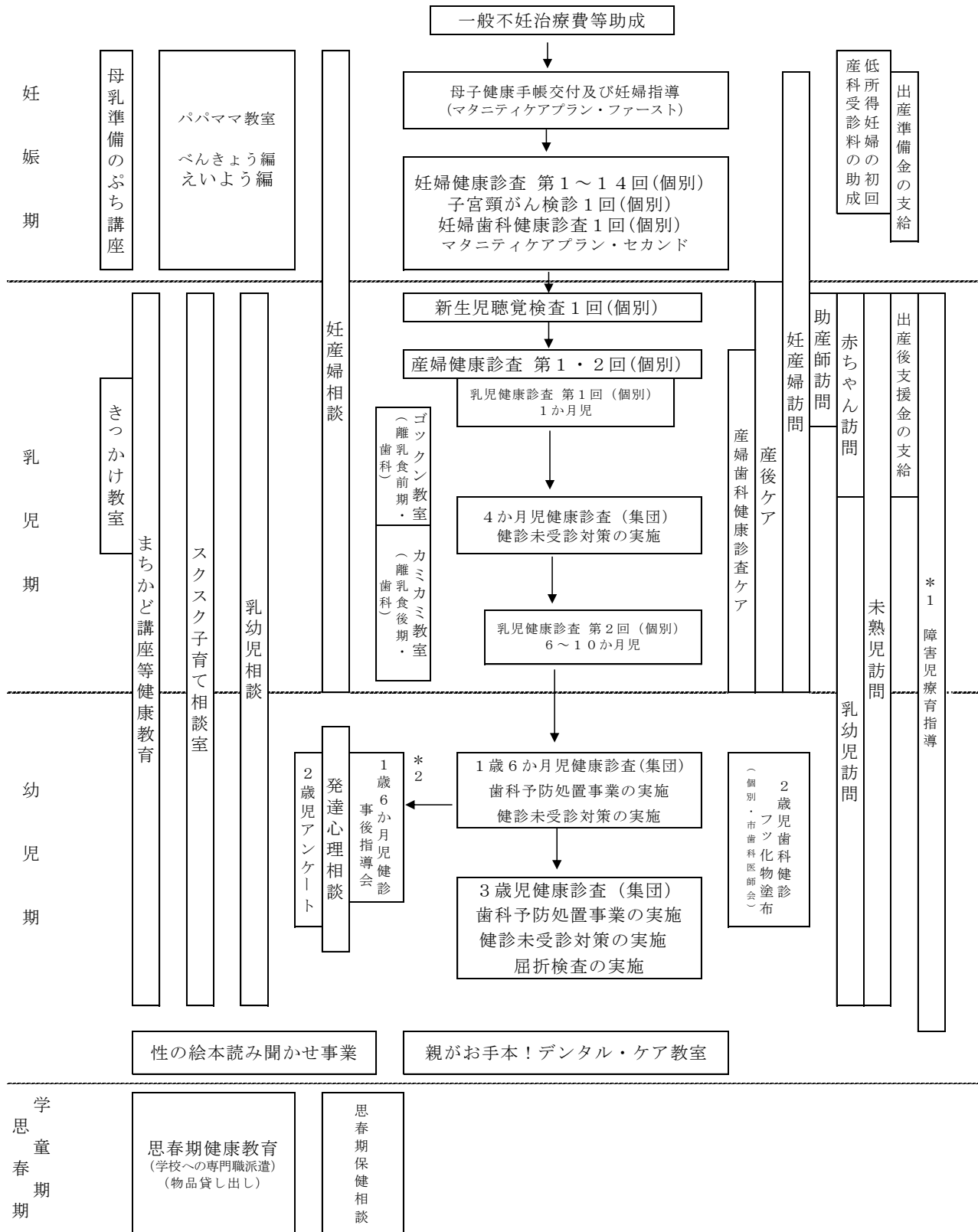
※全国・愛知県の病床数は、病院のみ。

Ⅱ 母 子 保 健 事 業

Ⅱ 母子保健事業

令和5年度

- * 1 子ども課(平成24年度～平成29年度)
子ども発達支援課(平成30年度～)
- * 2 子ども発達支援課(平成30年度～)



1 母子保健相談支援事業

(1) 母子健康手帳交付

○ 交付状況

(単位：冊)

区分 年度	初産婦	経産婦	小 計	その他の 交付	再交付	総 計
令和 3 年度	744	841	1,585	34	9	1,628
令和 4 年度	707	836	1,543	58	12	1,613
令和 5 年度	706	718	1,424	64	12	1,500

※「その他の交付」は、外国からの転入及び出生後交付

○ 妊娠届出状況（令和5年度）

(単位：人)

区 分	1 1 週まで	1 2 ～ 1 9 週	2 0 ～ 2 7 週	2 8 週以降	計
初産婦	684 (663)	18 (17)	2 (1)	2 (2)	706 (683)
経産婦	689 (685)	20 (20)	5 (5)	4 (4)	718 (714)
計	1,373 (1,348)	38 (37)	7 (6)	6 (6)	1,424 (1,397)

※（ ）内は実数

(2) 妊産婦健康相談

目 的：妊娠期の個々の心配に応じた保健指導を行うことにより、不安の軽減を図ります。

対 象：安城市に住民登録のある妊産婦

周知方法：事業案内配布、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレ・妊娠届出書に掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開 催 日：月～金曜日

内 容：母子健康手帳交付時の相談・妊娠初期ケアプラン（マタニティケアプラン）の作成、電話・面接による保健・栄養・歯科についての相談

従 事 者：保健師、管理栄養士、歯科衛生士

○ 妊産婦相談件数 (単位：件)

区 分			電 話	手帳交付 面接	その他の 面接	計
令和 3 年度			1,358	1,563	140	3,061
令和 4 年度			1,444	1,514	150	3,108
令和 5 年 度	妊 婦	初産	90	683	86	859
		経産	77	714	35	826
	産婦		1,211	0	23	1,234
	その他		4	0	0	4
	計		1,382	1,397	144	2,923

○ 妊産婦相談内容 (単位：件)

区 分			保 健	栄 養	歯 科	その他	計
令和 3 年度			2,941	2	1	117	3,061
令和 4 年度			2,979	1	2	126	3,108
令和 5 年 度	妊 婦	初産	780	2	0	77	859
		経産	800	0	0	26	826
	産婦		1,230	1	0	3	1,234
	その他		4	0	0	0	4
	計		2,814	3	0	106	2,923

○ 妊娠初期ケアプラン作成件数 (単位：件)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
初産婦	726	691	683
経産婦	837	822	714
計	1,563	1,513	1,397

(3) 乳幼児等健康相談

目 的：乳幼児期における育児上の心配について、個々のケースに応じた保健指導を行うことにより、不安の軽減を図ります。

対 象：安城市に住民登録のある乳幼児及びその保護者

周知方法：事業案内配布、市公式ウェブサイトに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開 催 日：月～金曜日

内 容：電話・面接による保健・栄養・歯科についての相談

従 事 者：保健師、管理栄養士、歯科衛生士

○ 乳幼児相談状況 (単位：件)

区 分		実施 人数	電話	面接	栄養		歯科	心理	保健	その他
					(保健師)	(栄養士)				
令和3年度		1,608	1,195	413	20	79	14	518	684	293
令和4年度		1,566	1,107	459	24	72	12	520	593	345
令和5年度	0か月～3か月	167	122	45	0	0	0	0	137	30
	4か月～7か月	187	124	63	1	18	2	0	125	41
	8か月～11か月	140	95	45	5	30	3	1	66	35
	1歳～1歳5か月	114	67	47	2	15	2	1	61	33
	1歳6か月～1歳11か月	139	82	57	2	4	1	52	37	43
	2歳～2歳11か月	454	373	81	0	3	0	335	51	65
	3歳～	143	82	61	0	7	4	20	60	52
	不明・その他	2	2	0	0	0	0	0	2	0
	計	1,346	947	399	10	77	12	409	539	299

(4) 育児相談（スクスク子育て相談室）

目 的：乳幼児期における育児上の心配について、個々のケースに応じた保健指導を行うことにより、不安の軽減を図ります。

対 象：おおむね4歳までの乳幼児とその保護者、家族及び協力者

周知方法：事業案内配布、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開 催 日：毎月第2・4木曜日 午前9時～11時

内 容：身体計測及び保健・栄養・歯科についての相談
(個別相談は予約制、身体計測は予約不要)

従事者：保健師、管理栄養士、歯科衛生士

○ 相談者状況 (単位：人、回)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	24	24	24
相談人数	1,145	1,249	1,130
実 数	410	432	428
平均相談人数	47.7	52.0	47.1
平均相談回数	2.8	2.9	2.6

○ 相談結果 (単位：人、%)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人数	率	人数	率	人数	率
計測のみ	789	68.9	837	67.0	679	60.1
保 健	163	14.3	184	14.8	218	19.3
歯 科	52	4.5	78	6.2	78	6.9
栄 養	141	12.3	150	12.0	155	13.7
計	1,145	100.0	1,249	100.0	1,130	100.0

(5) 産後ケア

目 的：産後の母子に対し、助産師等による専門的な支援を行うことにより、母親の身体的回復と心理的な安定を促進します。

対 象：安城市に住民登録のある産後1年未満の母と子

※令和4年度までは産後3か月未満

内 容：市内受託医療機関（産婦人科・助産院）で、空きベッドを活用する等により、休養の機会を提供し、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施

周知方法：事業案内配布、母子健康手帳交付時・赤ちゃん訪問時に案内、市公式ウェブサイトに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

○ 利用者数

(単位：人、日)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数		32 (32)	117 (110)	200 (179)
延べ利用日数		127	184	292
内 訳	宿 泊	123	91	128
	日帰り	4	8	22
	短時間		85	142

※ () 内は実数

2 母子健康教育事業

(1) パパママ教室べんきょう編

目 的：妊婦とその夫が、妊娠・出産・育児について正しい知識を身につけ、協力して子育てができるようにします。妊娠・出産後の心身の変化や育児をイメージすることで、夫婦が互いに思いやりをもって過ごすことができるようにします。

対 象：妊婦、家族及びその協力者

周知方法：母子健康手帳交付時に事業案内配布、個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開 催 日：平日、土曜日（午前） 年13回

内 容：抱っこ・オムツ交換・沐浴の実習、こころの変化の話、歯の健康管理の講話、DVD「赤ちゃんが泣きやまない」の上映

従 事 者：保健師、歯科衛生士

○ 参加状況

(単位：回、人、%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	13	15	13
受講者数	547	652	621
1回あたり受講者数	42.1	43.5	47.8
うち夫の参加数	264	314	298
夫婦での参加率	94.0	96.0	94.8

(2) パパママ教室えいよう編

目 的：妊娠中の食生活や調理法について正しい知識を身につけ、妊婦が栄養バランスに配慮した食生活を実践できるよう支援します。

対 象：妊婦、家族及びその協力者

周知方法：母子健康手帳交付時に事業案内配布、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開 催 日：水曜日又は土曜日（午後） 年 1 1 回

内 容：妊娠中の食生活についての講義、調理デモンストレーションの見学、試食

従 事 者：管理栄養士

○ 受講者数 (単位：回、人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	10	11	11
受講者数	175	187	194
うち家族の参加数	81	84	93
1回あたり受講者数	17.5	17.0	17.6

○ 対象者別受講者数 (単位：回、人)

区 分	パパママ教室 べんきょう編	パパママ教室 えいよう編	計
実施回数	13	11	24
妊婦（初産）	302	98	400
妊婦（経産）	9	3	12
妊婦の夫	298	91	389
その他	12	2	14
計	621	194	815

(3) 母乳準備のぷち講座

目 的：産後の母乳育児に備え、事前に学習します。

対 象：安城市に住民登録のある妊婦

周知方法：母子健康手帳交付時に事業案内配布、個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開 催 日：毎月1回 水曜日（午前）（概ね第3水曜日）

内 容：助産師による母乳ケア、授乳ポジションについての講話

従 事 者：保健師又は看護師、助産師

○ 参加状況 (単位：回、人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	12	12	12
参加人数	129	123	128

(4) 健康教育（母子）

目 的：母性及び乳幼児等の健康保持、増進を図るため、依頼のあった団体などに対し、正しい知識の普及を行います。

対 象：妊産婦、乳幼児とその保護者

従 事 者：保健師、管理栄養士、歯科衛生士

○ 実施状況 (単位：回、人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	23	73	86
延受講者数	286	1,028	1,599

○ 内容内訳 (単位：回、人)

事 業	回 数	延受講者数	団 体 等
健康教育	28	483	子育て支援センター等
親がお手本！デンタル ケア教室（再掲）	58	1,116	保育園、幼稚園、認定こども園等
計	86	1,599	

(5) 離乳食講習会

ア ゴックン教室（前期離乳食）

目 的：乳汁のみの栄養から順次、固形食栄養に切りかえ、咀嚼能力や味覚の形成の基礎をつくる離乳食の知識を習得します。

対 象：おおむね4～6か月の乳児の保護者、家族及びその協力者

周知方法：事業案内配布、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開催日：毎月2回 火曜日（午後）

従事者：管理栄養士、歯科衛生士

会場：保健センター

○ 参加状況

（単位：回、組、人、％）

年 度	実施回数	参加組数	平均参加 組数	4 か月児 健診 対象者数	受講率 ＊
令和3年度	52	378	7.3	1,562	24.2
令和4年度	50	414	8.3	1,426	29.0
令和5年度	23	369	16.0	1,420	26.0

＊市外在住者を除き算出

※令和3、4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、定員を設定し、回数を増やして実施

※令和5年度は、台風のため1回中止

イ カミカミ教室（後期離乳食と歯の手入れ）

目 的：離乳食から幼児食への順調な移行と、好ましい食習慣の確立を図るとともに、乳幼児期の正しい口腔機能の育成と歯科衛生の知識を習得します。

対 象：おおむね6～11か月の乳児の保護者、家族及びその協力者

周知方法：事業案内配布、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

開催日：月2回 火曜日（午後）

従事者：管理栄養士、歯科衛生士

会場：保健センター

○参加状況

（単位：回、組、人、％）

年 度	実施回数	参加組数	平均参加 組数	4 か月児 健診 対象者数	受講率 ＊
令和3年度	52	224	4.3	1,562	14.3
令和4年度	48	303	6.3	1,426	21.2
令和5年度	24	270	11.3	1,420	19.0

＊市外在住者を除き算出

※令和3、4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、定員を設定し、回数を増やして実施

(6) 思春期保健相談

目 的：思春期における身体の悩みや不安を解決し、また、性に関する正しい知識の情報提供を行います。

対 象：思春期（10歳～18歳）の子ども及びその保護者

内 容：電話・メール・面接相談（予約制）

従 事 者：思春期保健相談士

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載、夏・冬・春季休業前に市内小・中学校にチラシ配布、夏季休業前に高校にポスター掲示依頼

○ 相談状況 (単位：人)

年 度	電話	面接	メール	計
令和3年度	233	0	83	316
令和4年度	106	1	55	162
令和5年度	19	0	5	24

※令和5年度は原則メール・面接相談。電話は随時対応。

(単位：人)

男性	女性	不明	計
16	7	1	24

(7) 思春期健康教育

ア 性・生に関する健康教育

目 的：「性・生」について話しやすい家庭環境づくりを推進します。

性に関する正しい知識を提供し、思春期における問題や不安を解消するなど思春期の健康課題解決に向けて支援します。

対 象：園児、小・中学生、高校生及びその保護者

内 容：市内学校にて思春期の発達段階に応じた健康教育、市内幼稚園・保育園・認定こども園にて性の絵本の読み聞かせ

実 施 日：各幼・保育園・認定こども園、小・中学校、高校からの依頼日

方 法：指定場所に出向き実施

図書情報館職員と協力し、保育士・園児向けに絵本の読み聞かせを実施

従 事 者：保健師、助産師、図書情報館職員

周知方法：各幼・保育園・認定こども園、小・中学校、高校に実施内容等を提示

○ 健康教育実施状況 (単位：人、回)

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	人数	回数	人数	回数	人数	回数
小学校	193	2	305	3	120	1
中学校	1,244	26	1,203	24	1,295	25
高 校	480	2	172	1	0	0
計	1,917	30	1,680	28	1,415	26

(外部講師派遣による健康教育を含む)

○ 性の絵本の読み聞かせ実施状況 (単位：園)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施園	5	7	8

イ 健康教育物品の貸出し

目 的：学齢期における栄養・食生活、喫煙・飲酒対策、歯の健康、休養・こころの健康に関する教育の支援をします。

対 象：小・中学校、高校

内 容：健康教育物品の貸出し

実 施 日：各小・中学校、高校からの依頼日

周知方法：各幼・保育園・認定こども園、小・中学校、高校に実施内容等を提示

○ 健康教育物品貸出し状況 (単位：回)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童センター	1	6	5
小学校	1	0	2
中学校	1	2	4
高 校	0	2	0
その他	1	1	3
計	4	11	14

ウ 学齡期歯科健康教育

目 的：子どもたちが口腔衛生に関する健康的な生活習慣を身につけられるよう、愛知県歯科衛生士会に委託して健康教育を行います。

対 象：市内小学３年生

実 施 日：小学校が希望する木曜日

方 法：指定場所に出向き実施

従 事 者：歯科衛生士２名

周知方法：実施内容を各学校へ通知（文書および電子メール）

○実施状況

（単位：学級、人）

月 日	会場名	学級数	児童数
６月８日	梨の里小学校	３	７４
６月２２日	安城中部小学校	３	７６
６月２９日	安城東部小学校	３	８４
７月６日	新田小学校	２	６３
７月１３日	二本木小学校	４	１３４
９月７日	志貴小学校	１	１８
９月１４日	作野小学校	３	９２
９月２８日	丈山小学校	４	１２４
１０月１９日	明和小学校	２	６２
１１月９日	桜町小学校	２	６３
１１月１６日	里町小学校	３	７４
１２月７日	祥南小学校	２	４４
１月１８日	桜林小学校	３	８６
２月２９日	安城南部小学校	３	７６
計	１４校	３８	１,０７０

エ ちらしによる知識の普及啓発（自己肯定感・命の大切さ、未成年者の喫煙対策、睡眠・休養）

対 象：小学５・６年生、中学１～３年生

方 法：推進分野に沿った内容のちらしを作成し、各学校を通じて配布

(分野) 夏季休業前：自己肯定感・命の大切さ

冬季休業前：未成年者の喫煙対策

春季休業前：睡眠・休養

○ 実施状況

(単位：回、人)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
配布回数		3	3	3
配布数	小学生	11,541	12,434	12,595
	中学生	17,130	17,934	17,684

オ ちらしによる知識の普及啓発（歯の健康）

対 象：市内小・中学生

方 法：歯科分野の推進にあたり、プラークコントロールができるようになるためにちらしを作成し、各学校を通じて配布（3年度毎に配布）

○ 実施状況

(単位：回、人)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
配布回数		1	—	—
配布数	小学生	11,303	—	—
	中学生	5,710	—	—

（８）母子手帳アプリ「あんぴよ」

目 的：スマートフォン向けアプリを活用し、妊娠・出産・子育てに関する情報を必要なタイミングで必要な人に配信します。母子健康手帳の記録をデジタル保存し、紙の母子健康手帳を補完するとともに、成長記録を家族で共有できます。

乳幼児健康診査や各種教室の予約ができます。

対 象：妊婦・子育て中の方とその家族

周知方法：母子健康手帳交付時、事業案内配布、市公式ウェブサイトに掲載

○ 登録件数

(件)

令和 4 年度末	令和 5 年度末
7,577	9,640

（９）出産・子育て応援交付金（出産準備金・出産後支援金）の交付

目的：妊娠期から出産・子育て期までの伴走型相談支援の充実と経済的支援を一体的に行います。

対象：出産準備金 …安城市に住民登録があり、妊娠の届出をした妊婦
 出産後支援金…出生届を済ませた、安城市に住民登録のある子を養育する父母

内容：①妊娠の届出時に保健師による面談にて各教室等の紹介を実施。出産準備金（５万円）を支給。

②妊娠７か月頃「マタニティケアプラン・セカンド」を送付し、産後の生活や育児に関するサービスを紹介。希望者には面談を実施。

③赤ちゃん訪問にて面談を実施し、育児に関するサービスを紹介。出産後支援金（５万円）を支給。

周知方法：母子健康手帳交付・赤ちゃん訪問時に案内、市公式ウェブサイトに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

○支給状況 (件)

	令和４年度	令和５年度
出産準備金の支給	2,304	1,417
出産後支援金の支給	1,246	1,420

※令和４年度は遡及分を含む。

（１０）低所得妊婦の初回産科受診料支援事業

目的：低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげます。

対象：安城市に住民登録があり、妊娠の判定を受ける市民税非課税世帯、生活保護受給世帯等に属する者

内容：妊娠判定を受けた日から６か月以内に申請

周知方法：市内各産科での案内、母子健康手帳交付の面談、市公式ウェブサイトに掲載

○助成状況（件）

令和５年度
2

※令和５年７月開始

3 妊産婦・乳児個別健診事業

(1) 妊産婦健康診査

目 的：妊産婦の健康保持・増進及び異常の早期発見・早期治療を図ります。

対 象：安城市に住民登録のある妊産婦

周知方法：母子健康手帳交付時に受診票を交付し案内、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載

内 容：妊婦健康診査14回分（多胎妊婦には19回分）、子宮頸がん検診1回分、産婦健康診査1回分（令和5年度から2回分交付）の助成。県外受診分も対象。

○ 妊産婦健康診査受診票交付状況（4～3月）（単位：枚）

区 分	母子健康手帳と同時交付			その他(転入、再交付など)			計		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
妊婦 1回目	1,563	1,513	1,396	6	5	1	1,569	1,518	1,397
妊婦 2回目	1,585 (21)	1,544 (31)	1,423 (28)	15	25	10	1,600	1,569	1,433
妊婦 3回目	1,584 (21)	1,537 (31)	1,420 (28)	35	46	25	1,619	1,583	1,445
妊婦 4回目	1,559	1,504	1,384	49	63	41	1,608	1,567	1,425
妊婦 5回目	1,576 (21)	1,527 (31)	1,405 (28)	75	77	57	1,651	1,604	1,462
妊婦 6回目	1,575 (21)	1,524 (31)	1,401 (28)	86	89	67	1,661	1,613	1,468
妊婦 7回目	1,569 (21)	1,522 (31)	1,399 (28)	95	103	82	1,664	1,625	1,481
妊婦 8回目	1,544	1,489	1,370	102	108	85	1,646	1,597	1,455
妊婦 9回目	1,543	1,487	1,366	112	124	95	1,655	1,611	1,461
妊婦 10回目	1,541	1,486	1,361	122	132	115	1,663	1,618	1,476
妊婦 11回目	1,537	1,485	1,359	126	134	115	1,663	1,619	1,474
妊婦 12回目	1,537	1,485	1,357	128	140	121	1,665	1,625	1,478
妊婦 13回目	1,537	1,484	1,355	132	139	123	1,669	1,623	1,478
妊婦 14回目	1,596	1,484	1,355	163	144	127	1,759	1,628	1,482
計	21,787 (105)	21,071 (155)	19,351 (140)	1,573	1,329	1,064	24,103	22,400	20,415
子宮頸がん	1,563	1,513	1,396	14	17	7	1,641	1,530	1,403
産婦 1回目	1,534	1,480	1,354	176	156	138	1,771	1,636	1,492
産婦 2回目			1,354			81			1,435

※（ ）内は、多胎妊婦用受診票交付件数再掲

○ 妊産婦健康診査受診票受診状況

(単位：件)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	令和 3 年 2 月 ～ 4 年 1 月	令和 4 年 2 月 ～ 5 年 1 月	令和 5 年 2 月 ～ 6 年 1 月
妊婦 1 回目	1,570	1,501	1,393
妊婦 2 回目	1,526	1,469	1,365
妊婦 3 回目	1,511	1,436	1,331
妊婦 4 回目	1,537	1,453	1,332
妊婦 5 回目	1,462	1,381	1,314
妊婦 6 回目	1,475	1,390	1,296
妊婦 7 回目	1,445	1,305	1,291
妊婦 8 回目	1,509	1,412	1,344
妊婦 9 回目	1,391	1,216	1,236
妊婦 1 0 回目	1,396	1,278	1,243
妊婦 1 1 回目	1,196	1,078	1,077
妊婦 1 2 回目	1,284	1,194	1,172
妊婦 1 3 回目	965	843	826
妊婦 1 4 回目	652	563	507
計	18,919	17,519	16,727
子宮頸がん検診	1,559	1,492	1,383
産婦健診 1 回目	1,380	1,334	1,284
産婦健診 2 回目			152

○ 償還払い状況（県外受診）

（単位：件、回）

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
妊婦健診	申請件数	171	171	149
	受診回数	897	807	739
子宮頸がん検診	申請件数	4	6	4
	受診回数	4	6	4
産婦健診	申請件数	131	119	80
	受診回数	131	119	92

（２）妊婦歯科健康診査

目 的：妊婦の歯科健康診査を行うことにより、妊娠や出産に影響を及ぼす歯科疾患の早期発見・早期対応及びかかりつけの歯科医療機関を持つことを勧めます。

対 象：安城市に住民登録のある妊婦

周知方法：母子健康手帳交付時に受診票を交付し案内、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんびよ」

内 容：歯科健診及びブラッシング指導

○ 受診者数

（単位：人、％）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数	1,563	1,513	1,397
受診者数	847	742	727
受診率	54.2	49.0	52.0

○ 受診者状況

（単位：人）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
～ 1 1 週	6	8	4
1 2 ～ 1 9 週	207	167	202
2 0 ～ 2 7 週	399	357	331
2 8 週～	235	210	190
計	847	742	727

○ 判定

(単位:人、%)

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
異常なし	63	7.4	62	8.4	51	7.0
要指導	236	27.9	165	22.2	128	17.6
要精密検査	548	64.7	515	69.4	548	75.4
計	847	100.0	742	100.0	727	100.0

(3) 乳児健康診査・新生児聴覚検査

ア 乳児健康診査・新生児聴覚検査

目 的：乳児の健康保持・増進及び異常の早期発見・早期治療を図ります。

対 象：安城市に住民登録のある 1 歳になる 2 日前までの乳児

(令和 3 年度から受診期限を 1 歳 1 か月になる前日までに変更)

※新生児聴覚検査は、生後 1 か月以内の乳児

周知方法：母子健康手帳交付時に受診票を交付し案内、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載

内 容：乳児健康診査 2 回分（生後 1 か月頃、6 ～ 10 か月頃）、新生児聴覚検査 1 回分の助成。県外受診分も対象。

○ 受診票交付状況

(単位:枚)

	母子健康手帳と同時交付			その他(転入、再交付など)			計		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
乳児 1 回目	1,564	1,515	1,383	145	163	144	1,709	1,678	1,527
乳児 2 回目	1,486	1,428	1,304	297	341	289	1,783	1,769	1,593
新生児聴覚検査	1,564	1,515	1,384	131	154	136	1,695	1,669	1,520

○ 受診票利用状況

(単位:件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	令和 3 年 2 月 ～ 4 年 1 月	令和 4 年 2 月 ～ 5 年 1 月	令和 5 年 2 月 ～ 6 年 1 月
乳児 1 回目	1,384	1,361	1,307
乳児 2 回目	1,348	1,293	1,216
新生児聴覚検査	1,029	948	975

○ 償還払い状況（県外受診・助産院）（単位：件、回）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
乳児健診	110	101	76
新生児聴覚検査	103	102	80

イ ちらしによる健診の受診勧奨

目 的：乳児健康診査受診票（2回目）を利用しての健診の受診勧奨

対 象：安城市に住民登録のある生後7か月になる児

内 容：受診勧奨のちらしを送付。

あわせて乳児期の知識（事故予防、離乳食から幼児食への移行、歯の手入れ）の啓発ちらしを同封し送付

○ 送付状況（単位：回、人）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
送付回数	12	12	12
送付数	1,572	1,525	1,412

（４）産婦歯科健康診査ケア

目 的：口腔内診査により歯科疾病の早期発見・予防をするとともに、母親の口腔内環境を整え、子へのう蝕病原菌の早期伝播を予防するため、歯科保健の意識の向上及びかかりつけ歯科医の普及・定着を図ります。

対 象：安城市に住民登録のある産婦

周知方法：母子健康手帳交付時に受診票を交付し案内、個人通知にて受診勧奨（年12回実施）、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載、母子手帳アプリ「あんぴよ」

内 容：口腔診査及び歯科医師又は歯科衛生士によるブラッシングとフロッシング、歯面への研磨（クリーニング）、歯科保健指導

○ 利用状況（単位：人、％）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者	1,551	1,434	1,389
受診者	653	627	575
受診率	42.1	43.7	41.4

4 乳幼児集団健診事業

(1) 4 か月児健康診査

目 的：生後 4 か月の時点において、保護者と児の成長発達を確認します。
また、保護者の育児不安に対して支援を行います。

対 象：安城市に住民登録のある生後 3 か月半から 6 か月未満の児

周知方法：個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載

日 時：毎週水曜日 午後

内 容：受付→集団指導※→身体計測→医師診察→保健指導・個別相談

※令和 2 年度から、新型コロナウイルス感染症の対策のため集団指導を中止していたが、新型コロナウイルス感染症が第 5 類になったため、令和 5 年度より集団指導を開始。

従 事 者：医師、保健師、看護師、見守りボランティア

図書情報館スタッフによるブックスタート事業を実施

○ 受診者数 (単位：回、人、%)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数	45	42	40
対象者数	1,563	1,426	1,420
受診者数	1,542	1,449	1,394
受診率	98.7	101.6	98.2

○ 受診結果 (単位：人、%)

管理区分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
医師総合判定	異常なし	1,264	1,235	1,186
	異常なし率	82.0	85.2	85.1
	既医療	72	61	58
	要観察	13	2	3
	要医療	0	0	0
	内 訳			
	精神面	0	0	0
	身体面	0	0	0
	要精密	193	151	147

○ 疾病分類における所見のある者の内訳

(単位：人)

疾 病 分 類		所見なし	所見あり
神経系	筋緊張	1,394	0
	反射	1,394	0
運動発達	定額	1,393	1
	手の握り	1,392	2
	姿勢	1,393	1
精神発達	笑わない	1,393	1
	声が出ない	1,393	1
	視線が合わない	1,394	0
感覚器	追視	1,394	0
	聴覚異常	1,394	0
循環器	心音異常	1,388	6
消化器	腹部腫瘍	1,394	0
泌尿・生殖器	そけいヘルニア	1,393	1
	停留精巣※男児のみ	705	6
	仙骨皮膚洞・腫瘍	1,391	3
	外性器異常	1,392	2
股関節	股関節開排制限	1,273	121
皮 膚	血管腫	1,367	27
	湿疹	1,331	63
	被虐待跡	1,394	0

○ 保健指導支援

(単位：人)

子育て支援	子の要因		親、家庭 の要因	親子関係	授乳
	発達	その他			
支援不要	1,329	909	935	1,379	917
自ら対処可能	60	450	411	13	452
保健機関継続支援	3	10	22	2	25
機関連携支援	1	0	0	0	0
状況確認	1	25	26	0	

○ 紹介書交付状況及び受診結果 (単位：件、%)

区 分		受診結果	率
紹介書交付件数		157	
異常なし		97	61.8
要観察		34	21.7
要医療		9	5.7
内 訳	精神面	0	
	身体面	9	
未受診		17	10.8

(令和6年4月1日現在)

○ 紹介書の内容 (単位：件)

内 容	件数	内 容	件数	内 容	件数
股関節	111	開眼状態の左右差	1	二分脊椎疑い	1
股関節屈曲・開排制限	1	左内斜視疑い	4	鼠径ヘルニア疑い	1
体重増加不良	14	左目閉眼しにくい	1	前額部血管腫	1
体重増加不良・ 全身湿疹	1	左目睫毛刺激	1	舌に突起あり	1
全身湿疹	3	右精巣肥大	1	蒙古斑	1
乾燥性湿疹	1	左精巣不触	1	膺前庭にひだ	1
頭囲拡大	3	左移動性精巣	1	左第5趾の異常	1
頭囲小	2	心雑音	1		
頭の形気になる	2	陥没呼吸	1	計	157

(2) 1歳6か月児健康診査

目的：1歳6か月の時点において、保護者と児の成長発達を確認します。
また、児の発達に伴う問題や保護者の不安に対して支援を行います。

対象：安城市に住民登録のある1歳6か月から2歳未満の児

周知方法：個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載

日時：毎週金曜日 午後

内容：受付→集団指導※→問診及び保健指導→歯科健診→身体計測→

医師診察→フッ化物塗布→栄養相談・心理相談・保健相談

※令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の対策のため集団指導を中止していたが、新型コロナウイルス感染症が第5類になったため、令和5年度より集団指導を開始。

従事者：医師、歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、保健師、看護師、臨床心理士、子育て支援アドバイザー、見守りボランティア

○ 受診者数 (単位：回、人、%)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	45	42	41
対象者数	1,609	1,517	1,470
受診者数	1,600	1,515	1,462
受診率	99.4	99.9	99.5

○ 歯科健診結果（受診者数1,462人） (単位：人、%)

区分	う蝕罹患型						その他の要経過観察			
	う蝕なし		う蝕あり			A B C 型 計	歯垢の付着	歯列咬合	軟組織異常	その他
	O ₁ 型	O ₂ 型	A型	B型	C型					
人数	604	848	9	1	0	10	24	167	104	147
率	41.3	58.0	0.6	0.1	0	0.7	1.6	11.4	7.1	10.1

○ 歯科医判定

(単位：人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
問題なし	1,215	1,106	1,044
要指導	6	3	0
要経過観察	369	391	408
要治療	10	15	10
計	1,600	1,515	1,462

○ フッ化物塗布

(単位：人、%)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施人数	1,225	1,161	1,107
実施率	76.6	76.6	75.7

○ う蝕有病者状況

(単位：人、%、本)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
う蝕有病者数	11	14	10
う蝕有病率	0.69	0.92	0.68
う 歯総数	26	46	31
1 人平均う 歯数	0.02	0.03	0.02
う蝕有病者 1 人平均う 歯数	2.4	3.3	3.1

○ 健康診査結果

(単位：人、%)

管理区分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
医師総合判定	異常なし		1,132	1,114	1,061
	異常なし率		70.8	73.5	72.6
	既医療		43	30	30
	要観察		377	332	324
	要医療		2	4	3
	内 訳	精神面	0	0	0
		身体面	2	4	3
要精密		46	35	44	

○ 疾病分類における所見のある者の内訳

(単位：人)

疾病等分類		所見なし	所見あり	疾病等分類		所見なし	所見あり
運動発達	歩行の遅れ	1,439	23	感覚器	斜視	1,460	2
	胸郭・脊柱の変形	1,461	1		聴覚障害	1,461	1
	歩容	1,462	0	消化器	腹部腫瘍	1,462	0
	O脚	1,460	2		臍ヘルニア	1,450	12
	手の使い方が未熟	1,446	16	泌尿生殖器	停留精巣 ※男児のみ	736	8
精神発達	発語の遅れ	1,275	187		そけいヘルニア	1,462	0
	視線が合わない	1,428	34	皮膚	アトピー性皮膚炎	1,447	15
	指示理解の遅れ	1,394	68		被虐待跡	1,462	0
	多動	1,374	88				

○ 保健指導支援

(単位：人)

子育て支援	子の要因		親、家庭の要因	親子関係
	発達	その他		
支援不要	630	1,264	208	1,453
自ら対処可能	276	193	1,226	7
保健機関継続支援	203	1	13	2
機関連携支援	2	1	1	0
状況確認	351	3	14	0

○ 紹介書交付状況及び受診結果 (単位：件、%)

区 分		受診結果	率
紹介書交付件数		44	
異常なし		7	15.9
要観察		20	45.5
要医療		6	13.6
内 訳	精神面	0	
	身体面	6	
未受診		11	25.0

(令和6年4月1日現在)

○ 紹介書の内容 (単位：件)

内 容	件数	内 容	件数
未歩行	4	右内斜視疑い	1
歩行の遅れ	1	左内斜視疑い	1
歩行の遅れ・低身長	1	左目が中に寄る	1
未歩行・頭囲拡大	1	目をしかめる	1
未歩行・大泉門開大	1	アデノイド肥大	1
未歩行・有意語なし	1	臍ヘルニア	3
○脚	1	移動性精巣	2
右足内側に傾く	1	左停留精巣	3
よくつまずく	1	左陰嚢水腫疑い	1
身体的発達が遅い	1	マイクロペニス疑い	1
低身長	1	排尿時バルーンニング	1
左手筋力低下疑い	1	陰唇癒着	2
頭囲拡大	1	外陰唇癒着	5
頭囲拡大・指さし少ない・発語なし	1	処女膜ポリープ	1
頭囲小	1	毛巣洞疑い	1
視線が合わない	1	計	44

(3) ちらしによる知識の普及啓発（1歳6か月児歯科健診事後指導）

対 象：1歳6か月児歯科健康診査受診時にう蝕罹患型がO₂型判定だった児

方 法：健診受診3か月後にう蝕予防のちらしを送付

○ 年次別状況 (単位：回、人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
送付回数	12	12	12
送付数	982	881	826

(4) 3歳児健康診査

目 的：3歳の時点において、保護者と児の成長発達を確認します。

また、発達に伴う問題や保護者の不安に対して支援を行います。

対 象：安城市に住民登録のある満3歳から4歳未満の児

周知方法：個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・ママフレに掲載

日 時：毎週木曜日 午後

内 容：受付→集団指導※→問診及び保健指導→歯科健診→身体計測→

医師診察→フッ化物塗布→栄養相談・心理相談・保健相談

※令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の対策のため集団指導を中止

していたが、新型コロナウイルス感染症が第5類になったため、

令和5年度より集団指導を開始。

従 事 者：医師、歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、保健師、看護師、臨床心理士、子育て支援協力員、見守りボランティア

○ 受診者数 (単位：回、人、%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	46	43	41
対象者	1,711	1,633	1,514
受診者数	1,705	1,645	1,526
受診率	99.6	100.7	100.8

○ 歯科健診結果（受診者数 1,526 人）

（単位：人、％）

区 分	う蝕罹患型						その他の要経過観察		
	う蝕なし	う蝕あり				A B C 型 計	指しやぶり	歯列咬合	（うち軟組織異常） その他
	O 型	A 型	B 型	C1 型	C2 型				
人数	1,446	56	19	0	5	80	73	228	163 (52)
率	94.8	3.7	1.2	0	0.3	5.2	4.8	14.9	10.7

○ 歯科医判定

（単位：人）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
問題なし	1,017	1,039	1,062
要指導	3	1	0
要経過観察	579	518	389
要治療	106	87	75
計	1,705	1,645	1,526

○ フッ化物塗布

（単位：人、％）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施人数	915	892	793
実施率	53.7	54.2	52.0

○ う蝕有病者状況

（単位：人、％、本）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
う蝕有病者数	119	90	80
う蝕有病率	7.0	5.5	5.2
う歯総数	439	289	308
1 人平均う歯数	0.3	0.2	0.2
う蝕有病者 1 人平均う歯数	3.7	3.2	3.9

○ 健康診査結果

(単位：人、%)

管 理 区 分			令和３年度	令和４年度	令和５年度
医師総合判定	異常なし		1,054	1,007	915
	異常なし率		61.8	61.2	60.0
	既医療		39	80	57
	要観察		286	238	198
	要医療		1	1	0
	内 訳	精神面	0	0	0
		身体面	1	1	0
要精密		325	319	356	

○ 疾病分類における所見のある者の内訳

(単位：人)

	疾病分類	所見なし	所見あり	所見あり内訳		
運動発達	胸郭・脊柱の変形	1,524	2			
	歩容	1,522	4			
	O脚	1,526	0			
	母指と示指で輪ができない	1,407	60			
精神発達	発語の遅れ	1,396	130			
	視線が合わない	1,490	36			
	指示理解の遅れ	1,453	73			
	多動	1,480	46			
	吃音	1,526	0			
皮膚	アトピー性皮膚炎	1,502	24			
	被虐待跡	1,526	0			
感覚器	視覚異常	1,239	287	管理中	異常の疑いあり	
				12	275	
	聴覚異常	1,355	171	主治医管理	異常の疑い(滲出性中耳炎等)	異常の疑い(難聴等)
				12	0	159

○ 保健指導支援

(単位：人)

子育て支援区分	子の要因		親、家庭の 要因	親子関係
	発達	その他		
支援不要	1,082	1,347	612	1,499
自ら対処可能	376	178	895	25
保健機関継続支援	45	0	8	1
機関連携支援	6	0	0	0
状況確認	17	1	11	1

○ 紹介書交付状況及び受診結果 (単位：件、%)

区 分		受診結果	率
紹介書交付件数		397	
異常なし		107	27.0
要観察		150	37.8
要医療		58	14.6
内 訳	精神面	10	
	身体面	48	
未受診		82	20.7

(令和6年4月1日現在)

○ 紹介書の内容

(単位：件)

内 容			件数	内 容			件数
視覚	目が寄ることがある		12	その他所見	低身長・未歩容・言葉の出が悪い		1
	目が外や上にずれることがある		2		体重増加不良		1
	テレビを見るときに離れると見にくい		4		低体重		1
	ものを見るときに顔をしかめたり横目で見る		17		過体重		1
	明るい戸外で片目をつぶる		6		肥満・咳		1
	まぶたが下がっている		2		左上瞼が下がる		1
	視力検査をしたが見えなかった		49		心雑音		1
	測定機器（スポットビジョンスクリーナー）の結果で、目の精密検査が推奨された		75		胸郭左右差		1
	その他		13		背中に母斑		1
聴覚	言葉の遅れや発音の心配がある		74		股関節のクリック音・歩容が気になる		1
	三語文が話せない		4		反張膝		1
	耳の聞こえが悪いように思ったことがある		9		歩行時尖足		1
	指こすりによる聞こえの検査をしたが、できなかった		31		○脚疑い		1
	ささやき声による聞こえの検査をしたが、できなかった		13		左小指弯曲		1
	その他		3		X脚疑い		1
その他所見	言葉の出が悪い		20		内反足疑い		1
	言葉の遅れ		2		右足関節部に腫瘤		1
	言語発達遅滞疑い		4		移動性睾丸疑い		2
	言語発達遅滞・低身長・体重増加不良		1		左移動性睾丸		1
	発達の遅れ		1		左陰嚢左右差		1
	頭囲拡大		1		右停留精巣		1
	小頭症		1		多飲多尿		1
	低身長		19		真性包茎・頻尿		1
	低身長・低体重		8		大陰唇癒着		1
	低身長・低体重・頭囲小		1		計		397

(5) 乳幼児健診未受診対策

- 目的：乳幼児健診未受診児の状況を確認し、虐待や発達の遅れ等の早期発見を行い、支援につなげます。
- 対象：乳幼児健診（4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診）の案内及び勧奨を一定期間実施したが、連絡がとれず受診しない児
- | | |
|----------|-------------------|
| 4か月児健診 | 令和4年8月から令和5年7月生まれ |
| 1歳6か月児健診 | 令和3年3月から令和4年2月生まれ |
| 3歳児健診 | 令和元年9月から令和2年8月生まれ |
- 方法：受診予定日に受診がない場合には、手紙で勧奨を2回行い、その後に地区担当保健師による勧奨電話もしくは訪問を2回程度行います。
- 受診がない場合には、「居住実態が把握できていない児童リスト」へ載せ、調査依頼及び確認を行い、就園が確認できれば保育課を通じて、園から受診意向を確認し、受診できなければ園で発達状況を確認します。
- また、就園が確認できない場合は民生委員・児童委員に在宅時間の調査を依頼し、把握できた時間帯に再度保健師が訪問し、受診意向を確認、受診できない場合には、保健師が発達状況を確認します。まったく連絡が取れない場合には実務者会議にて今後の把握方法について検討します。

ア 4 か月児健康診査

○ 未受診対策実施結果

(単位：人、%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	7	6	6
状況把握者数	7	6	5
未受診把握率	100	100	83.3

○ 状況把握方法と把握数内訳

(単位：人)

区 分			令和３年度	令和４年度	令和５年度
状況把握	受診	異常なし	4	6	2
		発達フォロー	0	0	0
	面接・訪問 にて確認	問題なし	3	0	3
		発達フォロー	0	0	0
	園で確認	問題なし	0	0	0
		発達フォロー	0	0	0
	児の目視済（受診勧奨中）		0	0	0
未把握	転 出		0	0	0
	入院中		0	0	0
	外国在住等		0	0	1
	児の目視未（受診勧奨中）		0	0	0
計			7	6	6

イ 1歳6か月児健康診査

○ 未受診対策実施結果

(単位：人、%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	19	21	24
状況把握者数	18	17	20
未受診把握率	94.7	81.0	83.3

○ 状況把握方法と把握数内訳

(単位：人)

区 分			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
状 況 把 握	受 診	異常なし	5	7	14
		発達フォロー	6	8	2
	他市受診		0	0	0
	面接・訪問 にて確認	問題なし	4	1	2
		発達フォロー	2	1	1
	園で確認	問題なし	1	0	0
		発達フォロー	0	0	0
	児の目視済（受診勧奨中）		0	0	1
未 把 握	転 出		1	3	2
	入院中		0	0	0
	外国在住等		0	1	2
	児の目視未（受診勧奨中）		0	0	0
計			19	21	24

ウ 3歳児健康診査

○ 未受診対策実施結果

(単位：人、%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	27	43	39
状況把握者数	25	37	34
把握率	92.6	86.0	87.2

○ 状況把握方法と把握数内訳

(単位：人)

区 分			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
状 況 把 握	受 診	異常なし	15	25	23
		発達フォロー	3	4	4
		既医療	2	0	1
	他市受診		0	0	1
	面接・訪問 にて確認	問題なし	5	3	4
		発達フォロー	0	1	1
	園で確認	問題なし	0	2	0
		発達フォロー	0	0	0
	児の目視済（未受診）		0	1	0
	児の目視済（受診勧奨中）		0	1	0
未 把 握	転 出		1	3	0
	外国在住等		1	2	3
	児の目視未（居住実態確認中）		0	1	2
計			27	43	39

(6) 発達心理相談

目 的：1歳6か月児健診や3歳児健診にて発達フォローが必要と判断された
幼児や親から相談のあった幼児の精神発達面の個別相談を行います。

日 時：概ね月曜日・火曜日（午前、午後、1日）、毎週木・金曜日（午前）

従 事 者：臨床心理士

○ 実施状況 (単位：回、人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	174	171	169
参加延人数	300	293	279

(7) 2歳児アンケート

目 的：1歳6か月児健診にて2歳時の発達確認が必要と判断された児に、郵
送によるアンケートを行い、発達状況の確認を行います。

○ 実施状況 (単位：人、%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アンケート送付人数	473	480	431
2歳児の状況把握率	98.5	97.1	98.8

5 赤ちゃん訪問事業

(1) こんにちは 赤ちゃん訪問

目 的：育児不安が高まる出産後間もない時期に赤ちゃん訪問を行うことにより、育児不安の軽減及び育児の孤立の防止を図るとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスに繋がります。

対 象：安城市に住民登録のある生後4か月を迎えるまでの乳児を養育する家庭

周知方法：母子健康手帳交付時に案内を配付、出産後に案内を送付

従事者：保健師、看護師

○ 実施状況 (単位：件、%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象家庭数	1,514	1,500	1,385
訪問家庭数	1,503	1,496	1,379
実施率	99.3	99.7	99.6

(2) 養育支援訪問

目 的：養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、養育に関する助言指導等を行う養育支援訪問事業を実施することにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

対 象：安城市に住民登録のある以下の家庭の児童及び養育者
若年の妊娠、望まない妊娠等により妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
出産後おおむね1年までの養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対し強い不安、孤立感等を抱える家庭

従事者：保健師

○ 実施状況 (単位：件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象家庭数	23	18	23
延べ訪問数	59	43	20

(3) 妊産婦・乳幼児等訪問指導

目 的：要支援家庭へ訪問指導を行うことにより、不安の軽減や解消を図り、健やかな妊娠・出産、育児とともに児の発育・発達を支援します。

対 象：安城市に住民登録のある育児支援や保健指導を必要とする妊産婦、乳幼児及び養育者

従 事 者：保健師

○ 実施状況

(単位:人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊産婦		1,524 (1,466)	1,460 (1,401)	1,441 (1,407)
乳 児	4か月児健診事後	10 (7)	7 (6)	5 (2)
	4か月児健診未受診	8 (3)	4 (4)	9 (9)
	その他	70 (36)	70 (30)	56 (30)
幼 児	4か月児健診事後	—	—	3 (2)
	1歳6か月児事後	35 (30)	23 (22)	22 (21)
	1歳6か月児健診未受診	24 (20)	30 (21)	9 (9)
	3歳児健診事後	10 (7)	4 (3)	2 (2)
	3歳児健診未受診	66 (39)	64 (37)	24 (19)
	その他	34 (24)	85 (47)	25 (19)
その他		19 (10)	16 (7)	9 (7)
計		1,801 (1,642)	1,766 (1,579)	1,605 (1,527)
不 在		152	226	158

※ () 内は実数

(4) 未熟児訪問指導

目 的：未熟な状態で出生した児の家庭へ訪問指導を行い、育児の不安や悩みの軽減を図るとともに未熟児の成長・発達を支援します。

対 象：低体重児のうち、出生体重が2,000g未満の未熟児を養育する家庭（こんにちは赤ちゃん訪問を兼ねる）

従 事 者：保健師

○ 実施状況

(単位：人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
低体重児出生数 (2,500 g 未満)	140	126	125
低体重児届出数 (2,500 g 未満)	135	120	122
延べ訪問数 (2,000 g 未満)	22	14	28

※延べ訪問数は、こんにちは赤ちゃん訪問再掲

(5) 助産師訪問指導

目 的：助産師が訪問指導により、産褥に伴う心身の健康管理や育児に関する助言指導を行い、産婦及び乳児を支援します。

対 象：助産師による助言指導を必要とする安城市に住民登録のある産婦、乳児

内 容：市内産婦人科・助産院の助産師が、訪問指導を実施

○ 実施状況

(単位：件)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施家庭数	47	33	28

参 考：訪問指導全数

(単位：人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問件数	3,399	3,280	3,069

6 不妊症治療支援事業

(1) 不妊治療等助成事業

目 的：不妊に悩んでいる夫婦に対し、不妊治療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、次世代育成の支援を図ります。

対 象 者：夫又は妻のいずれかが安城市に住民登録のある法律上の夫婦（同一世帯で事実上婚姻関係にある男女を含む）で、医療保険各法による被保険者若しくはその被扶養者

対象年齢：妻の年齢が43歳未満（不妊治療を開始した時点）

助成対象：不妊検査・一般不妊治療にかかる自己負担額（医療保険適用外含む）、治療の効果を確認するための検査

助 成 額：1夫婦1年度（1年度は3月受診分から翌年2月受診分まで）につき、自己負担額の2分の1で上限額が5万円

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載、医療機関に案内配布

○ 支給状況（単位：件）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数		352	276	295
妊娠の有無	有	92	84	80
	無	260	192	215
	不明	0	0	0
人工授精の有無	有	205	169	172
	無	147	107	123

7 母子保健協力事業

(1) 母子保健協力事業

ア 1歳6か月児健診事後指導会（親子教室）

対 象：1歳6か月児健診及び発達心理相談において、ことばや発達の遅れ、育児不安等のある親子

実 施 主 体：子ども発達支援課

場 所：子ども発達支援センターあんステップ♪

協力従事者：保健師1名

イ 療育指導

対 象：発達に何らかの偏りや心配のある子どもとその保護者

実施主体：子ども発達支援課

場 所：子ども発達支援センターあんステップ♪

協力従事者：保健師 1 名（ケース紹介時等）

ウ 2 歳児の歯科健診及びフッ化物塗布

対 象：2 歳児（令和 3 年 2 月～令和 4 年 1 月生まれ）

実施期間：令和 5 年 5 月・8 月・11 月・令和 6 年 1 月（各回 1 か月間）

実施主体：安城市歯科医師会

場 所：各歯科医院

内 容：歯科健診や歯科相談、希望者へフッ化物塗布

○ 2 歳児の歯科健診及びフッ化物塗布の経過

年 次	経 過
令和元年度まで	年 2 回保健センターにて集団形式で実施
令和 2 年度から	新型コロナウイルス感染症のため、歯科医院にて個別形式へ実施方法を見直して実施
令和 4 年度から	実施回数を年 4 回に見直して実施

○ 実施状況

（単位：人）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受診者数（春）	46	318	302
受診者数（秋）	129		

業 事 防 予 Ⅲ

Ⅲ 予防事業

1 予防接種事業（定期の予防接種）

目的：伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進を図ります。

周知方法：個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

対象：

A類疾病

(R6.4)

対象疾病	対象者		通知時期	実施時期
ロタウイルス感染症	出生6週～24週または 出生6週～32週		生後2か月頃	通年
小児の肺炎球菌感染症	生後2か月～5歳未満		生後2か月頃	通年
B型肝炎	1歳未満		生後2か月頃	通年
ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎（ポリオ） H i b感染症 ＊1	1期 初回	生後2か月～7歳6か月未満	生後2か月頃	通年
	1期 追加		1歳頃	
ジフテリア 破傷風	2期	11・12歳	小学6年生	
結核	1歳未満		生後2か月頃	通年
麻しん 風しん	1期	1歳～2歳未満	1歳頃	通年
	2期	小学校就学前の1年間	幼稚園・保育園の年長児	
日本脳炎	1期	・生後6か月～7歳6か月未満 ・13歳～20歳未満＊2	3歳1か月 随時（特例対象の希望者）	通年
	2期	・9歳～13歳未満 ・13歳～20歳未満＊2	小学4年生 随時（特例対象の希望者）	
ヒトパピローマウイルス感染症	・小学6年生に相当する年齢 ～高校1年生に相当する年齢の女性 ・平成9年度～平成19年度生まれの女性＊3		中学1年生	通年
水痘	1歳～3歳未満		1歳頃	通年
風しん	5期	S37.4.2～S54.4.1生の男性	4月	通年

＊1 令和6年度よりジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）・H i b感染症の五種混合（DPT-IPV-H i b）ワクチンが導入される。ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）の四種混合（DPT-IPV）とH i b感染症の予防接種は、合計4回接種するが、完了するまで同一のワクチンで接種することとなる。

＊2 平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれの人

＊3 積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方（キャッチアップ対象者）は、令和7年3月末まで定期接種の対象者に含める。

対象疾病	対象者	通知時期	実施時期
季節性インフルエンザ	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害を有する身体障害者手帳一級程度の者	9月	10～1月
高齢者の肺炎球菌感染症	・65歳の者 *2 ・60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害を有する身体障害者手帳一級程度の者	65歳1か月	通年

*1 新型コロナウイルス感染症の予防接種が令和6年度から定期接種化となる。

*2 70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の者への接種機会は、令和6年3月31日で終了。

（1）予防接種実施状況

ア ロタウイルス感染症

（単位：人）

年 度	被接種者数		
	1回目	2回目	3回目
令和3年度	1,518	1,512	274
令和4年度	1,423	1,433	241
令和5年度	1,364	1,362	241

※令和2年10月から定期の予防接種となる。

イ Hib感染症

（単位：人）

年 度	被接種者数			
	1回目	2回目	3回目	4回目
令和3年度	1,535	1,531	1,541	1,534
令和4年度	1,441	1,462	1,467	1,438
令和5年度	1,384	1,393	1,409	1,383

※接種開始が生後7月未満の場合のみ4回接種

ウ 小児の肺炎球菌感染症

(単位：人)

年 度	被接種者数			
	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
令和 3 年度	1,534	1,538	1,542	1,529
令和 4 年度	1,447	1,461	1,464	1,446
令和 5 年度	1,385	1,396	1,411	1,369

※接種開始が生後 7 月未満の場合のみ 4 回接種

エ B 型肝炎

(単位：人)

年 度	被接種者数		
	1 回目	2 回目	3 回目
令和 3 年度	1,538	1,528	1,509
令和 4 年度	1,432	1,458	1,449
令和 5 年度	1,386	1,394	1,373

オ 急性灰白髄炎（ポリオ）

(単位：人)

年 度	被接種者数			
	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
令和 3 年度	0	0	0	2
令和 4 年度	0	0	0	1
令和 5 年度	0	0	0	0

カ ジフテリア・百日せき・破傷風（D P T（三種混合））

（単位：人）

年 度	被接種者数			
	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
令和 3 年度	0	0	0	6
令和 4 年度	0	0	0	6
令和 5 年度	0	0	0	15

キ ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎（D P T－I P V（四種混合））

（単位：人）

年 度	被接種者数			
	1 回目	2 回目	3 回目	追加
令和 3 年度	1,531	1,560	1,587	1,544
令和 4 年度	1,468	1,453	1,481	1,380
令和 5 年度	1,494	1,533	1,517	1,358

ク ジフテリア・破傷風（D T（二種混合））

（単位：人）

年 度	被接種者数
令和 3 年度	1,582
令和 4 年度	1,496
令和 5 年度	1,375

ケ 結核（B C G）

（単位：人）

年 度	被接種者数
令和 3 年度	1,571
令和 4 年度	1,469
令和 5 年度	1,403

コ 麻しん風しん混合

(単位：人、%)

年 度	区分	対象者数	被接種者数			接種率
			麻しん風 しん混合	麻しん ※過去に風 しんに罹患	風しん ※過去に麻 しんに罹患	
令和3年度	1期	1,623	1,518	0	0	93.5
	2期	1,775	1,647	0	0	92.8
令和4年度	1期	1,520	1,435	0	0	94.4
	2期	1,818	1,684	0	0	92.6
令和5年度	1期	1,468	1,347	0	0	91.8
	2期	1,737	1,600	0	0	92.1

サ 日本脳炎

(単位：人)

年 度	被接種者数			
	初回1回目	初回2回目	追加	2期
令和3年度	1,503	1,491	845	758
令和4年度	1,590	1,569	2,121	2,105
令和5年度	1,452	1,406	1,638	1,940

シ ヒトパピローマウイルス感染症

(単位：人)

年 度	被接種者数		
	1回目	2回目	3回目
令和3年度	170	177	141
令和4年度	896	758	491
令和5年度	784	680	591

ス 水痘

(単位：人)

年 度	被接種者数	
	1 回目	2 回目
令和 3 年度	1,634	1,713
令和 4 年度	1,440	1,277
令和 5 年度	1,368	1,277

セ 風しん（5期）

(単位：人)

年 度	抗体検査者数	被接種者数
令和 3 年度	1,636	254
令和 4 年度	405	96
令和 5 年度	550	91

ソ 季節性インフルエンザ（65歳以上の者等）

(単位：人)

年 度	被接種者数
令和 3 年度	25,884
令和 4 年度	27,848
令和 5 年度	25,363

タ 高齢者の肺炎球菌感染症（65歳以上の者等）

(単位：人)

年 度	被接種者数
令和 3 年度	1,279
令和 4 年度	1,103
令和 5 年度	1,224

2 予防接種費用一部助成事業

(1) 子どもインフルエンザ予防接種支援

目 的：1歳から18歳までの方に対して、インフルエンザ流行の予防を図ります。

経 緯：平成23年10月から季節性インフルエンザワクチン接種費用の一部助成を開始

周知方法：個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

助成金額：1,000円/回

助成回数：2回/1歳～小学生、1回/中学生～高校3年生（18歳相当）

○ 予防接種実施状況 (単位：回)

年 度	年齢区分	延べ接種回数
令和3年度	1歳～小学生	18,733
	中学生～高校3年生相当	3,175
令和4年度	1歳～小学生	16,598
	中学生～高校3年生相当	3,175
令和5年度	1歳～小学生	15,246
	中学生～高校3年生相当	3,241

(2) 風しん抗体検査及び予防接種支援

目 的：成人を中心とした風しんの流行により妊婦が感染し、出生児に先天性風疹症候群と総称される障害を引き起こすことの予防を図ります。

経 緯：平成25年7月から風しん予防接種費用の一部助成を開始。平成27年4月から対象者を拡大し、出産経験のある女性や妊娠を希望する女性の夫及び妊婦の夫を対象（事実婚含む）に追加。また、風しん抗体検査費用についても一部助成を実施。

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

助成金額：抗体検査・予防接種 上限 各5,000円/回

○ 予防接種実施状況 (単位：人)

年 度	申請者数	(再掲)	
		抗体検査	予防接種
令和3年度	183	126	103
令和4年度	185	102	143
令和5年度	182	109	113

(3) 帯状疱疹予防接種支援

目 的：50歳以上の方に対して、帯状疱疹の予防を図ります。

経 緯：令和5年9月から帯状疱疹ワクチン（水痘ワクチン又は帯状疱疹ワクチン）
接種費用の一部助成を開始

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

助成金額：水痘ワクチン3,000円／回

帯状疱疹ワクチン7,000円／回

○ 予防接種実施状況 (単位：延べ接種回数)

年 度	水痘ワクチン	帯状疱疹ワクチン
令和5年度	296	1,554

(4) おたふくかぜ予防接種支援

目 的：1歳児、年長児に対して、おたふくかぜの予防を図ります。

経 緯：令和5年9月からおたふくかぜワクチン接種費用の一部助成を開始

周知方法：個人通知・広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

助成金額：2,000円／回

○ 予防接種実施状況 (単位：回)

年 度	1歳児	年長児
令和5年度	819	272

(5) ヒトパピローマウイルス感染症任意接種費用助成金支給

目 的：積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃し、定期の予防接種の対象年齢を過ぎて任意で予防接種を受けた方に対して、接種費用を支給します。

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

助成金額：領収書があり支払った金額が確認できる場合は、接種費用。支払った金額が確認できない場合は、16,000円／回。(上限3回)

○ 予防接種実施状況 (単位：人)

年 度	申請者数
令和4年度	11
令和5年度	6

(6) 特別の理由による任意予防接種支援

経 緯：平成30年度から、骨髄移植手術等により定期予防接種で得た免疫を失った子どもの再接種費用の助成を開始。

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

助成金額：予防接種の種類に応じ、安城市医師会と契約している定期予防接種業務委託料の額を上限とする。

○ 予防接種実施状況 (単位：人、回)

年 度	被接種者数	延べ接種回数
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0

3 予防接種特別事業（新型コロナウイルスワクチン接種事業）

目 的：新型コロナウイルス感染症の感染、発症、重症化等を予防し、感染症のまん延の防止を図ります。

周知方法：個人通知、広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載、市公式SNSで発信

対 象：生後6か月以上

○ 予防接種実施状況 (単位：人)

接種回数	接種人数（延べ）
1回目接種	150,891
2回目接種	150,281
3回目接種	120,229
4回目接種	71,430
5回目接種	41,092
6回目接種	24,067
7回目接種	15,809

※令和6年3月31日現在（令和6年5月2日VRS調べ）

※接種人数は、令和3年2月から接種をした延べ人数の累計

○ 集団接種実施状況 (単位：回、人)

年 度	実施回数	接種実人数
令和3年度	180	64,644
令和4年度	91	22,164

※令和5年度は集団接種を実施していない。

○ 沿革

年次	内容
令和 3年 2月	新型コロナウイルスワクチン初回（1，2回目）接種開始
3年 4月	高齢者施設への新型コロナウイルスワクチン初回（1，2回目）接種開始
3年 5月	個別接種医療機関での新型コロナウイルスワクチン初回（1，2回目）接種開始
3年 6月	集団接種での新型コロナウイルスワクチン初回（1，2回目）接種開始
3年 12月	新型コロナウイルスワクチン追加（3回目）接種開始

年次		内容
令和	4 年 2 月	集団接種での新型コロナウイルスワクチン追加（3 回目）接種開始
	4 年 6 月	新型コロナウイルスワクチン追加（4 回目）接種開始
	4 年 10 月	新型コロナウイルスオミクロン株対応 2 価ワクチン接種開始（5 回目）
	4 年 11 月	集団接種での新型コロナウイルスオミクロン株対応 2 価ワクチン接種開始
	5 年 5 月	春開始接種（6 回目）開始
	5 年 9 月	秋開始接種（7 回目）開始
	6 年 3 月	新型コロナウイルスワクチンに係る特例的な臨時接種終了

4 予防接種事業の経緯

年次	制度改正等	市の対応等
昭和 23 年 7 月	予防接種法施行	
26 年 4 月	結核予防法施行	
36 年	生ポリオワクチン導入	
39 年	ポリオ 定期接種開始	
43 年 4 月	三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風) 定期接種開始	
49 年	ツベルクリン反応検査陰性者のみに B C G を実施。4 歳になるまでに初回接種、以降、小学 1 年・中学 2 年時に実施（結核予防法改正）	
50 年 2 月	百日せきを含むワクチンの一時中止	
51 年 2 月	二種混合 3 期（就学前の子に実施）を中止。小学校卒業前 6 か月以内に実施していた 4 期が 3 期となる	
6 月	予防接種による健康被害について法的救済制度創設 種痘の定期接種が事実上中止（予防接種法改正）	
52 年 4 月	風しん 定期接種開始	風しん中学 2 年生女子及び前年度の未接種者に実施
53 年 4 月	麻しん 定期接種開始（1～5 歳児対象） 三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）再開	三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）集団接種の開始年齢を 2 歳以降とし再開。
56 年 8 月	三種混合 新三混合ワクチンに切り替え 二種混合 3 期が 2 期となる	
59 年	B C G 接種対象を中学 2 年から中学 1 年に引き下げ	
63 年 5 月		予防接種業務電算処理開始
平成 元年 4 月	MMR（麻しん、おたふくかぜ、風しん）接種開始	
2 年 1 月	MMR 副反応等の問題により、一時中止	MMR 医師会等関係機関と協議し、麻しん単味ワクチンに切り替え

年次	制度改正等	市の対応等
平成 2 年 9 月		MMR 希望者にのみ個別接種で再開
4 年 4 月		MMR 通知書兼問診票に保護者の希望に関する文章を作成
5 年 5 月	MMR 平成 5 年 4 月に厚生省及び県衛生部から通知があり、医師会等と協議し、当面接種を見合わせ BCG 小中学生について、エックス線間接撮影を廃止し、必要と認める者に対し、精密検査を実施	
6 年 10 月	義務接種から保護者が正しく理解したうえでの努力義務となり、対象年齢も改正。接種の方法として健康状態を診断するのに、問診、検温及び診察を行い、より安全で慎重な接種体制に整備（個別接種の推奨） 三種混合、ポリオ、麻しん、風しん 対象年齢を 7 歳 6 か月に引き上げ 風しん 対象者が、男女となる。 日本脳炎 定期接種となる。1 期（初回・追加）を 7 歳 6 か月までに、2 期を 9 ～ 12 歳（小学 4 年生）、3 期を 14 ・ 15 歳（中学 3 年生に）に接種することになる。 ツベルクリン反応検査、BCG 予防接種法に準じて実施することになる。（予防接種法改正）	風しん 昭和 54 年 4 月 2 日～昭和 62 年 10 月 1 日までの間に生まれた者（未接種者）について、平成 15 年 9 月 30 日までの間、経過措置を実施 日本脳炎 平成 7、8 年度は小・中学校への接種は行わず、未接種者にのみ実施
7 年 4 月	ツベルクリン反応判読基準の変更。発赤 9 mm 以下を陰性として扱うことになる。（結核予防法改正）	

年次	制度改正等	市の対応等
平成 9 年 4 月		麻しん、風しん医療機関での個別接種開始
10 年 4 月		三種混合個別接種開始
12 年 4 月		日本脳炎 1 期個別接種開始
13 年 11 月	インフルエンザが二類疾病に分類され、一部公費負担により高年齢者のインフルエンザ定期接種を実施。(予防接種法改正)	
15 年 4 月	小・中学校におけるツベルクリン反応・BCG廃止。(結核予防法改正)	
16 年 10 月	平成 17 年 4 月からツベルクリン反応検査廃止。BCGを生後 6 か月に達するまでに実施することになる。(結核予防法改正)	BCG平成 16 年度は、集団日程の追加及び 4 歳未満の未接種者への接種勧奨を実施。
17 年 4 月		BCG個別接種（ハイリスク児対象）開始。集団接種を併用
5 月	日本脳炎ワクチンと重症 ADEM（急性散在性脳脊髄炎）発症との因果関係が否定出来ないことから、厚生労働省より日本脳炎予防接種の差し控え勧告	日本脳炎個人通知を中止
7 月	日本脳炎 3 期が廃止。(予防接種法施行令改正) 二種混合（1 期） 定期接種から任意接種になる。	
18 年 4 月	麻しん予防接種、風しん予防接種が麻しん風しん混合ワクチンによる接種に変更になり、接種回数が 2 回（1・2 期）となる。経過措置として、平成 18 年度は単抗原ワクチン（麻しんワクチン・風しんワクチン）による接種も実施。(予防接種法施行令改正)	日本脳炎 2 期個別接種開始
19 年 3 月	結核予防法廃止。4 月から、BCGが予防接種法の定期予防接種となる。	

年次	制度改正等	市の対応等
平成 20 年 4 月	二種混合（1期） 任意接種から定期接種となる。また、百日せきに罹患した子への混合ワクチン（三種混合ワクチン及び二種混合ワクチン）の使用が可能となる。（予防接種実施規則改正） 麻しん風しん混合 平成19年に、10代および20代を中心とした年齢層に麻しん（はしか）が流行したことを受け、平成20年4月より5年間を麻しん排除のための対策期間として位置づけ、中学1年生（3期）、高校3年生（4期）に相当する年齢の者に5年間の時限措置として実施。	
21 年 4 月	新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生が海外で確認	
12 月		新型インフルエンザ 1 歳～年中児へセンターでの集団接種を実施
22 年 5 月	日本脳炎 平成21年6月に新ワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）が第1期について使用可能になり、平成22年4月厚生労働省から「標準的な接種期間に該当する者（平成22年度においては3歳に対する初回接種）に対して積極的勧奨を行う」との通知。	日本脳炎第1期初回を3歳になる子に対し個人通知再開
8 月	日本脳炎 平成17年度からの個人通知の中止によって接種できなかった子に対する接種機会の確保（9歳から13歳未満の間に第1期3回の未接種分が接種可能となる）と第2期での新ワクチンが使用可能となる。（予防接種実施規則改正）	
23 年 1 月	ヒブ、小児の肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん等） 国のワクチン接種緊急促進事業に基づき、接種費用の全額助成を開始する。	

年次	制度改正等	市の対応等
平成 23 年 3 月	日本脳炎 平成 17 年度からの個人通知の中止によって接種できなかった子に対する接種機会の確保として、平成 23 年度に 9 歳、10 歳になる子への積極的勧奨が再開され、5 歳から 8 歳になる子へは平成 24 年度以降、年齢の高い子から順に積極的勧奨を実施することとなる。 日本脳炎 平成 7 年 6 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた子を特例対象者とし、20 歳未満まで定期接種の不足分が接種可能となる。（予防接種法施行令改正）	日本脳炎 平成 17 年度当時、小学校での集団接種を実施していたため、平成 7 年 4 月 2 日から平成 7 年 5 月 31 日までに生まれた子も行政措置による予防接種の対象者とした。 平成 7 から 12 年度生まれの子を対象に、平成 24、25 年度に 2 期の通知を送付。平成 13 から 18 年度生まれの子を対象に、1 期の通知を平成 23 から 25 年度、2 期の通知を平成 29 から令和 2 年度に順次送付。
5 月	麻しん風しん混合 海外留学や修学旅行等で海外に行く機会のある高校 2 年生に相当する年齢の子が 4 期（時限措置）の対象者に追加される。	
23 年 10 月		季節性インフルエンザ 市長マニフェストにより、1 歳から 18 歳までの者へ予防接種費用の一部助成を開始
24 年 9 月	ポリオ 9 月 1 日より不活化ポリオワクチンの導入となる。（予防接種実施規則改正）	ポリオ 生ワクチンからの切り替えに合わせて、9 月以降の集団接種を廃止し、9 月からは個別接種へと変更。

年次	制度改正等	市の対応等
平成 24 年 11 月	四種混合 （ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風） 1 1 月 1 日より導入となる。（予防接種実施規則改正）	四種混合 平成 2 4 年 8 月生まれ以降は、四種混合で通知
25 年 1 月	長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期の予防接種の機会を逸した者について、接種機会の確保をすることとなる。（予防接種法施行令改正）	
4 月	ヒブ、小児の肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス感染症 （子宮頸がん等） 新しく定期の予防接種の対象となる。（予防接種法改正）	
	B C G 対象者が生後 1 歳に至るまでの間にある者に拡大される。（予防接種法施行令改正）	B C G 個別接種開始
6 月	ヒトパピローマウイルス感染症 （子宮頸がん等） ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が見られたことから、国民に適切な情報提供ができるまでの間、積極的勧奨を差し控える勧告が厚生労働省よりされる。	高齢者の肺炎球菌 6 月 1 9 日から 7 5 歳の者、後期高齢者医療保険被保険者へ予防接種費用の一部助成を開始
7 月		成人への風しん 県のワクチン接種緊急促進事業に基づき、予防接種費用の一部助成を開始（6 月分は遡及対応）
11 月	小児の肺炎球菌 使用するワクチンを沈降 7 価から沈降 1 3 価に変更。（予防接種法施行規則改正）	
26 年 4 月	ジフテリア、破傷風、百日せき及びポリオの第 1 期、日本脳炎第 1 期初回、ヒブ、ヒトパピローマウイルス感染症 （子宮頸がん等） 接種間隔の下限の明確化、上限の撤廃がなされる。（予防接種実施規則改正）	ロタウイルス 平成 2 6 年 4 月生まれ以降から予防接種費用の一部助成を開始
	予防接種法第 2 条規定の A 類疾病を対象に、県内広域予防接種事業が開始。	

年次	制度改正等	市の対応等
平成 26 年 4 月		成人への風しん県のワクチン接種費用助成事業に基づき、対象者を縮小する。
6 月	高齢者の肺炎球菌 使用するワクチンに沈降 13 価結合型ワクチンが追加適応された。	
10 月	水痘、高齢者の肺炎球菌 定期の予防接種となる。(予防接種法施行令改正) 水痘：3 歳以上 5 歳未満で初めて接種する者は 1 回が H26 年度の経過措置。 高齢者の肺炎球菌：101 歳以上の者で初めて接種の肺炎球菌が H26 年度の経過措置。70, 75, 80, 85, 90, 95, 100 歳の者で初めて接種する肺炎球菌 1 回が H30 年度までの経過措置。	
		成人への風しん抗体検査は、予防接種の対象者を拡大する。
27 年 4 月		高齢者の肺炎球菌 対象者を 65 歳以上に拡大する。
10 月	高齢者のインフルエンザ 使用するワクチンが 3 価から 4 価に変更となる。	自己負担額を 1,000 円から 1,500 円に変更する。
28 年 2 月	三種混合 供給終了となる。	
4 月	予防接種法第 2 条規定の B 類疾病が県内広域予防接種事業の対象となる。	
7 月		B 型肝炎平成 28 年 4 月生まれ以降から予防接種費用の一部助成を開始

年次	制度改正等	市の対応等
平成 28 年 10 月	B型肝炎 定期の予防接種となる。(平成 28 年 4 月生まれから対象)(予防接種法施行令改正)	
29 年 10 月		インフルエンザ接種期間及び子どもインフルエンザ助成期間を 1 月末に延長する。
30 年 1 月	平成 30 年 1 月 29 日から、 三種混合ワクチン の販売が再開される。	
4 月		特別の理由による任意予防接種 再接種費用の一部助成を開始
31 年 3 月		高齢者の肺炎球菌 3 月 31 日をもって費用助成を終了
4 月	高齢者の肺炎球菌 対象者拡大の経過措置が令和 5 年度まで延長される。70, 75, 80, 85, 90, 95, 100 歳の者で初めて接種する肺炎球菌 1 回。101 歳以上の者は平成 31 年度限りの措置。(予防接種法施行令改正)	
令和 元年 5 月	風しん(5期) 定期の予防接種となる。(風しんの追加対策) 対象: 昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生の男性 令和 3 年度まで。(予防接種法施行令改正)	
2 年 10 月	ロタウイルス 定期の予防接種となる。(令和 2 年 8 月 1 日生まれから対象)(予防接種法施行令改正)	
	異なるワクチンの接種間隔を変更。(定期接種実施要領改正)	
2 年 10 月	ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん等) 厚労省の勧告により、対象者への周知等を行い、接種機会の確保を図ることとなる。	

年次	制度改正等	市の対応等
令和 4 年 4 月	ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん等） 積極的勧奨を再開することとなる。（定期接種実施要領改正） また、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成 9 年度生まれから平成 1 7 年度生まれまでの女子（キャッチアップ対象者）に対して、時限的に令和 4 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 3 か年を定期の予防接種の期間となる。	
	風しん（5 期） 定期の予防接種期間が、令和 6 年度まで 3 か年延長となる。（当初令和 3 年度に終了予定）	
8 月		ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん等）キャッチアップ対象者のうち、令和 4 年 3 月末までに自費で接種を受けた方に対して、任意接種費用の助成を開始
5 年 9 月		帯状疱疹 5 0 歳以上の方を対象に予防接種費用の一部助成を開始 おたふくかぜ 1 歳児及び年長児を対象に予防接種費用の一部助成を開始
6 年 3 月	高齢者の肺炎球菌 対象者拡大（7 0，7 5，8 0，8 5，9 0，9 5，1 0 0 歳の者で初めて接種する肺炎球菌 1 回）の経過措置が終了となる。	

年次	制度改正等	市の対応等
令和 6 年 4 月	新型コロナウイルス感染症 定期の予防接種となる。(予防接種法施行令改正)	
	五種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ) 4 月 1 日より導入となる。(予防接種法施行規則改正)	五種混合 令和 6 年 2 月生まれ以降は、五種混合で通知
	小児の肺炎球菌 使用するワクチンは、沈降 1 5 価を基本とする。ただし、当面の間は既存の沈降 1 3 価も使用できる。(予防接種法施行規則改正)	

安城市予防接種健康被害調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例（平成25年安城市条例第34号）第5条の規定に基づき、安城市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、安城市付属機関の設置に関する条例別表に定めるその担当する事務について、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会に、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子育て健康部健康推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

IV 健 康 増 進 事 業

(生活習慣病対策事業)

IV 健康増進事業（生活習慣病対策事業）

（安城市国民健康保険特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、特定保健指導を含む）

生活習慣病の早期発見・早期治療につなげるとともに、健診結果を活用し、生活習慣の見直しや健康に関する意識と理解を深め、健康づくりの継続やきっかけづくりができる事業を実施します。

健康知識普及事業	まちかど講座 親がお手本！デンタル・ケア教室 女性のための健康教育 家族のためのこころホッと相談日、ゲートキーパー養成 カラダいきいき栄養相談 成人保健相談、健康手帳交付
安城市食育健康 づくりの会（食育 メイト）への委託	シニアのいきいき栄養教室 お父さんと子どもの料理教室 朝食のすすめ
健康づくり環境整備 事業	健康の道登録 健康づくりイベント、健康測定会 あんじょう健康マイレージ、健康づくりきっかけ教室 あんじょう健康大学 食育メイト養成講座・育成講座 安城市健康づくりサポーター事業
健康診査事業	胃がん検診（胃部エックス線検査・胃内視鏡検査）、大 腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診、子宮頸がん 検診、乳がん検診、市民ドック、脳ドック、骨粗しょう 症検診、ヤング健診、市民健康検診、肝炎ウイルス検診
執行委任事業	特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、特定保健指導、 重症化予防事業

1 健康知識普及事業

(1) まちかど講座

目 的：生活習慣病予防のための知識を普及します。

対 象：一般成人（各種団体）

日時会場：各団体と協議の上決定

従 事 者：保健師、管理栄養士、歯科衛生士

○実施状況 (単位：回、人)

講 座 名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
知って備える「がん」のはなし	0	0	0	0	0	0
+10（プラス・テン） ～動けば変わるあなたのカラダ～	1	36	0	0	1	12
禁煙のすすめ	0	0	0	0	0	0
健康な歯でおもてなし	0	0	0	0	1	13
こころの疲れに気づいたら	9	215	24	655	13	294
栄養バランスアップで健康食生活	1	10	0	0	0	0
データで知ろう！あなたのカラダ	1	40	0	0	1	59

(2) 健康増進・母子保健事業

ア 親がお手本！デンタル・ケア教室

目 的：生涯を通じた効果的な歯科保健知識及び実践方法について推進を図ります。また併せてかかりつけ歯科医機能の普及・啓発を行います。

対 象：市内幼稚園・保育園・認定こども園在園の5歳児（年長児）及びその保護者

内 容：歯科保健講話、歯ブラシ・補助清掃用具を含めたブラッシング指導

会 場：依頼のあった市内各幼稚園・保育園・認定こども園等

従 事 者：歯科衛生士

○実施状況

(単位：園、人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施園数	0	24	32
保護者参加数	0	573	976

※令和 3 年度は、10 月より申し込みを再開。2 園申し込みがあったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。

※令和 3 年度は、母子手帳アプリ「あんびよ」を活用し、資料を一部修正して配信した。(令和 4 年 3 月 14 日通知時点の登録件数：3, 514 件)

イ 女性のための健康教育（子宮頸がん）

目 的：子宮頸がんの好発年齢の女性に対し、早期発見の重要性を伝え、子宮頸がん検診の受診を勧奨します。

対 象：カミカミ教室（後期離乳食講習会）に参加した母とその家族

内 容：早期発見・早期治療の重要性、子宮頸がん検診受診の大切さ等

従 事 者：保健師

○実施状況

(単位：回、人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数	45	44	24
受講者数	238	358	341
発行者数	106	161	124

(3) こころの健康づくり

ア 家族のためのこころホッと相談日

目 的：家族のことで過度のストレスを抱える前に相談できるよう、臨床心理士・公認心理師による相談サービスを提供し、相談者のこころの負担の軽減、問題解決に必要な機関を知る機会とします。

対 象：心の悩みがある家族への接し方に困っている市民

ただし精神障害者保健福祉手帳を取得していない、現在、精神科・心療内科に通院治療中ではない者

○実施状況

(単位：回、件)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数	12	12	12
実施件数	8	14	16
相談者数	11	15	20

イ ゲートキーパー養成

目 的：市民自身のこころの病気を予防するとともに、ゲートキーパーとしての役割を周知し、こころの健康づくりを啓発します。

対 象：市内在住、在勤者

○実施状況

(単位：回、件)

講 座 名	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
こころの疲れに気づいたら	9	215	3	81	2	21

※まちかど講座から再掲（73頁）

（４）安城市食育健康づくりの会（食育メイト）への委託事業

ア シニアのいきいき栄養教室

目 的：食べることに對する意欲を向上させ、元気に暮らしていくことができるよう、講話、調理実習、試食を通して低栄養予防を啓発します。

対 象：60歳以上の市民

内 容：調理実習、試食、栄養講話、食育 SAT システム

周知方法：市公式ウェブサイト・あんてなに掲載、団体やグループ等への働きかけ

○実施状況

(単位：回、人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実 施 回 数	7	12	12
参 加 者 数	39	339	745
食育メイト延人数	82	57	74

※令和 3 年度、令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、試食、調理実習は中止

イ お父さんと子どもの料理教室

目 的：父と子でふれあいながら料理の楽しさや、バランスの良い食事の大切さを体験し、生活習慣病予防につなげます。

対 象：市内在住の小学生とその父親または祖父

内 容：調理実習、栄養講話

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

○実施状況

(単位：回、人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実 施 回 数	3	2	2
参 加 者 数	18	14	29
食育メイト延人数	16	14	18

ウ 朝食のすすめ

目 的：朝食の必要性や簡単に作ることでできるメニューの提案を、講話と試食を通して行います。

対 象：一般市民

内 容：試食、栄養講話、食育 SAT システム

周知方法：市公式ウェブサイト・あんてなに掲載、団体やグループ等への働きかけ

○ 実施状況

(単位:回、人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	24	13	14
参加者数	269	383	822
食育メイト延人数	123	52	65

※令和3年度、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、試食は中止

(5) カラダいきいき栄養相談

目的：生活習慣病予防のため、生活習慣改善の支援と食生活の指導を行います。

対象：市内在住、在勤で20歳以上の者

内容：食育SATシステムを活用した栄養相談

周知方法：事業案内配布、広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載

従事者：管理栄養士

○実施状況

(単位:回、人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	55	64	64
来談人数	316	697	552

※令和4年度は会場を増やして実施

(6) 成人保健相談

目的：心身ともに健康的に生活できるよう、健康に関する不安等の相談に応じます。

内容：保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による面接、電話相談

対象：一般市民

周知方法：広報あんじょうに掲載など

○実施状況 (単位：回、人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数		242	243	243
相談者数		378	381	460
内 訳	面接	13	27	30
	電話	365	354	430

○年代別実施状況 (単位：人)

区 分	39歳以下	40～64歳	65歳以上	年齢不明	計
相談数	32	351	59	18	460

(7) 健康手帳交付

目 的：特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立てます。

対 象：原則40歳以上の市民（健康推進課が実施する成人向けの教室等については20歳以上）で、健康手帳の交付を希望する者又は市が必要と認める者

交付場所：保健センター（市公式ウェブサイト等からダウンロード可）

○実施状況 (単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付人数	166	85	48

2 健康診査事業

(1) がん対策

目 的：がんを早期発見し、適切な治療を行なうことでがんによる死亡を減少させることを目的とします。

対 象：胃がん（胃部エックス線検査）、大腸がん、肺がん：40歳以上の安城市に住民登録のある者

胃がん（胃内視鏡検査）：50歳以上で対象月生まれの安城市に住民登録のある者

子宮頸がん：20歳以上の安城市に住民登録のある女性

乳がん：40歳以上の安城市に住民登録のある女性

前立腺がん：40歳以上の安城市に住民登録のある男性

ただし、職場などでがん検診を受診する機会のない者

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載。特定健康診査、後期高齢者医療健康診査対象者には、健診受診票送付時に案内文書同封

がん対策の経過

年次	経過
平成17年度	・子宮頸がん検診について…対象年齢を30歳以上から20歳以上に変更 ・乳がん検診について…対象年齢を30歳以上から40歳以上に変更 実施方法をマンモグラフィと視触診に変更 ・人間ドックで実施していたレディースドックを廃止
平成20年度	・肺がん検診としての市民健康検診の廃止
平成21年度	・実施期間を5月から翌年3月までに延長 (平成20年度までは5月から翌年2月までの実施) ・子宮頸がん検診、乳がん検診は通年実施 ・節目年齢になった女性を対象に、子宮頸がん、乳がん検診を無料で実施できるクーポン券を配付（女性特有のがん検診推進事業） *子宮がん検診：20、25、30、35、40歳を対象 乳がん検診：40、45、50、55、60歳を対象
平成22年5月	・企業・団体と安城市が連携し、がん検診の受診勧奨への取り組みの実施 (がん検診受診率向上プロジェクト)
平成23年度	・大腸がん検診を無料で受診できるクーポン券を追加配付（がん検診推進事業）…40、45、50、55、60歳男女を対象
平成25年度	・保健センターで実施していた子宮頸がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診を終了

平成 26 年度	・ 子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券の配付について、検診初年度とし、平成 21 ～ 24 年度本市のクーポン券配付者で未利用者、かつ過去未受診者へ再配付（働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業）
平成 27 年度	・ 子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券について、検診初年度とし、平成 25 年度本市のクーポン券配付者で未利用、かつ過去 5 年未受診者へ再配付
平成 28 年度	・ がん検診推進事業に基づき、大腸がん検診無料クーポンの廃止 ・ 子宮頸がん検診と乳がん検診の無料クーポン券について、子宮頸がんは 20 歳、乳がんは 40 歳のみに配付 ・ 実施期間を他の検診と同じく 5 月から翌年 2 月までに変更
平成 30 年度	・ 胃がん検診として胃内視鏡検査の開始 ・ 子宮頸がん検診を通年実施に変更
令和 2 年度	・ 乳がん検診をマンモグラフィ検査のみに変更
令和 4 年度	・ 特定健康診査、後期高齢者医療健康診査の受診票発送時に、がん検診受診券を同封
令和 5 年度	・ 子宮頸がん検診と乳がん検診の無料クーポン券送付時に、がん検診の間診票を同封

ア 各がん検診実施状況

※地域保健・健康増進事業報告に合わせた受診率の計算方法”注”で表記

(単位：人、％)

区 分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
胃がん	受診対象者	44,713	45,811	46,768
	胃エックス線検査	3,421	3,306	3,233
	胃内視鏡検査	217	283	279
	受診者数 計	3,638	3,589	3,512
	受診率 注 1	10.5	10.3	9.9
大腸がん	受診対象者	74,022	74,259	74,494
	受診者数	6,195	6,104	5,822
	受診率 注 2	8.4	8.2	7.8
肺がん	受診対象者	74,022	74,259	74,494
	受診者数	6,046	6,007	5,723
	受診率 注 2	8.2	8.1	7.7
子宮頸がん	受診対象者	56,982	56,586	56,403
	受診者数	7,573	7,559	7,197
	受診率 注 3	20.4	20.1	19.6
乳がん	受診対象者	35,509	35,547	35,625
	受診者数	5,607	5,743	5,487
	受診率 注 3	20.9	21.3	21.0
前立腺がん	受診対象者	52,265	52,725	53,064
	受診者数	9,163	8,968	8,398
	受診率 注 4	17.5	17.0	15.8

注 1：胃がん検診受診率

(「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における
2年連続受診者数」) ÷ 「当該年度の対象者数(50～69歳)」 × 100

注 2：大腸がん検診、肺がん検診受診率

(「当該年度の受診者数 ÷ 当該年度の対象者数(40～69歳)」 × 100

注 3：子宮頸がん検診、乳がん検診受診率

(「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における
2年連続受診者数」) ÷ 「当該年度の対象者数(子宮：20～69歳、乳：40～69歳)」 × 100

注 4：前立腺がん検診受診率 当該年度の受診者数 ÷ 当該年度の受診対象者数 × 100

○ 胃がん検診

(単位：人、%)

年齢（歳） 年度・区分		4 0 ゝ 4 4	4 5 ゝ 4 9	5 0 ゝ 5 4	5 5 ゝ 5 9	6 0 ゝ 6 4	6 5 ゝ 6 9	7 0 ゝ 7 4	7 5 ゝ 7 9	8 0 ゝ	計
令和 3 年度	受診対象者	13,546	15,763	14,408	11,779	9,129	9,397	11,461	7,958	11,645	105,086
	受診者数 (X線)	485	615	723	599	759	1,340	1,916	693	300	7,430
	受診者数 (内視鏡)	—	—	24	25	50	118	194	167	85	663
	受診率	5.4	5.3	6.3	6.7	11.8	20.3	22.7	13.6	4.2	9.9
	要精検者数 (X線)	48	34	48	25	47	105	172	66	29	574
	要精検者 (内視鏡)	—	—	2	0	7	7	16	9	7	48
令和 4 年度	受診対象者	13,288	15,160	15,216	12,022	9,407	9,166	11,304	8,108	12,284	105,955
	受診者数 (X線)	434	607	670	643	763	1,230	1,852	794	316	7,309
	受診者数 (内視鏡)	—	—	43	42	72	126	250	288	158	979
	受診率	5.4	5.2	6.2	6.8	11.6	20.4	23.7	15.4	4.8	10.2
	要精検者数 (X線)	39	33	48	34	69	113	159	69	24	588
	要精検者 (内視鏡)	—	—	4	8	9	14	36	38	22	131
令和 5 年度	受診対象者	13,046	14,680	15,347	12,638	9,957	8,826	10,742	8,713	12,774	106,723
	受診者数 (X線)	405	545	639	629	797	1,168	1,661	785	341	6,970
	受診者数 (内視鏡)	—	—	44	45	52	138	269	334	198	1,080
	受診率	4.9	5.3	5.9	6.8	11.2	19.9	24.1	17.0	5.7	10.2
	要精検者数 (X線)	26	41	30	38	50	90	137	66	31	509
	要精検者 (内視鏡)	—	—	9	7	5	11	32	41	33	138

○ 大腸がん検診

(単位：人、%)

年齢（歳） 年度・区分		4 0 ゝ 4 4	4 5 ゝ 4 9	5 0 ゝ 5 4	5 5 ゝ 5 9	6 0 ゝ 6 4	6 5 ゝ 6 9	7 0 ゝ 7 4	7 5 ゝ 7 9	8 0 ゝ	計
令和3年度	受診対象者	13,546	15,763	14,408	11,779	9,129	9,397	11,461	7,958	11,645	105,086
	受診者数	603	738	880	760	1,077	2,137	3,365	2,309	1,799	13,668
	受診率	4.5	4.7	6.1	6.5	11.8	22.7	29.4	29.0	15.4	13.0
	要精検者数	30	32	46	41	61	147	235	204	204	1,000
令和4年度	受診対象者	13,288	15,160	15,216	12,022	9,407	9,166	11,304	8,108	12,284	105,955
	受診者数	531	760	865	824	1,116	2,008	3,389	2,712	2,090	14,295
	受診率	4.0	5.0	5.7	6.9	11.9	21.9	30.0	33.4	17.0	13.5
	要精検者数	22	29	36	38	60	130	258	235	238	1,046
令和5年度	受診対象者	13,046	14,680	15,347	12,638	9,957	8,826	10,742	8,713	12,774	106,723
	受診者数	520	651	811	807	1,120	1,913	3,101	2,897	2,293	14,113
	受診率	4.0	4.4	5.3	6.4	11.2	21.7	28.9	33.2	18.0	13.2
	要精検者数	24	32	38	38	46	136	202	205	260	981

○ 肺がん検診

(単位：人、%)

年齢(歳) 年度・区分		4 0 ゝ 4 4	4 5 ゝ 4 9	5 0 ゝ 5 4	5 5 ゝ 5 9	6 0 ゝ 6 4	6 5 ゝ 6 9	7 0 ゝ 7 4	7 5 ゝ 7 9	8 0 ゝ	計
令和3年度	受診対象者	13,546	15,763	14,408	11,779	9,129	9,397	11,461	7,958	11,645	105,086
	受診者数	586	729	879	765	1,136	1,951	3,275	2,209	1,902	13,432
	受診率	4.3	4.6	6.1	6.5	12.4	20.8	28.6	27.8	16.3	12.8
	要精検者数	1	5	5	7	14	23	57	42	38	192
令和4年度	受診対象者	13,288	15,160	15,216	12,022	9,407	9,166	11,304	8,108	12,284	105,955
	受診者数	538	751	865	841	1,161	1,851	3,278	2,589	2,099	13,973
	受診率	4.0	5.0	5.7	7.0	12.3	20.2	29.0	31.9	17.1	13.2
	要精検者数	4	4	10	14	21	45	77	60	68	303
令和5年度	受診対象者	13,046	14,680	15,347	12,638	9,957	8,826	10,742	8,713	12,774	106,723
	受診者数	514	661	810	821	1,168	1,749	2,998	2,779	2,407	13,907
	受診率	3.9	4.5	5.3	6.5	11.7	19.8	27.9	31.9	18.8	13.0
	要精検者数	5	8	10	10	28	45	71	72	85	334

○ 喀痰検査

(単位：人)

年齢(歳) 年度・区分		4 0 ゝ 4 4	4 5 ゝ 4 9	5 0 ゝ 5 4	5 5 ゝ 5 9	6 0 ゝ 6 4	6 5 ゝ 6 9	7 0 ゝ 7 4	7 5 ゝ 7 9	8 0 ゝ	計
令和3年度	受診者数	25	37	79	64	83	134	225	145	60	852
	*	0	0	39	36	47	79	138	89	30	458
	要精検者数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	*	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
令和4年度	受診者数	65	129	152	141	138	195	313	230	107	1,470
	*	0	0	34	29	39	67	120	92	33	414
	要精検者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	受診者数	43	64	110	111	103	141	201	190	99	1,062
	*	0	0	34	39	41	60	78	96	39	387
	要精検者数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	*	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

※ 国が定めた対象者数の再掲（50歳以上で、かつ喫煙指数が600以上の喀痰検査対象者）

○ 子宮頸がん検診

(単位：人)

年齢（歳） 年度・区分		20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69
令和3年度	受診対象者	5,026	5,152	5,465	5,830	6,391	7,536	6,863	5,548	4,368	4,803
	受診者数	286	724	875	725	833	913	967	735	692	823
	受診率	11.2	25.5	30.0	22.3	20.1	17.8	18.4	17.6	20.2	21.4
	要精検者数	10	8	15	21	23	17	10	5	6	10
令和4年度	受診対象者	4,956	5,129	5,220	5,734	6,255	7,206	7,290	5,680	4,477	4,639
	受診者数	247	670	918	729	781	937	950	808	721	798
	受診率	9.9	24.6	31.1	21.3	20.0	17.9	17.8	17.6	20.6	22.4
	要精検者数	8	14	15	9	16	23	22	10	8	6
令和5年度	受診対象者	4,999	5,117	5,138	5,524	6,138	6,981	7,417	5,979	4,671	4,439
	受診者数	242	679	818	706	761	841	924	756	739	731
	受診率	9.0	24.1	30.2	21.7	18.6	18.2	17.0	17.2	19.9	22.0
	要精検者数	14	20	15	12	18	23	15	8	9	8

年齢（歳） 年度・区分		70 ～ 74	75 ～ 79	80 ～ 84	計
令和3年度	受診対象者	5,943	4,244	7,125	74,294
	受診者数	784	331	150	8,838
	受診率	16.6	10.1	2.8	17.8
	要精検者数	4	2	3	134
令和4年度	受診対象者	5,897	4,306	7,480	74,269
	受診者数	909	463	200	9,131
	受診率	18.2	11.1	3.4	17.8
	要精検者数	8	4	4	147
令和5年度	受診対象者	5,682	4,610	7,742	74,437
	受診者数	845	478	198	8,718
	受診率	19.7	12.7	3.6	17.5
	要精検者数	5	0	2	149

○ 乳がん検診

(単位：人)

年齢（歳） 年度・区分		4 0 ゝ 4 4	4 5 ゝ 4 9	5 0 ゝ 5 4	5 5 ゝ 5 9	6 0 ゝ 6 4	6 5 ゝ 6 9	7 0 ゝ 7 4	7 5 ゝ 7 9	8 0 ゝ	計
令和 3 年度	受診対象者	6,391	7,536	6,863	5,548	4,368	4,803	5,943	4,244	7,125	52,821
	受診者数	884	1,005	1,139	856	789	934	951	406	181	7,145
	受診率	21.7	18.5	20.6	19.7	22.6	23.7	19.3	11.7	3.1	17.6
	要精検者数	57	53	45	28	40	42	34	21	8	328
令和 4 年度	受診対象者	6,255	7,206	7,290	5,680	4,477	4,639	5,897	4,306	7,480	53,230
	受診者数	853	1,033	1,144	949	852	912	1,099	601	273	7,716
	受診率	21.9	19.1	20.3	20.0	23.4	25.2	21.9	14.1	4.1	18.4
	要精検者数	47	47	48	34	34	32	37	16	12	307
令和 5 年度	受診対象者	6,138	6,981	7,417	5,979	4,671	4,439	5,682	4,610	7,742	53,659
	受診者数	779	937	1,069	926	899	877	994	648	274	7,403
	受診率	20.9	19.1	19.6	19.8	23.5	25.5	23.1	16.2	4.6	18.4
	要精検者数	38	46	51	29	33	33	22	16	10	278

○ 前立腺がん検診

(単位：人)

年齢（歳） 年度・区分		4 0 ゝ 4 4	4 5 ゝ 4 9	5 0 ゝ 5 4	5 5 ゝ 5 9	6 0 ゝ 6 4	6 5 ゝ 6 9	7 0 ゝ 7 4	7 5 ゝ 7 9	8 0 ゝ	計
令和 3 年度	受診対象者	7,155	8,227	7,545	6,231	4,761	4,594	5,518	3,714	4,520	52,265
	受診者数	529	745	741	589	639	1,136	2,011	1,448	1,325	9,163
	受診率	7.4	9.1	9.8	9.5	13.4	24.7	36.4	39.0	29.3	17.5
	要精検者数	0	2	6	20	26	67	187	118	154	580
令和 4 年度	受診対象者	7,033	7,954	7,926	6,342	4,930	4,527	5,407	3,802	4,804	52,725
	受診者数	453	632	679	566	624	1,087	1,950	1,605	1,372	8,968
	受診率	6.4	7.9	8.6	8.9	12.7	24.0	36.1	42.2	28.6	17.0
	要精検者数	2	5	8	13	24	62	186	147	161	608
令和 5 年度	受診対象者	6,908	7,699	7,930	6,659	5,286	4,387	5,060	4,103	5,032	53,064
	受診者数	321	467	614	518	580	1,026	1,720	1,704	1,448	8,398
	受診率	4.6	6.1	7.7	7.8	11.0	23.4	34.0	41.5	28.8	15.8
	要精検者数	1	6	9	11	16	54	159	153	146	555

○ クーポン券利用者（子宮頸がん検診）（単位：人、％）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
通知者数＊	1,037	972	1,007
受診者数	71	66	58
受診率	6.8	6.8	5.8

＊ 4 月 1 日現在で 2 0 歳の人

○ クーポン券利用者（乳がん検診）（単位：人、％）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
通知者数＊	1,219	1,172	1,210
受診者数	225	268	239
受診率	18.5	22.9	19.8

＊ 4 月 1 日現在で 4 0 歳の人

イ 各精密検査実施状況

○ 胃がん精密検査結果（単位：人、％）

区 分		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		胃 X 線	胃内視鏡	胃 X 線	胃内視鏡	胃 X 線	胃内視鏡
要精検者数		492	53	574	47	588	131
精検受診者数		423	53	485	47	505	130
精検受診率		86.0	100.0	84.5	100.0	85.9	99.2
異常認めず		61	0	71	0	81	1
がん	早期	6	2	3	2	2	2
	進行	3	0	2	0	3	0
	不明	0	0	0	0	0	0
がんの疑いのある者又は未確定		1	0	2	0	3	2
がん以外の疾患であった者		352	51	407	45	416	125

○ 大腸がん精密検査結果

(単位：人、%)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
要精検者数		1,114	1,001	1,046
精検受診者数		875	789	803
精検受診率		78.5	78.8	76.8
異常認めず		226	197	182
がん	早期	22	18	18
	進行	17	17	14
	不明	4	3	8
がんの疑いのある者又は未確定		6	3	2
がん以外の疾患であった者		600	551	579

○ 肺がん精密検査結果

(単位：人、%)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
要精検者数		176	191	303
精検受診者数		159	176	269
精検受診率		90.3	92.1	88.8
異常認めず		59	78	116
がん	早期	0	0	4
	進行	3	4	2
	不明	1	4	4
がんの疑いのある者又は未確定		11	10	13
がん以外の疾患であった者		85	80	130

○ 子宮頸がん精密検査結果

(単位：人、%)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
要精検者数		137	134	150
精検受診者数		117	115	126
精検受診率		85.4	85.8	84.0
異常認めず		47	49	53
がん	早期	0	0	0
	進行	1	1	2
	不明	1	0	0
がんの疑いのある者又は未確定		13	5	15
がん以外の疾患であった者		55	60	54

○ 乳がん精密検査結果

(単位：人、%)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
要精検者数		246	328	307
精検受診者数		217	299	277
精検受診率		88.2	91.2	90.2
異常認めず		91	112	77
がん	早期	19	11	17
	進行	5	3	6
	不明	0	0	1
がんの疑いのある者又は未確定		2	3	3
がん以外の疾患であった者		100	170	173

○ 前立腺がん精密検査結果

(単位：人、%)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
要精検者数		466	580	608
精検受診者数		338	447	456
精検受診率		72.5	77.1	75.0
異常認めず		109	122	135
がん	早期	29	33	33
	進行	4	6	3
	不明	13	5	5
がんの疑いのある者又は未確定		53	104	90
がん以外の疾患であった者		130	177	190

ウ 要精密検査未受診勧奨

目 的：精密検査未受診者に対し、受診勧奨をすることで、受診への行動変容を促します。

対 象：がん検診及び骨粗しょう症検診、脳ドック、市民健康検診(結核健康診断)の結果が要精密検査と判定された者

内 容：①初回勧奨通知

一次検診受診後、3 か月間精密検査結果が未返送の者へ受診勧奨通知を送付。

②再勧奨通知

一次検診受診後、6 か月間精密検査結果が未返送の者へ再勧奨通知を送付。

○ 送付状況

(単位：人)

通知区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
初回勧奨通知	1,673	1,780	940
再勧奨通知	338	320	259

(2) ドック・検診

ア 市民ドック

目的：生活習慣病を早期に発見することにより、適切な医療につなげて重症化を防ぎます。

対象：40歳以上の安城市に住民登録がある者で安城市国民健康保険被保険者、愛知県後期高齢者医療保険被保険者、生活保護受給者など健康保険未加入者又は社会保険被扶養者で職場などで健康診査を受ける機会がない者

内容：診察、血液検査、血圧、尿検査、心電図、眼圧、眼底、視力、聴力、胃部X線、胸部X線、便潜血、腹部超音波、肺機能

実施期間：八千代病院八千代総合健診センター、アイエムクリニック・安城、三河安城クリニック、安城更生病院予防医療センター

健診期間：5月～翌年2月

○ 受診状況

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
40～64歳	555	571	577
65～74歳	1,288	1,270	1,282
後期高齢者	464	566	637
社保被扶養者	636	650	396
計	2,943	3,057	2,892

イ 脳ドック（平成15年度から開始）

目的：脳疾患の早期発見のため実施します。

対象：40歳以上の安城市に住民登録のある者（600人）

内容：MRI（磁気共鳴断層撮影）・MRA（磁気共鳴血管撮影）

実施機関：八千代病院、三河安城クリニック、安城更生病院

検診期間：前期5～10月、後期11～3月

○ 受診状況

(単位：人)

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
対象者数	105,086	105,955	106,723
申込者数	759	1,044	861
受診者数	585	587	586
要精検者数	46	63	68

※対象者：地域保健・健康増進事業報告にあわせて、全住民を対象者としている。

ウ 骨粗しょう症検診（市民ドックの追加検査）

目 的：骨量減少者を早期に発見し、骨粗しょう症を予防します。

対 象：市民ドック受診者で年度末年齢４０、４５、５０、５５、６０、
６５、７０歳の女性

内 容：骨密度検査

検査期間：５月～翌年２月

○ 受診状況

(単位：人)

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
受診者数	102	99	40
要精検者数	15	16	5

エ 歯周病検診

目 的：歯周病の早期発見と予防、かかりつけ医の定着をすすめていきます。

対 象：２０、３０、４０、４５、５０、５５、６０、６５、７０歳で安城市
に住民登録のある者

検査期間：５月～翌年２月

歯周病検診の経過

年次	経過
平成２９年度	歯周病検診の受診券の見直しを実施 精密検査の結果把握を開始
平成３０年度	対象者を拡充し実施（２０歳、３０歳）
令和２年度	４０歳の受診勧奨を開始
令和５年度	２０・３０・４０・５０歳の受診勧奨を開始

○ 結果

(単位:人、%)

区分	対象者	対象者数	受診者数	受診率	異常なし	要指導	要精検
令和3年度	20歳	2,239	209	9.3	27	58	124
	30歳	2,182	266	12.2	11	86	169
	小計	4,421	475	10.7	38	144	293
	40歳	2,442	402	16.5	28	105	269
	45歳	2,682	288	10.7	23	75	190
	50歳	3,278	313	9.5	18	72	223
	55歳	2,406	225	9.4	20	43	162
	60歳	2,113	260	12.3	11	62	187
	65歳	1,783	237	13.3	12	43	182
	70歳	1,949	241	12.4	8	55	178
	小計	16,653	1,966	11.8	120	455	1,391
	計	21,074	2,441	11.6	158	599	1,684
令和4年度	20歳	2,051	203	9.9	14	49	140
	30歳	2,216	213	9.6	12	51	150
	小計	4,267	416	9.7	26	100	290
	40歳	2,501	407	16.3	23	74	310
	45歳	2,740	292	10.7	18	61	213
	50歳	3,141	330	10.5	20	63	247
	55歳	2,962	331	11.2	11	62	258
	60歳	2,293	319	13.9	7	53	259
	65歳	1,682	266	15.8	13	43	210
	70歳	1,955	309	15.8	15	42	252
	小計	17,274	2,254	13.0	107	398	1,749
	計	21,541	2,670	12.4	133	498	2,039
令和5年度	20歳	2,005	219	10.9	14	66	139
	30歳	2,246	306	13.6	21	62	223
	小計	4,251	525	12.4	35	128	362
	40歳	2,522	395	15.7	22	86	287
	45歳	2,742	287	10.5	10	49	228
	50歳	3,186	440	13.8	13	75	352
	55歳	3,006	373	12.4	8	66	299
	60歳	2,372	331	14.0	7	68	256
	65歳	1,813	306	16.9	14	58	234
	70歳	1,842	274	14.9	8	47	219
	小計	17,483	2,406	13.8	82	449	1,875
	計	21,734	2,931	13.5	117	577	2,237

○ 歯周病検診精密検査結果①（４０・５０・６０・７０歳）

（単位：人、％）

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度
要精検者数	753	857	1,068
精検受診者数	698	791	998
精検受診率	92.7	92.3	93.4
異常認めず	26	49	89
歯周病であった者	591	649	803
歯周病以外であった者	81	93	106

○ 歯周病検診精密検査結果②（２０・３０・４５・５５・６５歳）

（単位：人、％）

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度
要精検者数	689	827	971
精検受診者数	632	747	880
精検受診率	91.7	90.3	90.6
異常認めず	30	47	69
歯周病であった者	523	586	703
歯周病以外であった者	79	114	108

オ 肝炎ウイルス検診

目 的：肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的とします。

対 象：４０歳以上の安城市に住民登録のある者で過去に未受診で検診を希望する次の通知者

通知方法：特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査通知の際、対象者に問診票を同封する。上記対象者以外の４０、４５、５０、５５、６０歳（４月１日現在）の人で、過去に実施していない人に肝炎ウイルス検診無料受診券を送付。

○ 受診状況

(単位：人)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受診者数	B 型	2,051	1,906	1,734
	C 型	2,051	1,906	1,734
B 型 肝炎ウイルス	陽性	19	10	9
	陰性	2,032	1,896	1,725
C 型 肝炎ウイルス＊	判定①	7	4	4
	判定②	3	7	3
	判定③	13	11	5
	判定④	2,028	1,884	1,722

＊判定区分：

①感染（高力価）、②感染（中力価）、③非感染（低力価）、④非感染（陰性）

カ 市民健康検診（結核健康診断）

目 的：結核の早期発見のため実施します。

対 象：安城市に住民登録のある 6 5 歳以上の者

内 容：胸部 X 線、診察、血圧、尿検査（糖、蛋白、潜血、ウロビリノーゲン）

検診期間：5 月～翌年 2 月

○ 受診状況

(単位：人、％)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
通知者数		42,060	42,428	42,708
受診者数		8,286	7,968	7,884
市民健康検診受診者数（再掲）		238	215	248
受診率		19.7	18.8	18.5
要精検者数	結核疑	13	19	8
	その他疾患疑	193	186	207

キ ヤング健診

目 的：若い世代の生活習慣病予防のため実施します。

対 象：安城市に住民登録のある２０歳以上４０歳未満の安城市国民健康保険被保険者、生活保護受給者など健康保険未加入者及び社会保険被扶養者

内 容：診察、身体計測（身長、体重、腹囲、ＢＭＩ）、尿検査（糖、蛋白）、血圧、血液検査（脂質、肝機能、血糖、腎機能、貧血）

○ 受診状況 (単位：人、％)

区 分		国民健康保険加入者	生活保護受給者	社会保険被扶養者
令和 ３年度	通知者数	4,258	46	—
	受診者数	269	2	197
	受診率	6.3	4.3	—
令和 ４年度	通知者数	4,029	43	—
	受診者数	340	1	215
	受診率	8.4	2.3	—
令和 ５年度	通知者数	3,921	51	—
	受診者数	354	1	167
	受診率	9.0	2.0	—

○ 受診結果 (単位：人)

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
異常なし	157	212	181
放置可	73	72	63
要観察	148	179	183
要再検査	54	58	61
治療中	8	9	8
要治療	28	26	26
計	468	556	522

(3) がん患者アピアランスケア用品購入費補助事業

目 的：がん患者の経済的負担の軽減を図ります。

対 象：次の①～④すべてに該当する者

- ① 申請日時点で安城市に住民登録のある者
- ② がんと診断され、その治療を受けた者又は治療中の者
- ③ がん治療に伴う脱毛に対するウィッグ（かつら）又は外科的治療等による乳房の変形に対する補整具を購入した者
- ④ 過去に県内市町村から同種の補整具について補助を受けていない者

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載、市内医療機関やがん相談支援センターのある医療機関へのちらしの配布

○ 申請件数 (単位：件)

区 分	令和４年度	令和５年度
ウィッグ	52	57
乳房補整具	7	21
計	59	78

(4) 若年がん患者在宅療養支援事業

目 的：若年のがん患者が、住み慣れた自宅などで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅療養に要する費用の一部を補助します。

対 象：次の①及び②に該当する人又はその介護者

- ① サービス利用時において、満４０歳未満の安城市民
- ② 末期がんであることを医師が認め、在宅生活への支援及び介護が必要な人

周知方法：広報あんじょう・市公式ウェブサイトに掲載、市内医療機関やがん相談支援センターのある医療機関へのちらしの配布

○ 補助件数 (単位：件)

区 分	令和 5 年度
在宅サービス	0
福祉用具貸与	1
福祉用具購入	0
計	1

3 執行委任事業

(1) 安城市国民健康保険及び健康増進事業特定健康診査

目 的：糖尿病等の生活習慣病、とりわけメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が減少するよう、メタボリックシンドローム該当者・予備群を見つけ出し、生活習慣の改善をすすめていきます。

対 象：安城市国民健康保険被保険者及び生活保護受給者など健康保険未加入者

検査項目：

○ 基本的な健診の項目

質問項目、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、理学的検査（身体診察）、血圧測定、血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）、肝機能検査（AST〔GOT〕、ALT〔GPT〕、 γ -GT〔 γ -GTP〕）血糖検査（空腹時血糖、HbA1c）、腎機能検査（尿酸、クレアチニン）、尿検査（尿糖、尿蛋白）

○ 詳細な健診の項目

心電図検査、眼底検査、貧血検査（赤血球数、血色素量〔ヘモグロビン値〕、ヘマトクリット値）のうち、一定基準の下、医師が必要と判断したものを選択

○ その他の健診項目

B型・C型肝炎ウイルス検査（平成14年度以降に肝炎ウイルス検査を受けたことがない者）、胸部X線検査（65歳以上の検査機会のない者）

○ 特定健康診査総数（健康増進事業40歳以上75歳未満含む）（単位：人、%）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数	26,289	25,825	24,620
受診者数	11,510	11,262	10,472
受診率	43.8	43.6	42.5

○ 実施状況

(単位 :人、%)

区 分			40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	計
令和3 年度	国保事業	対象者数	1,595	1,895	1,871	1,857	3,020	6,286	9,308	25,832
		個別医療 機関	321	385	455	452	957	2,501	4,525	9,596
		市民 ドック	62	81	94	116	243	562	685	1,843
		その他*	0	0	0	1	0	0	0	1
		国保事業 受診率	24.0	24.6	29.3	30.6	39.7	48.7	56.0	44.3
	健康増 進事業	対象者数	21	49	48	69	80	80	110	457
		個別医療 機関	4	6	7	9	13	9	22	70
		市民 ドック	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4 年度	国保事業	対象者数	1,549	1,793	1,975	1,854	2,951	6,021	9,209	25,352
		個別医療 機関	302	386	444	499	971	2,377	4,383	9,362
		市民 ドック	58	91	97	126	231	532	705	1,840
		その他*	0	0	0	1	0	0	0	1
		国保事業 受診率	23.2	26.6	27.4	33.7	40.7	48.3	55.3	44.2
	健康増 進事業	対象者数	21	48	47	61	85	76	135	473
		個別医療 機関	4	2	5	8	16	5	18	58
		市民 ドック	0	0	0	0	0	1	0	1
令和5 年度	国保事業	対象者数	1,498	1,754	1,965	1,868	2,886	5,545	8,649	24,165
		個別医療 機関	273	352	423	478	838	2,287	3,895	8,546
		市民 ドック	56	79	100	127	215	586	696	1,859
		その他*	0	0	0	0	0	0	1	1
		国保事業 受診率	22.0	24.6	26.6	32.4	36.5	51.8	53.1	43.1
	健康増 進事業	対象者数	27	43	58	59	83	82	103	455
		個別医療 機関	7	5	4	11	13	10	16	66
		市民 ドック	0	0	0	0	0	0	0	0

*「その他」は、市内契約医療機関以外での受診者

○ メタボリックシンドローム判定該当者数

(単位:人、%)

区 分		40～49歳		50～59歳		60～64歳		65～74歳		計
		男	女	男	女	男	女	男	女	
令和3年度	受診者数	374	485	473	661	450	763	3,823	4,481	11,510
	該当者数	70	22	128	51	144	73	1,294	622	2,404
	該当者率	18.7	4.5	27.1	7.7	32.0	9.6	33.8	13.9	20.9
	予備軍	68	21	76	46	71	57	597	287	1,223
	非該当	236	442	268	564	235	663	1,932	3,572	7,912
	不明	0	0	1	0	0	0	0	0	1
令和4年度	受診者数	357	486	506	674	444	774	3,671	4,350	11,262
	該当者数	63	17	126	57	150	89	1,251	630	2,383
	該当者率	17.6	3.5	24.9	8.5	33.8	11.5	34.1	14.5	21.2
	予備軍	63	19	98	37	76	38	554	247	1,132
	非該当	231	450	281	580	218	647	1,866	3,473	7,746
	不明	0	0	1	0	0	0	0	0	1
令和5年度	受診者数	321	451	503	640	436	787	3,373	3,961	10,472
	該当者数	55	17	128	53	137	87	1,175	555	2,207
	該当者率	17.1	3.8	25.4	8.3	31.4	11.1	34.8	14.0	21.1
	予備軍	55	18	98	48	78	48	521	251	1,117
	非該当	210	416	277	539	221	652	1,677	3,154	7,146
	不明	1	0	0	0	0	0	0	1	2

(2) 愛知県後期高齢者医療健康診査

目的：生活習慣病を早期に発見することにより、適切に医療につなげて重症化を予防します。

対象：愛知県後期高齢者医療保険被保険者、一定の障がいのある65歳以上74歳以下の者で各医療保険制度の後期高齢者医療保険加入者、及び生活保護受給者など健康保険未加入者

○ 後期高齢者医療健康診査総数（健康増進事業75歳以上含む）

（単位：人、％）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	20,430	21,170	22,230
受診者数	9,051	9,512	10,099
受診率	44.3	44.9	45.4

○ 実施状況

（単位：人、％）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
後期高齢者 医療保険事業	対象者数	20,232	20,983	22,003
	個別医療機関	8,545	8,902	9,423
	市民ドック	464	566	637
	その他＊	0	0	0
	受診率	44.5	45.1	45.7
健康増進事業	対象者数	198	187	227
	個別医療機関	42	44	39

＊「その他」は、市内契約医療機関以外での受診者

(3) 安城市国民健康保険特定保健指導及び健康増進事業保健指導

目的：内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となる生活習慣改善のための指導を行います。これにより、対象者自らが生活習慣の課題を認識し、行動変容と自己管理を行い、健康的な生活が維持できるようになることで、糖尿病等の生活習慣病の予防を目的とします。

対 象：安城市国民健康保険被保険者及び生活保護受給者など健康保険未加入者で特定健診等受診者のうち、国が示す対象者の定義により、生活習慣の改善が必要と認められた者

内 容：動機付け支援、積極的支援（いずれも市内保健指導機関へ委託及び保健センターで実施）

○ 利用券発行数 (単位：人)

年度内に達する年齢 事業・支援別の利用券発行		40～64歳	65～74歳	75歳に達する前の74歳	計
国保事業	動機付け支援	190	510	0	700
	積極的支援	161	—	—	161
健康増進事業	動機付け支援	1	2	0	3
	積極的支援	3	—	—	3

※令和5年度に利用券を発行した人数

○ 特定保健指導利用開始状況 (単位：人)

年度内に達する年齢 事業・支援別の開始者数		40～64歳	65～74歳	75歳に達する前の74歳	計
国保事業	動機付け支援	26	96	3	125
	積極的支援	20	0	—	20
健康増進事業	動機付け支援	1	0	0	1
	積極的支援	0	—	—	0

※特定保健指導利用券を発行した者のうち、令和5年度に特定保健指導の利用を開始(初回面接)した人数

(4) 特定保健指導未利用者勧奨

目 的：特定保健指導未利用者に対し利用勧奨をすることで、特定保健指導の利用への行動変容を促し、利用率の向上を図ります。

対 象：初回面接有効期限の2ヶ月前までに特定保健指導の予約・利用情報がない者

方 法：文書及びリーフレットを送付し、その後電話等による勧奨を実施。

従事者：保健師

○ 実施状況

(単位：人)

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	国保事業	健康増進事業	国保事業	健康増進事業	国保事業	健康増進事業
対象者	863	7	897	8	743	6
訪 問	0	0	0	0	0	0
電 話	840	6	855	6	714	3
文 書	863	7	873	8	728	5

(5) 重症化予防事業

目 的：健康診査の受診結果から、生活習慣病の重症化リスクの高い者に対し、受診勧奨を行うことにより、医療機関での必要な治療や保健指導に結び付け、重症化を予防することを目的とします。

ア 糖尿病性腎症（疑）における受診勧奨

対 象：特定健診受診者のうち、①『HbA1c6.5%以上』かつ②『eGFR45 未満又は尿蛋白+以上』の者で、問診票の質問で糖尿病について未治療と回答した糖尿病性腎症の疑いがある者（未受診の可能性のある者）

方 法：健診後の診療報酬明細書にて糖かつ腎機能について治療や診断が確認できないものに対し、文書及びリーフレットによる受診勧奨、電話で現状（体調、受診状況、生活習慣等）の確認、未受診の場合、受診勧奨を行う。未受診者には、電話勧奨の3か月後に受診状況の確認と再勧奨を行い、年度末に受診の有無を確認する。

○ 実施状況

(単位：人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数	36	59	38
受診勧奨対象者数	9	18	30
勧奨後受診者数	2	7	5

イ 糖尿病（疑）における受診勧奨

対 象：①特定健診受診者のうち、特定保健指導未利用者と糖尿病受診勧奨判定値（血糖値 126mg/dl 以上、HbA1c6.5%以上）の者

②特定健診受診者のうち、特定保健指導対象者以外（特保外）で、糖尿病受診勧奨判定値（血糖値 140mg/dl 以上、HbA1c7.0%以上）の者

①②ともに、問診票及び受診結果から未受診の可能性がある者

方 法：健診後の診療報酬明細書にて糖について治療や診断が確認できないものに対し、文書及びリーフレットによる受診勧奨後、電話で現状（体調、受診状況、生活習慣等）の確認、未受診の場合、受診勧奨を行う。未受診者には電話勧奨の3か月後及び年度末に受診の有無を確認する。

○ 実施状況

（単位：人）

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
特定保健指導	未利用者	対象者以外	未利用者	対象者以外	未利用者	対象者以外
対象者数	92	46	87	60	66	58
既受診勧奨者数(勧奨前)	42	30	46	43	32	38
勧奨後受診者数	13	8	15	12	4	1

ウ 血圧・脂質における受診勧奨

対 象：①特定健診受診者のうち、特定保健指導未利用者と血圧受診勧奨判定値（収縮期 140mmHg 以上又は拡張期 90mmHg 以上）の者

脂質受診勧奨判定値（中性脂肪 300 mg/dl 以上、HDL コレステロール 35 mg/dl 未満、LDL コレステロール 140 mg/dl 以上）の者

②特定健診受診者のうち、特定保健指導対象者以外（特保外）で、血圧受診勧奨判定値（収縮期 160mmHg 以上又は拡張期 100mmHg 以上）の者

脂質受診勧奨判定値（中性脂肪 400 mg/dl 以上、HDL コレステロール 30 mg/dl 未満、LDL コレステロール 180 mg/dl 以上）の者

①②ともに、問診票及び受診結果から未受診の可能性がある者。

方法：文書及び病態別リーフレットの送付に加えて、①については、電話で現状（体調、受診状況、生活習慣等）の確認、未受診の場合は受診勧奨を行う。

○ 実施状況（特定保健指導未利用者）（単位：人）

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
病態	血圧	脂質	血圧	脂質	血圧	脂質
対象者数 (文書送付数)	346	228	361	216	301	177
対象者数 (電話)	338	222	359	208	294	173

○ 実施状況（特定保健指導対象者外）（単位：人）

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
病態	血圧	脂質	血圧	脂質	血圧	脂質
対象者数 (文書送付数)	196	237	245	240	179	173

※ ア 糖尿病性腎症（疑）、イ 糖尿病（疑）、ウ 血圧・脂質すべてにおいて、病態が重複している場合には、糖尿病性腎症、糖、血圧、脂質の順に、リーフレットを 1 種類のみ同封する。

4 健康づくり環境整備事業

(1) 健康の道

目的：「安城市健康の道」を設定し、市民に周知することで歩くきっかけをつくります。また、健康管理のためのウォーキングを普及します。

内容：健康の道のコース設定

○ 安城市健康の道設定状況

地域（中学校区）	コース名（距離km）	設定年度
篠 目	リスコース（約 1.4）	平成 23 年度
	カモコース（約 2.8）	
	ゾウコース（約 4.4）	
安城南	ででむしコース（約 1.6）	平成 24 年度
	ごんぎつねコース（約 6.3）	
東 山	北部コース（約 3.6）	平成 25 年度
明 祥	弥厚コース（約 6.0）	平成 26 年度
安 祥	安祥コース（約 5.0）	平成 27 年度
安城西	福釜コース（約 4.0）	平成 28 年度
安城北	緑道コース（約 4.0）	平成 28 年度
桜 井	桜井コース（約 4.2）	平成 29 年度

※平成 26 年度に、安城南、東山、篠目地域のコースを掲載した「健康の道ウォーキングマップ」を作成

※令和 2 年度に各コースを集約した「安城市健康の道ウォーキングマップ」を作成

※令和 5 年度に、安城 AR ナビに弥厚コースを掲載

(2) 健康測定会

目 的：健康に関する啓発と合わせて、多くの市民が集まる場所などで健康測定会を実施し、健康づくりに取り組むきっかけの場とします。

対 象：一般市民

内 容：健康測定（体組成測定・骨強度測定・血管年齢測定・食育SATシステム・脳年齢測定等）、啓発物品配布

実施会場：市内スーパーやイベント会場、事業所、アンフォーレ、各保健事業での実施

○ 実施状況 (単位：会場、人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施会場	10	19	23
参加者	476	1,782	2,427
20歳以上（再掲）	(461)	(1,661)	(2,360)

(3) あんじょう健康マイレージ事業

目 的：簡易な健康づくり活動にポイントをつけ、健康づくりの意識付けを行い、それらを継続することを目的とします。

対 象：市内在住、在学、在勤者

内 容：BMIを計算し年齢別にポイントが加算される「年齢別部門」、毎日の健康づくりの目標を立てて取り組む「目標トライ部門」とそのほかに体重や血圧を測定し加算される「ボーナスポイント」などに挑戦し、100ポイントを貯め、ポイントに応じたインセンティブを与える。
令和2年度より従来のチャレンジシートでの参加に加え、アプリ「あいち健康プラス」での参加も可能となった。

○ 実施状況 (単位：人、枚)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
100ポイント達成人数		1,170	1,121	1,194
参加 内訳	チャレンジシート	577	471	309
	アプリ	593	650	885
100ポイント達成件数（延べ）		3,550	3,573	3,969

（４）健康づくりきっかけ教室

ア 健康づくりきっかけ教室

目 的：BMIに着目した教室を実施することにより、第２次健康日本２１安城計画における総合指標「BMI標準の人の割合を増やす」ことの達成を目指す。

食事量と運動量のバランスを整えることで生活習慣病の予防が期待できる。

対 象：概ねBMI 24.0～26.5の人で、体重が気になっていて運動を始めようと思っている、30歳以上64歳以下の市内在住、在学、在勤の男女（高血圧（160／110mmHg以上）、腰痛、膝痛等があり医師の許可が無い人は除く）

内 容：運動の継続が生活習慣病の予防や改善につながることをプチ講話で周知。「ストレッチ・筋トレ・有酸素運動」を実際に体験。

回 数：全８回コース

○ 実施状況 (単位：人)

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
参加者数（延べ）	5（45）	7（46）	15（106）

イ 健康づくりきっかけ教室～子育てママ編～

目 的：運動習慣のある人の割合が少ない勤労世代等の女性（子育て中の母親）に対し運動を始めるきっかけを作り、また、自らの健康について考えるきっかけを作ることを目的とします。

対 象：生後３か月から６か月未満児と母親（母のみの参加も可）

内 容：母親である女性が自宅でも取り組める手軽な運動、健康に関する情報提供、健康測定、絵本の読み聞かせなど

○ 実施状況 (単位：回、人)

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施回数	24	24	24
参加者数	81	201	220

ウ 星空ヨガ

目 的：就労世代に対し、自らの健康について考えるきっかけを作ること
目的とします。

対 象：安城市内在住・在勤・在学の小学生以上（小中学生は要保護者同伴）

内 容：プラネタリウムの椅子を利用したチェアヨガ

○ 実施状況 (単位：回、人)

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施回数	3	3	3
参加者数	118	114	172

※生涯学習課と共催

(5) あんじょう健康大学

目 的：健康に関する正しい知識を普及することにより、「自らの健康は自ら管理して守る」という認識と自覚を高め、一人一人が主体的に健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸へと繋げられることを目的とします。

対 象：市内在住、在学、在勤者

実施会場：保健センター

○ 実施内容

(単位：人)

	月 日	講師名	演 題	参加者数
1	9 月 2 日 (土)	人間環境大学大学院看護学研究科 教授 巽あさみ 氏	睡眠とメンタル ヘルス～良い睡眠をとるための ポイント～	51
2	9 月 11 日 (月)	松永歯科クリニック 院長 松永 真樹英 氏	誰でもわかる簡 単な歯周病予防	28
3	10 月 16 日 (月)	堀眼科クリニック 院長 堀 健二 氏	健康寿命と目の 治療と予防	67
4	10 月 31 日 (火)	安城更生病院予防医療センター センター長 江端 美恵子 氏	貴方の脂肪肝は 大丈夫？～N A S H検診を中心 に～	43
5	11 月 29 日 (水)	八千代病院 管理栄養士 加藤 るみ子 氏	食べて腸活	56
参加者計				245

○ 実施状況

(単位：回、人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	5	5	5
受講者数	222	195	245

(6) 食育メイト養成講座

目 的：地域の食に関する課題を改善するための担い手を養成します。

期 間：第1期 令和5年6月12日～7月24日

第2期 令和5年10月11日～11月22日

○ 実施内容

	講話内容・実施内容など	講師
1	食育メイトとは	健康推進課管理栄養士
	食育メイトの活動内容	食育メイト
	調理実習の注意事項	健康推進課管理栄養士
	調理の基本	健康推進課管理栄養士
	調理実習	健康推進課管理栄養士
	シニアの食事について	健康推進課管理栄養士
2	こどもの食事情	保育課管理栄養士
	調理実習	健康推進課管理栄養士
	食事の見直し	管理栄養士 柴田愛子氏
	食品衛生について	管理栄養士 柴田愛子氏
3	生活習慣病予防について	管理栄養士 大久保里香氏
	調理実習	健康推進課管理栄養士
	運動習慣について	健康づくりアドバンスリーダー
	運動実習	板倉厚子氏
4	第2次健康日本21安城計画 いのち支える安城計画（安城市自殺対策計画）	健康推進課保健師
	材料分け	健康推進課管理栄養士
	調理実習	健康推進課管理栄養士
	食育メイトの活動内容	食育メイト
	修了証授与式	健康推進課管理栄養士

○ 実施状況

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受 講 者	8	14 (2)	8
修 了 者	6	13 (2)	8

※ () 内は前年度受講者で、今年度補講又は修了した者の数(内数)

(7) 食育メイト育成講座

目 的：市民に対して食生活・健康づくりを地域に広めるボランティア活動を行うための知識と技術を身につけます。

○ 内 容

日 程	講話内容・実施内容など	講 師
5 月 18 日(木)	「調理実習の注意事項・調味料の計り方」	健康推進課管理栄養士
5 月 19 日(金)	調理実習	健康推進課管理栄養士
7 月 20 日(木)	「衛生管理について」	管理栄養士 馬場 博隆氏
	調理実習	健康推進課管理栄養士
9 月 21 日(木)	「高校生の栄養バランスについて」	名古屋学芸大学 実習生
9 月 22 日(金)	調理実習	健康推進課管理栄養士
11 月 16 日(木)	「相手に伝わる、感じの良い話し方」	青山 悦子氏
11 月 17 日(金)	調理実習	健康推進課管理栄養士
1 月 18 日(木)	「衛生管理を意識した調理実習」	健康推進課管理栄養士
1 月 19 日(金)	調理実習	健康推進課管理栄養士
3 月 8 日(金)	「今年度及び次年度の活動について」	健康推進課管理栄養士
3 月 11 日(月)	調理実習	健康推進課管理栄養士

○ 実施状況 (単位：回、人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数	12	12	11
参加者数	234	241	221

（８）安城市健康づくりサポーター事業

目 的：市内で健康づくり活動を行う団体又は個人を安城市健康づくりサポーターとして登録し、サポーターの活動を周知、支援することにより、市民、在勤者及び在学者の健康の増進を図ります。

内 容：サポーター活動の市公式ウェブサイトでの掲載や保健センターの所有する健康関連資材の貸出しなどを行う。

○ 実施状況

区 分	個人	団体
登録数	16	20

（令和 6 年 3 月現在）

（９）安城市まちの健康おくすり屋さん事業

目 的：安城市及び安城市薬剤師会が、市民の健康づくり活動に向けた環境整備を協働で進めることにより、市民の健康づくりを推進します。

内 容：簡易な健康測定機器の設置、特定健診及びがん検診の受診啓発、健康づくり事業啓発、かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局の普及促進、お薬手帳の活用促進、たばこの健康被害周知と禁煙相談、妊娠・授乳・新生児のお薬相談、認知症相談、栄養相談など

登録薬局：46 店舗（令和 6 年 4 月 1 日現在）

○ 実施状況

（単位：店舗、件）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
登録薬局	46	46	46
健康測定	14	13	18
健康相談	100	121	90

V 地 域 支 援 事 業

(一般介護予防事業)

V 地域支援事業（一般介護予防事業）

要支援・要介護状態になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した生活を営むことができるよう、一般介護予防事業を実施します。

1 介護予防普及啓発事業

（１）老人クラブ等健康教育（まちかど講座）

目 的：老年期を健康で豊かに過ごすため知識の普及を図ります。

対 象：老人クラブ、町内会等

周 知 方 法：老人クラブ会長会議にて説明、市公式ウェブサイトに掲載

日時・会場：各団体と協議の上決定

従 事 者：保健師、管理栄養士、歯科衛生士

○ 実施状況 (単位：回、人)

区 分	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
老人クラブ	42	1,110 (1,109)	47	1,337 (1,332)	70	1,949 (1,949)
その他	8	192 (190)	13	284 (282)	14	289 (286)

※（ ）内は65歳以上再掲

（２）のびのび倶楽部自主活動支援

目 的：のびのび倶楽部が運動自主グループとして活動を継続することができるよう支援します。

対 象：のびのび倶楽部参加者

内 容：健康相談、血圧測定、希望グループはご当地体操等、通信誌の発行

従 事 者：保健師、看護師、健康づくりリーダー

○ 実施状況 (単位：箇所、回、人)

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
会場数	6	6	5
延実施回数	8	9	8
延参加人数	80	90	71

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延実施回数4回中止

※令和３年度より実施回数を各会場3回から2回へ変更

(3) 老人クラブ等健康相談

目 的：保健師等による血圧相談を実施し、健康管理の相談の機会とします。

対 象：老人クラブ、町内会等

周知方法：老人クラブ会長会議にて説明

日時会場：各団体と協議の上決定

従 事 者：保健師、看護師

○ 実施状況 (単位：回、人)

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
老人クラブ	5	61	7	89	6	59
のびのび倶楽部（再掲）	8	80	9	90	8	71
その他	0	0	1	7	0	0
計	13	141	17	196	14	130

(4) 8020 歯科健康診査・表彰式

目 的：8020 運動を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

対 象：年度末時点で 80 歳以上の者

実施主体：安城市歯科医師会

周知方法：個人通知（年度末時点で 80 歳となる者）、広報あんじょう・市公式ウェブサイト・安城市歯科医師会ホームページに掲載

内 容：個人通知等による周知（歯科医師からの推薦により表彰：80 歳以上で 20 本以上自分の歯がある人（既に表彰を受けた人を除く））

○ 実施状況 (単位：人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受賞者数	221	262	314

VI 救 急 診 療

VI 救急診療

1 休日夜間急病診療所事業

昭和 52 年桜町に安城市休日急病診療所（診療科目：内科・小児科）が設置され、休日に市内で急病人が発生した場合、その応急診療を行うため、医師会、薬剤師会の協力のもとに診療を行ってきました。

昭和 62 年横山町に保健センターが設置されたことにより、休日急病診療所も保健センター内に移転しました。

安城更生病院の夜間救急受診者数の増加を緩和するため、平成 17 年 4 月から休日夜間診療、平成 18 年 4 月から土曜夜間診療を、平成 22 年 4 月から平日夜間診療を始めました。これに伴い、市内医療機関において輪番制で行っていた平日夜間診療事業（午後 6 時～9 時）を廃止しました。

また、平成 20 年 10 月から、歯科医師会の協力のもと、休日診療所内に歯科を開設しました。

平成 28 年 7 月から改修工事を行い、診察室を個室化し隔離室や歯科待合室を新設し、10 月から診療を再開しました。改修中である平成 28 年 7 月から 9 までの間、休日夜間急病診療所の歯科診療については、在宅当番医で実施しました。

（1）事業の経過

昭和 52 年 4 月	桜町に休日急病診療所設置
昭和 62 年 4 月	横山町に移転
平成 17 年 4 月	休日夜間診療開始
平成 18 年 4 月	土曜夜間診療開始
平成 20 年 10 月	休日歯科診療開始
平成 22 年 4 月	平日夜間診療開始 安城市休日夜間急病診療所に名称変更

(2) 診療日・受付時間・診療時間

診療科目	診療日	受付時間	診療時間
内科 ・ 小児科	月曜日～金曜日	午後 8 時～10 時	午後 8 時 30 分～10 時
	土曜日	午後 5 時～9 時	午後 5 時 30 分～9 時 30 分
	日曜日、祝日、 年末年始 (12 月 30 日～ 1 月 3 日)	午前 8 時 30 分～11 時 30 分 午後 1 時～4 時 30 分 午後 5 時 30 分～9 時	午前 9 時～正午 午後 1 時～5 時 午後 5 時 30 分～9 時 30 分
歯科	日曜日、祝日、 年末年始 (12 月 30 日～ 1 月 3 日)	午前 8 時 30 分～11 時 30 分 午後 1 時～4 時 30 分	午前 9 時～正午 午後 1 時～5 時

(3) 内科・小児科患者状況

ア 年齢別患者数

(単位：人)

年 齢 年 度			0 ～ 4 歳	5 ～ 1 4 歳	1 5 ～ 3 9 歳	4 0 ～ 6 4 歳	6 5 歳 以上	計
令和 5 年 度	男	平日夜間	98	160	201	66	14	539
		土曜夜間	109	175	168	80	15	547
		日祝昼間	369	701	826	488	87	2,471
		日祝夜間	155	264	336	159	21	935
	女	平日夜間	55	122	163	94	16	450
		土曜夜間	107	145	150	66	30	498
		日祝昼間	362	575	628	437	102	2,104
		日祝夜間	150	207	251	164	31	803
	小 計	平日夜間	153	282	364	160	30	989
		土曜夜間	216	320	318	146	45	1,045
		日祝昼間	731	1,276	1,454	925	189	4,575
		日祝夜間	305	471	587	323	52	1,738
計			1,405	2,349	2,723	1,554	316	8,347

イ 第2次・3次病院等への紹介患者数

(単位：人)

区分 年度	安城更生病院					八千代病院					その他					合計
	平日 夜間	土曜 夜間	日祝 昼間	日祝 夜間	小計	平日 夜間	土曜 夜間	日祝 昼間	日祝 夜間	小計	平日 夜間	土曜 夜間	日祝 昼間	日祝 夜間	小計	
令和3 年度	16	17	86	28	147	1	0	5	2	8	0	0	1	0	1	156
令和4 年度	13	6	50	19	88	2	5	4	0	11	2	0	1	1	4	103
令和5 年度	27	12	60	28	127	0	4	5	0	9	0	0	1	1	2	138

ウ 病院を紹介した件数

(単位：件)

区分 年度	来 所					電 話					合計
	平日 夜間	土曜 夜間	日祝 昼間	日祝 夜間	小計	平日 夜間	土曜 夜間	日祝 昼間	日祝 夜間	小計	
令和3 年度	41	28	64	38	171	187	130	232	132	681	852
令和4 年度	41	25	54	22	142	223	129	210	159	721	863
令和5 年度	56	22	74	12	164	231	115	179	121	646	810

エ 流行性の疾病の動態

(単位：人)

区分 年度	エン ザ A ル	エン ザ B ル	コ ロ ナ 新 型	感 染 症 溶 連 菌	麻 し ん	風 し ん	水 痘	耳 下 腺 炎	流 行 性	胃 腸 炎	感 染 性	他 伝 染 病	計
令和3 年度	0	0	406	12	0	0	8	7	89	0	0	0	522
令和4 年度	187	0	3,442	0	0	0	3	1	27	0	0	0	3,660
令和5 年度	1,789	397	1,345	13	0	0	3	2	75	0	0	0	3,624

(4) 歯科患者状況

ア 年齢別患者数

(単位：人)

年齢 年度・区分		0～4歳	5～14歳	15～39歳	40～64歳	65歳以上	計
令和3年度		20	49	106	120	41	336
令和4年度		18	43	71	138	35	305
令和5年度	男	6	27	35	75	27	170
	女	4	19	39	58	29	149
	計	10	46	74	133	56	319

イ 主訴別患者数

(単位：人)

年度	区分	疼痛	腫脹	脱離	出血	脱臼	その他	計
令和3年度		153	46	75	0	5	57	336
令和4年度		125	48	75	6	3	48	305
令和5年度		117	65	71	2	7	57	319

安城市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例

昭和52年3月31日

条例第18号

改正 昭和53年3月30日安城市条例第25号
昭和62年3月27日安城市条例第13号
平成元年3月25日安城市条例第20号
平成4年6月24日安城市条例第29号
平成6年3月31日安城市条例第19号
平成9年3月26日安城市条例第21号
平成12年3月23日安城市条例第16号
平成14年12月24日安城市条例第39号
平成18年6月29日安城市条例第24号
平成20年6月30日安城市条例第23号
平成22年3月26日安城市条例第6号
平成28年12月26日安城市条例第54号
令和元年7月1日安城市条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、安城市休日夜間急病診療所（以下「診療所」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 休日及び夜間に急病患者の応急診療を行うため診療所を設置する。

(名称及び位置)

第3条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 安城市休日夜間急病診療所

位置 安城市横山町下毛賀知106番地1

(診療科目)

第4条 診療科目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 内科

(2) 小児科

(3) 歯科

(運営協議会)

第5条 診療所の適正な管理運営及び医療問題を協議するため、安城市休日夜間急病診療所運営協議会を置く。

(診療料及び文書料)

第6条 診療所を利用する者は、別表第1及び別表第2の定めるところにより、診療料及び文書料を納付しなければならない。

(利用者等の義務)

第7条 診療所を利用する者及びその関係者（以下「利用者等」という。）は、この条例及びこれに基づく規則並びに管理者の指示に従うとともに、診療所の秩序を乱すような行為をしてはならない。

(損害賠償)

第8条 利用者等が、故意又は過失により診療所の建物及び附属設備その他器具を破損し、又は滅失したときは、市長の認定した額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、診療所の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第10条 詐欺その他不正の行為により第6条の規定による診療料及び文書料の納付を免れた者に対しては、その納付を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月30日安城市条例第25号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日安城市条例第13号）

この条例は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則（平成元年3月25日安城市条例第20号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年6月24日安城市条例第29号）

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日安城市条例第19号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 2 6 日安城市条例第 2 1 号）

この条例は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 2 3 日安城市条例第 1 6 号）

1 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 4 年 1 2 月 2 4 日安城市条例第 3 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 6 月 2 9 日安城市条例第 2 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 6 月 3 0 日安城市条例第 2 3 号）

この条例は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 3 月 2 6 日安城市条例第 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

（安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日安城市条例第 5 4 号）

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 1 日安城市条例第 9 号）

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

診療料	納付時期
健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 7 6 条第 2 項の規定その他法令の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額	診療を受けたとき。 ただし、法令の規定により他の機関が納付すべきものは、その定めによる。

別表第 2（第 6 条関係）

種類	単位	金額	納付時期
診断書	1 通	1,100 円	交付を受けたとき。
死亡診断書	1 通	1,630 円	

安城市休日夜間急病診療所の管理及び運営に関する規則

昭和52年3月31日

安城市規則第6号

改正 昭和55年5月13日安城市規則第14号

昭和62年3月27日安城市規則第7号

昭和59年12月12日安城市規則第29号

平成17年3月10日安城市規則第9号

平成14年5月13日安城市規則第33号

平成20年3月31日安城市規則第28号

平成18年2月24日安城市規則第4号

平成22年3月26日安城市規則第12号

平成21年3月31日安城市規則第14号

平成24年3月30日安城市規則第18号

昭和57年12月13日安城市規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例（昭和52年条例第18号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、安城市休日夜間急病診療所（以下「診療所」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(診療の種類)

第2条 診療所の診療は、外来のみとする。

(診療日及び診療時間)

第3条 診療日及び診療時間は、次の表のとおりとする。

診療科目	診療日	診療時間
内科 ・ 小児科	日曜日及び休日等（休日及び12月30日から翌年1月3日までをいう。以下同じ。）	午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時30分まで
	土曜日（休日等を除く。）	午後5時30分から午後9時30分まで
	月曜日から金曜日まで（休日等を除く。）	午後8時30分から午後10時まで
歯科	日曜日及び休日等	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、診療日及び診療時間を変更することができる。

（管理者）

第4条 診療業務を適正に運営するため診療所長を置くものとする。

（運営協議会委員）

第5条 条例第5条に規定する安城市休日夜間急病診療所運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、8人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 保健医療関係団体の代表者
- （2） 地域住民の代表者
- （3） 知識経験を有する者

（委員の任期）

第6条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役職により委嘱された委員の任期は、当該職在職の期間とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、子育て健康部健康推進課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則（昭和55年5月13日安城市規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月13日安城市規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月12日安城市規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日安城市規則第7号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月13日安城市規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月10日安城市規則第9号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月24日安城市規則第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日安城市規則第28号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日安城市規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日安城市規則第12号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日安城市規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

令和 6 年度安城市休日夜間急病診療所運営協議会委員

(敬称略)

氏 名	委員の団体名称・役職	任 期
岡本 雅彦	安城市医師会会長	R5. 4. 1～R7. 3. 31
度会 正人	安城更生病院院長	R5. 4. 1～R7. 3. 31
杵野 泰司	八千代病院院長	R6. 4. 1～R7. 3. 31
大場 茂	安城市歯科医師会会長	R5. 6. 24～R7. 3. 31
服部 宏明	安城市薬剤師会会長	R5. 4. 1～R7. 3. 31
丸山 晋二	衣浦東部保健所所長	R5. 4. 1～R7. 3. 31
岩月 悟	安城市町内会長連絡協議会書記	R6. 5. 21～R7. 3. 31
黒柳 厚子	安城市食育健康づくりの会会長	R5. 4. 1～R7. 3. 31

(令和 6 年 7 月 1 日現在)

VII 安城市保健センター概要

VII 安城市保健センター概要

1 施 設

所在地	安城市横山町下毛賀知106番地1		
敷地面積	4,502㎡ (内707.28㎡借地)		
本館の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建 (一部4階建)		
竣工	昭和62年3月25日		
建物面積	建設経費		
建築面積	1,076.78 ㎡	設計監理	28,000千円
各階面積 1階	996.16 ㎡	工事費	747,105千円
(内休診 344.27 ㎡)		備品費	105,798千円
2階	957.60 ㎡	財源内訳	
3階	951.96 ㎡	国庫補助金	32,802千円
P H	100.56 ㎡	県費補助金	32,802 + 11,100
合計	3,006.28 ㎡	(保健センター)	(休診)
附属建物			43,902千円
車庫	113.29 ㎡	市債	577,899千円
自転車置場	56.00 ㎡	起債	226,300千円
ポンプ室	8.06 ㎡	合計	880,903千円

保健センターの老朽化による不具合改善と将来の事業運営を見据え、平成28年度に改修工事を実施しました。(工事請負費 524,115千円)

保健センター1階に相談室、集団指導室、授乳室を新設し、3階を乳幼児健診エリアに全面改修しました。

休日夜間急病診療所については、診察室を個室化し、隔離室や歯科待合室を新設するなどして、床面積を約1.5倍に増床しました。

2 保健センター主要備品 (100万円以上)

品 名	購入年月
レントゲン室	平成20年9月
歯科診療ユニット	平成20年9月
超音波診断装置	平成23年3月
歯科用窓口会計機	平成25年9月
高圧蒸気滅菌器	平成28年3月
高圧蒸気滅菌器	平成28年6月
医科用窓口会計機	平成28年9月
照明付移動式書棚	平成28年12月
食育SATシステム	平成29年2月
液晶プロジェクター	平成29年3月
骨強度測定器	平成29年5月
屈折検査機器	令和4年9月
車 両	購入年月
プロボックス	平成16年5月
プロボックス	平成16年6月
ヴィッツ	平成27年10月
エブリィ	平成30年2月

3 利 用 状 況（保健センター実施分）

（単位：回、日、人）

種 目	令和 5 年度	
	実施回数	利用人数
休日夜間急病診療所	366	8,666
母子保健事業	884	13,166
母子健康手帳交付及び妊産婦相談	243	4,423
パパママ教室 べんきょう編、えいよう編	24	815
4 か月児健診	40	1,394
1 歳 6 か月児健診	41	1,462
3 歳児健診	41	1,526
発達心理相談	169	279
スクスク子育て相談室	24	1,130
乳幼児電話面接相談	243	1,346
離乳食講習会（ゴックン教室）	23	369
離乳食講習会（カミカミ教室）	24	270
母乳準備のぶち講座	12	128
思春期保健相談	—	24
成人保健事業	438	1,783
健康相談 成人保健相談	308	731
（電話・面接）	243	460
カラダいきいき栄養相談	53	251
家族のためのホッと相談日	12	20
健康教育	29	586
あんじょう健康大学	5	245
女性のための健康教育 （子宮頸がん）	24	341
きっかけ教室※保健センターでの実施分	14	135
きっかけ教室	2	30
子育てママ編	12	105
食育メイト養成講座	8	32
食育メイト育成講座	11	221
特定保健指導（初回、評価の面接・電話）	68	78
計	1,688	23,615

安城市保健センターの設置及び管理に関する条例

昭和62年3月27日

安城市条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、安城市保健センター（以下「保健センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の保健衛生に関する事業を推進するため、保健センターを設置するものとし、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 安城市保健センター
- (2) 位置 安城市横山町下毛賀知106番地1

(運営協議会)

第3条 保健センターの適正かつ円滑な運営を図るため、安城市保健センター運営協議会を置く。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、保健センターの管理及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

安城市保健センターの管理及び運営に関する規則

昭和62年3月27日

安城市規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和62年安城市条例第18号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、安城市保健センター（以下「保健センター」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 医療法（昭和23年法律第205号）第10条第2項の規定に基づき、保健センターに管理医を置く。

2 前項に定めるもののほか、保健センターに事務局長、事務局長補佐その他の職員を置く。

(開館時間)

第3条 保健センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 保健センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(遵守事項)

第5条 保健センターを利用しようとする者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 秩序ある行動をとること。

(2) 指定した場所以外の場所で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3) 危険物の携帯をしないこと。

(4) 許可を受けないで物品の展示若しくは販売をし、又は壁、柱等に貼り紙等をしないこと。

(5) その他管理運営上支障をきたす行為をしないこと。

(運営協議会委員)

第6条 条例第3条に規定する安城市保健センター運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 保健医療関係団体を代表する者

(2) 地域住民組織を代表する者

(3) 事業所を代表する者

(4) 市民

(5) 関係行政機関の職員

(6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年5月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年度安城市保健センター運営協議会委員

(敬称略)

氏 名	委員の団体名称・役職	任 期
岡本 雅彦	安城市医師会会長	R5. 4. 1～R7. 3. 31
野村 晴彦	安城市歯科医師会副会長	R5. 6. 24～R7. 3. 31
服部 宏明	安城市薬剤師会会長	R5. 4. 1～R7. 3. 31
丸山 晋二	衣浦東部保健所所長	R5. 4. 1～R7. 3. 31
神谷 明文	安城市社会福祉協議会会長	R5. 4. 1～R7. 3. 31
岩 月 悟	安城市町内会長連絡協議会書記	R6. 5. 21～R8. 3. 31
鈴木 忠秋	安城市民生委員児童委員協議会副会長	R6. 4. 1～R8. 3. 31
日下 昭則	安城市老人クラブ連合会副会長	R6. 4. 1～R8. 3. 31
鈴木 盛久	公益財団法人安城市スポーツ協会	R6. 4. 1～R8. 3. 31
鈴木 義親	あいち中央農業協働組合組織生活課課長	R6. 4. 1～R8. 3. 31
岩井 初幸	安城市商工会議所事務局長	R6. 4. 1～R8. 3. 31
黒柳 厚子	安城市食育健康づくりの会会長	R5. 4. 1～R7. 3. 31
中村 沙織	安城市教育委員会教育委員	R6. 4. 1～R8. 3. 31
杉浦 実憲	安城市小中学校長会	R6. 4. 1～R8. 3. 31
井上 幸枝	市民代表（公募）	R6. 4. 1～R8. 3. 31
竹山ほのか	市民代表（公募）	R6. 4. 1～R8. 3. 31

(令和 6 年 7 月 1 日現在)

VIII そ の 他 関 係 事 業

VIII その他関係事業

1 献血推進事業

昭和41年、安城市献血推進協議会が発足し、安城市における輸血用血液の健全な確保を図り、市内の医療機関に供給するため地域の献血の効果的な推進を図ることを目的としています。

昭和61年から400ml献血が実施されるとともに献血基準が明確になりました。

また、平成23年には、男性の400ml献血が17歳から可能になるなど、採血基準の一部改正がありました。

○ 実施状況

(単位：人)

区分 年度	受付	採血者数			不適
		200ml	400ml	計	
令和3年度	3,680	101	3,085	3,186	494
令和4年度	2,895	89	2,441	2,530	365
令和5年度	3,150	92	2,715	2,807	343

安城市献血推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、安城市献血推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、安城市保健センターに置く。

(目 的)

第3条 協議会は、輸血用血液の確保及び地域の献血の効果的な推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 献血思想の普及
- (2) 献血組織の育成
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項

(表 彰)

第5条 協議会は献血への功績が顕著なものに対し、表彰要綱の定めるところにより表彰を行うものとする。

(委 員)

第6条 協議会は、職域及び地域の代表者、学識経験者、医療機関の代表者並びに関係行政機関の職員等をもって組織する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

2 会長は安城市医師会長をもって充て、副会長は安城市社会福祉協議会長をもって充てる。

(職 務)

第 8 条 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は経理を掌り、及び監事は会計を監査する。

(利益相反行為)

第 9 条 協議会と会長又は会長がその長である団体との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合においては、副会長が協議会を代表する。

(会 議)

第 10 条 会議は必要に応じて会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第 11 条 協議会の事務を処理させるため、事務局を子育て健康部健康推進課に置く。

(会計年度)

第 12 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(経 費)

第 13 条 協議会に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(その他)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は昭和 41 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は昭和 59 年 7 月 2 日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は平成 14 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は平成 20 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この規約は平成 22 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この規約は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は平成 28 年 8 月 8 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

安城市献血推進協議会 表彰要綱

安城市献血推進協議会規約第 5 条の規定による表彰は、本要綱の定めるところとする。

- 1 表彰は献血への功績が顕著な個人を対象とする。
- 2 表彰の基準及び方法は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 献血回数 15 回および 25 回達成者に対し、献血会場で記念品を贈呈する。
 - (2) 25 回達成以後は、さらに 25 回達成するごとに、献血会場で記念品を贈呈する。
 - (3) 達成回数は、献血カードによるものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 7 月 2 日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年度安城市献血推進協議会委員名簿

(敬称略)

職域地域団体役職名	代表者名
安城市医師会会長	岡 本 雅 彦
安城市社会福祉協議会会長	神 谷 明 文
安城更生病院事務部長	池 田 真 紀
八千代病院事務長	山 口 久 代
安城市町内会長連絡協議会書記	岩 月 悟
株式会社マキタ取締役執行役員	大 津 行 弘
愛三工業株式会社安全衛生推進室主幹	井 口 憲 一
衣浦東部保健所生活環境安全課長	山 本 誉 也
安城市社会福祉協議会総務課長	稲 垣 豊 彦
安城更生病院総務課長	藤 原 佑 樹
八千代病院総務課課長	坂 下 俊 之

(令和 6 年 7 月 1 日現在)

2 骨髄提供者等助成事業

目 的：骨髄又は末梢血幹細胞を提供した人（ドナー）の負担を軽減し、骨髄等の移植の推進及びドナー登録者数の増加を図るため、ドナーとドナーが勤務する事業所に対し補助金を交付します。

対象と補助額：

対 象	補助金の額
[ドナー] 骨髄等の提供日に市内に住所を有し、日本骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血幹細胞の提供を行ったドナー	入院又は通院 1日につき2万円 （上限7日間）
[事業所] 上記ドナー（個人事業主を除く）が勤務している国内の事業所（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人を除く）	入院又は通院 1日につき1万円 （上限7日間）

○ 支給状況

（単位：件）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ドナー	1	2	2
事業所	0	0	0

3 自動体外式除細動器（A E D）管理

自動体外式除細動器（A E D）は、平成 1 6 年 7 月から一般の人にも使用が認められたことを受け、市では A E D の普及を目的として、平成 1 8 年 4 月から市内各施設に設置しています。

（1）A E D 貸出事業

市民を対象に行うスポーツ競技その他の各種行事、イベント、講習会等を実施する団体に貸し出しを行っています。

貸出場所：

- ・保健センター（健康推進課）
- ・北部公民館（北部出張所）
- ・中央公民館（へきしんギャラクシープラザ）
- ・西部公民館
- ・作野公民館
- ・二本木公民館
- ・安祥公民館
- ・中部公民館
- ・桜井公民館
- ・明祥公民館
- ・東部公民館
- ・昭林公民館

○ 貸出状況

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
貸出回数	5 回	10 回	13 回

(2) A E D 管理

市内各公共施設等に設置した A E D の管理、消耗品の交換を定期的に行っています。

○ A E D 設置状況（健康推進課管理）

設置年度	場所	備考
平成 1 8 年度	主な公共施設、小・中学校	計 7 2 台
平成 1 9 年度	幼稚園、保育園	計 4 4 台
平成 2 0 年度	安城市役所（社会福祉課）、安城市民会館、総合福祉センター、桜井公民館、北部公民館、南部公民館	愛三工業から FRx 6 台の寄贈を受ける
平成 2 1 年度	アグリライフ支援センター、市民活動センター	2 台新設
平成 2 2 年度	あんぱ〜く	1 台新設
平成 2 3 年度	シルバー人材センター	1 台新設
平成 2 4 年度	浄水管理事務所	1 台新設
平成 2 5 年度	安祥福祉センター	1 台新設 平成 1 8 年度設置 7 2 台更新
平成 2 6 年度		平成 1 9 年度設置 4 4 台更新 ※内 1 6 台は子ども課管理
平成 2 7 年度	市内 6 公民館	平成 2 7 年 1 0 月より貸出施設を 6 か所から 1 2 か所に増設
平成 2 8 年度	市内全小中学校（2 9 校）の A E D を、屋外収納ボックスに移設	平成 2 1 年度設置 2 台更新
平成 2 9 年度	安城市役所（議会事務局）、子ども課管理アンフォーレ	2 台新設 アイシン A W から日本光電製 2 台の寄贈を受ける 平成 2 2 年度設置 1 台更新
平成 3 0 年度	安城市総合運動公園（陸上競技場、ソフトボール場、テニスコート）屋外収納ボックス	3 台新設
令和 4 年度	安城市保健センター	2 台増設

○ A E D 設置場所（健康推進課管理）

安城市役所(市民課)	1	安城南中学校	1	丈山苑	1	二本木保育園	1
安城市役所(議会事務局)	1	安城北中学校	1	安祥閣	1	ゆたか保育園	1
安城市役所(社会福祉課)	1	明祥中学校	1	東祥アリーナ安城 (安城市体育館)	1	えのきこども園	1
安城市役所 西庁舎	1	安城西中学校	1	安城市総合運動公園 陸上競技場	1	みのわ保育園	1
安城市役所 さくら庁舎	1	桜井中学校	1	安城市総合運動公園 陸上競技場(屋外)	1	新田保育園	1
総合斎苑	1	東山中学校	1	安城市総合運動公園 テニスコート(屋外)	1	赤松保育園	1
保健センター	4	安祥中学校	1	DENSO BRIGHT PEGASUS STADIUM (安城市ソフトボール場・屋 外)	1	三ツ川こども園	1
堀内公園	1	篠目中学校	1	安城市総合運動公園 スポーツセンター	2	みその保育園	1
教育センター	1	作手高原野外センター	1	マーメイドパレス	2	桜井保育園	1
安城中部小学校	1	茶臼山高原野外センター	1	浄水管理事務所	1	錦保育園	1
安城南部小学校	1	総合福祉センター	1	アンフォーレ	3	作野保育園	1
安城西部小学校	1	北部福祉センター	1	アグリライフ支援センター	1	安城こども園	1
安城東部小学校	1	西部福祉センター	1	市民交流センター	1	さくのこども園	1
安城北部小学校	1	作野福祉センター	1	歴史博物館	1	安城北部こども園	1
錦町小学校	1	桜井福祉センター	1	デンパーク	2	子ども発達支援センター あんステップ♪	1
高棚小学校	1	中部福祉センター	1	安城市民会館	1	あんぱ〜く	1
明和小学校	1	安祥福祉センター	1	安城市高齢者生きがいセン ター	1	合計	125
志貴小学校	1	社会福祉会館	1	東栄こども園	1		
桜井小学校	1	へきしんギャラクシープラ ザ(文化センター)	2	安城保育園	1		
作野小学校	1	桜井公民館	2	あけぼの保育園	1		
祥南小学校	1	北部公民館	2	南部保育園	1		
丈山小学校	1	西部公民館	2	西部保育園	1		
二本木小学校	1	作野公民館	2	和泉保育園	1		
里町小学校	1	安祥公民館	2	東端保育園	1		
桜町小学校	1	東部公民館	2	城ヶ入こども園	1		
桜林小学校	1	明祥公民館	2	東部こども園	1		
新田小学校	1	二本木公民館	2	高棚こども園	1		
今池小学校	1	中部公民館	2	志貴保育園	1		
三河安城小学校	1	昭林公民館	2	小川保育園	1		
梨の里小学校	1	青少年の家	1	さくら保育園	1		

4 防災医薬品供給事業

災害時に医療活動を行なうための物資として、平成１９年度から市内各公民館（基幹避難所）に防災用備蓄医薬品を配備し、平成２５年度からは、市内５カ所の医療救護所に防災用備蓄医薬品を配備しました。

（１） 防災医薬品

	商品名	数量		商品名	数量
医薬品 関連	ラクテック注	1箱	材料 関連	K E N Z ーコアスタイⅡ	4箱
	ラクテックG注	1箱		K E N Z ーボアテープ	2箱
	大塚生食注	5箱		K E N Z ー綿球 No.20	6袋
	ソリタT3号輸液	2箱		「優肌」パーミロール	1箱
	ノルアドレナリン注	1箱		三角巾	20枚
	ネオフィリン注	1箱		救急アルミックシート（未滅菌）	4枚
	キシロカイン注ボリアンプ 0.5%	5箱		ディスポシート（紙シート）（未滅菌）	20包
	20%ブドウ糖	10本		滅菌救急アルミックシート	4枚
	ロキソニン錠	8箱		シーネ（シグマックスソフトプリント）	54個
	アンヒバ坐剤小児用100mg	1箱		弾性包帯サーポテックス	54個
	カロナール錠200mg	2箱		頸椎カラー（小児用）	1個
	サワシリンカプセル250	2箱		頸椎カラー（成人用）	1式
	メイアクト錠100mg	3箱		絆創膏キズテープZ	1箱
	ガスター錠	3箱		ラビングケアプラス	2個
	セフゾン細粒小児用10%	6箱		ヒビスコールSH	3個
	PL顆粒	1箱		サニクイック	2個
	ブスコパン錠10mg	2箱		広口洗浄瓶500mL	3本
	プレドニン錠5mg	1箱	外科 用器 材 関連	糸付縫合各針	20箱
	デパス錠0.5mg	1箱		ピンセット（ディスポ）	40本
	ニトロベン舌下錠	1箱		外科ピンセット	10本
	ニトロールスプレー	1箱		外科剪刀（クーパー）	10本
	メブチンエア吸入薬	1箱		止血鉗子（モスキート）	10本
	メブチンキッドエア吸入薬	1箱		止血鉗子（コッヘル）	10本
	アドエア	5個		スワンモートン替刃ハンドル	4箱
	テラマイシン軟膏	5本		ディスポーザブルスカルペル	2箱
	ゲンタシン軟膏0.1%	2箱		持針器	4本
	ロキソプロフェンNaテープ	1箱		開口器	1個
	ワンショットプラスP	4箱		舌圧子	2箱
	グルコジンW水	10本		聴診器	10個
	ポピドノード消毒液	10本	診断 道具 関連	アネロイド血圧計	5台
	スワブスティック（ポピドノード）	4箱		パルスオキシメーター	3個
	バスケア処置・消毒セット	3箱		パルスオキシメーター用電池	6本
	マキロンS	2本		体温計（病院用電子体温計）	10本
材料 関連	シリンジ20ml 針ナシ	1箱		ペンライト	8本
	注射針	2箱		ペンライト用乾電池	16個
	輸液セット	4箱		トリアージタグ	200枚
	翼付静注針SVセット Dタイプ 23GX5/8	1箱		ディスポミラーⅢ滅菌済	2袋
	救急蘇生器セット	1式		コロナ検査キット	2箱
	吸痰カテーテル	20本		インフルエンザ検査キット	2箱
	駆血帯	6本		医療施設用泡洗浄ハイター1000	2個
	ステラーゼ 滅菌済	8箱		ホワイトボード（シートタイプ）	1箱
	ドレープ穴無（ガス滅菌）	1袋		ノート	1冊
	ディスポ手術着	3箱	文 具 等	ハサミ	8本
	防護服	1箱		ボールペン	10本
	滅菌手袋	3.6箱		油性ペン	10本
	プラスチックグローブ	4箱		ホワイトボードマーカー	10本
	マスク	4箱		ティッシュペーパー	2個
	N95マスク	10枚		ペーパータオル	8個
	フェイスシールド一式	100個		ビニール袋（大）（小）	6包

・防災医薬品見直しの経過

平成20年度	期限切れ医薬品25品目交換 ラクテック注を3箱から1箱とし、ラクテック注Gを2箱追加。 メス替刃をディスポーザブルスカルペル（使い捨て）に変更。 滅菌手袋を追加
平成21年度	期限切れ医薬品1品目交換
平成22年度	期限切れ医薬品9品目交換。タガメット錠をガスター錠に変更
平成23年度	期限切れ医薬品18品目交換
平成24年度	期限切れ医薬品12品目交換
平成25年度	防災用備蓄医薬品の配備場所を、市内各公民館から市内5カ所の 医療救護所（安城北中学校・安城北部小学校・安城南中学校・丈 山小学校・桜井中学校）に変更し、それに伴い備蓄医薬品の見直 しも行った。また、外科用器材を滅菌して備蓄することとした。 期限切れ医薬品17品目交換
平成26年度	期限切れ医薬品8品目交換
平成27年度	期限切れ医薬品8品目交換。ヒビディール液をグルコジンW水に 変更。消毒セットを処置キットに変更。外科用具のピンセットを 20本から40本、クーパーを5本から10本、モスキートを5 本から10本、コッヘルを5本から10本、外科用ピンセットを 5本から10本へ変更。開口器を追加
平成28年度	期限切れ医薬品25品目交換。ニトロペン舌下錠1箱、ニトロ ルスプレー1箱、メプチンエアー吸入薬1箱、メプチンキッドエ アー吸入薬1箱、アドエア500ディスクス28吸入用5個、大 塚糖液20%10本を追加
平成29年度	期限切れ医薬品14品目交換。ヒビスコールSH3本、ラビング ケアプラス2本、サニクイック2本、医療施設用泡洗浄ハイター 2本、絆創膏2缶、マキロン2本、ペーパータオル8包を追加
平成30年度	期限切れ医薬品22品目交換 11月から市内に5か所ある医療救護所を一部変更した。 安城北部小学校を東山中学校へ、丈山小学校を明祥プラザに変更
令和元年度	期限切れ医薬品22品目交換
令和2年度	期限切れ医薬品22品目交換。ロキソニン錠を5から8箱、パセ トシンカプセル2箱、ティッシュペーパー2箱、ホワイトボード （シートタイプ）1箱、パーミロール1箱、ボールペン2本から

	10本、油性ペン10本、ホワイトボードマーカー10本追加。 ピンセット40本をディスプレイホルダーに変更
令和3年度	期限切れ医薬品30品目交換。パセトシンカプセルをサワシリン カプセルに、ネオヨジン液をポピドンヨード消毒液に変更。吸痰 カテーテルを2本から20本に、マスクを2箱から4箱に増量。 N95マスク10枚、防護服1箱、コロナ・インフルエンザ検査 キットを各100回分追加
令和4年度	期限切れ医薬品32品目交換。フェイスシールド一式を100個 追加
令和5年度	期限切れ医薬品31品目交換。シーネ（スピードスプリント）M サイズ100枚をシグマックスソフトプリントLサイズ54個 へ変更。弾性包帯サーポテックス4号サイズを54個追加。絆創 膏4サイズ50枚入×2缶をMサイズ100枚入1箱へ変更。新 型コロナウイルス感染症による医薬品入手困難等の影響により、 カロナール細粒をカロナール200mg錠およびアンヒバ坐剤 100mgへ変更。

(2) 医療救護訓練

目的：発生が懸念される大規模地震での被災を想定し、発災時における医療救護体制の整備を図り、災害発生時の負傷者対応を迅速かつ円滑に行うことを目的として平成20年度から医師会と協働で実施しています。平成25年度からは、総合防災訓練の一部として、関係機関と協働し、医療救護訓練を実施しています。

内容：救護所開設訓練、トリアージ訓練、応急処置訓練、通信訓練

○ 実施状況

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施日		新型コロナウイルス感染拡大懸念のため中止	新型コロナウイルス感染拡大懸念のため中止	9 月 3 日（日） ※愛知県との合同 訓練で実施
実施場所				安城北中学校
トリアージ患者(人)				41
通信訓練				—
参加者（人）	医師会			7
	歯科医師会			3
	薬剤師会			6
	安城更生病院			5
	八千代病院			1（再掲）
	看護専門学校			45
	町内会			—
	地区スタッフ			—
	市職員(他課応援)	4		
	健康推進課	9		
その他	31			
参加者合計		—	—	110

IX あ

ゆ

み

IX あ ゆ み

- 昭和41年1月 母子保健法施行
- 43年4月 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）予防接種開始
- 〃 胃検診（集団）開始
- 50年2月 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）予防接種一時中止
- 52年4月 風しん予防接種（中2女子）開始
- 〃 子宮がん検診（集団）開始
- 53年4月 麻しん予防接種開始
- 〃 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）予防接種再開
- 56年4月 胃検診（個別）開始
- 57年4月 子宮がん検診（個別）開始
- 58年2月 老人保健法施行
- 58年4月 結核予防法一部改正
- 61年4月 狂犬病予防業務電算処理開始
- 62年4月 安城市保健センター開館
- 〃 人間ドック開始
- 〃 人間ドック事後指導開始
- 〃 健康づくり体操開始
- 〃 育児相談開始
- 〃 ブライダルセミナー開始
- 〃 一般健康診査から基本健康診査に変更
- 〃 乳腺検査開始（集団）
- 7月 母子保健マニュアルの集計、報告開始
- 10月 子宮がん検診開始（保健センター・集団）
- 63年4月 幼児教室開始
- 〃 1歳6か月児健診精密検査事業開始
- 〃 1歳6か月児健診における心理相談開始
- 〃 パパ・ママ教室が保健所との共催事業となる
- 〃 保健センターに栄養士が配属される
- 5月 予防接種業務電算処理開始

平成元年	4月	乳がん検診（個別）開始
	〃	MMR（麻しん、おたふくかぜ、風しん）予防接種開始
	10月	健康フェスティバル開始
2年	1月	MMR（麻しん、おたふくかぜ、風しん）予防接種一時中止
2年	4月	幼児教室の名称変更し、1歳児の歯の教室とする
	〃	機能訓練教室開始
	〃	シェイプアップ教室を市単独事業として実施
	〃	健康料理教室開始
3年	4月	病態別食生活健康相談開始
	〃	肺がん検診開始
4年	4月	MMR（麻しん、おたふくかぜ、風しん）予防接種、個別接種で再開
	〃	独居老人食生活改善事業開始
5年	2月	多門墓地112区画貸付
5年	4月	人間ドック毎週月曜日～木曜日実施
	〃	人間ドックで肺がん検診、大腸がん検診を開始
	〃	胃がん検診（集団）人間ドックの中で1日2名に変更
	〃	小学生の胸部X線間接撮影中止
	〃	機能訓練（のぞみの会）開始
	5月	MMR（麻しん、おたふくかぜ、風しん）予防接種一時中止
	6月	総合健康診査（40歳及び50歳を対象）を開始
	〃	生活習慣改善指導を開始
	〃	胃部レントゲン装置購入（合計2装置となる）
	〃	〃 〃 室増設（合計2室となる）
6年	3月	老人保健福祉計画策定
6年	4月	乳がん検診（集団）に触診を追加（午後の部）
	5月	地区別健康相談開始
	6月	総合セット健康診査の対象を40歳以上とする
	〃	眼底カメラ装置、眼圧計装置更新
	7月	レントゲン自動現像機更新
	10月	予防接種法及び結核予防法一部改正

- 1 1 月 狂犬病予防法の一部改正
- 7 年 4 月 肺がん検診、大腸がん検診個別で開始
 - 〃 超音波骨密度測定装置購入
 - 〃 人間ドックで骨強度検査を開始
 - 〃 総合福祉センターで機能訓練開始
 - 〃 ヘルスメイト養成講座開始
 - 〃 安城市健康づくり食生活改善協議会発足
- 5 月 人間ドック毎週月曜日～金曜日実施
- 1 0 月 成人歯科健診（個別）開始（4 0 歳・5 0 歳）
- 1 1 月 心電計装置更新
- 1 2 月 橋目墓園拡張工事（1 0 3 区画増設）
- 8 年 3 月 多門 〃 （4 3 7 区画増設）
- 8 年 4 月 歯科休日診療（在宅当番医制）開始
 - 〃 乳がん検診（集団）午後の部に触診を追加
- 1 2 月 第2駐車場（センター西北側、5 9 台）新設
 - 〃 第3駐車場（センター西側、2 4 台）舗装
 - 〃 安城市霊園の設置及び管理に関する条例公布、施行
 - 〃 安城市霊園の管理に関する規則公布、施行
 - 〃 墓園を霊園に改称（橋目、多門霊園）
- 9 年 3 月 安城市母子保健計画策定
- 9 年 4 月 改正母子保健法施行
 - 〃 安城市健康診査実施要綱の制定
 - 〃 麻しん、風しん（乳幼児）の個別接種開始
 - 〃 人間ドック、婦人科検診に体脂肪測定追加
 - 〃 婦人科検診に骨強度検査を追加
 - 〃 超音波骨密度測定装置購入（合計 2 台）
 - 〃 体脂肪計付自動身長体重計購入
 - 〃 妊婦健康診査（医療機関委託）開始
 - 〃 妊産婦歯科健康診査（集団）開始
 - 〃 乳児健康診査（医療機関委託）開始
 - 〃 4 か月児健康診査開始

- 9 年 4 月 離乳食講習会（前期）開始
- 〃 〃 （後期と歯の話）開始
- 〃 3 歳児健康診査開始
- 5 月 レディースドック（人間ドックと婦人科検診を同日実施）
開始
- 〃 休日急病診療所自動心電計更新
- 6 月 休日急病診療所在庫管理プログラム導入
- 〃 胃部レントゲン装置更新
- 1 1 月 B 型機能訓練（いきいきシルバー教室）開始
- 1 0 年 4 月 三種混合（1 期）の個別接種開始
- 〃 精神障害者小規模保護作業所運営費補助事業開始
- 5 月 パパママ教室調理実習開始
- 1 1 年 1 月 オージオメーター更新
- 3 月 旧斎場業務終了
- 1 1 年 4 月 伝染病予防法廃止、感染症予防法施行に伴い、市債務が県債務
へ移行
- 〃 保健衛生システム導入
- 1 1 月 旧斎場等解体完了
- 1 2 年 3 月 安城霊園便所新築完了
- 〃 第 2 次老人保健福祉計画、介護保険計画策定
- 1 2 年 4 月 狂犬病予防法改正に伴い、犬の登録及び狂犬病予防注射済票
の交付事務が県事務から市事務に移行
- 〃 眼底カメラ装置更新
- 〃 日本脳炎予防接種の個別接種開始
- 〃 機能訓練教室 A 型廃止
- 1 3 年 4 月 高圧蒸気滅菌装置更新
- 8 月 調理実習用調理台更新
- 1 1 月 予防接種法一部改正され、高齢者インフルエンザ予防接種事
業開始（個別）、当市においては 1 0 月から遡及運用
- 1 4 年 3 月 安城市母子保健計画策定
- 1 4 年 4 月 超音波骨評価装置更新

- 14年4月 乳がん検診（MMG）開始
 - 6月 パパママ教室土曜日開催開始
 - 〃 C型肝炎等緊急総合対策として基本健康診査において、40歳以上の希望者に実施（C型肝炎ウイルス検査・HBs抗原検査）
- 15年4月 結核予防法の一部改正（小・中学校におけるツベルクリン・BCG接種の廃止）
 - 〃 健康に関する基礎調査の実施（4月～5月）
 - 6月 前立腺がん検診開始（個別）
 - 〃 脳ドック検診開始（実施医療機関、安城更生・八千代）
- 16年6月 健康日本21安城計画の策定
 - 7月 成人歯科健診（個別）対象者の拡大（60・70歳を追加）
 - 10月 4か月児健診時に絵本貸し出し事業（中央図書館）開始
- 17年4月 休日夜間診療開始
 - 〃 結核予防法改正（乳幼児のツベルクリン反応検査廃止：直接BCG接種実施、対象年齢が生後4歳未満から生後6か月未満の子に変更）
 - BCG個別接種（ハイリスクのみ）開始
 - 〃 レディースドック廃止
 - 〃 子宮がん検診の対象者が30歳以上から20歳以上、乳がん検診の対象者が30歳以上から40歳以上に変更
 - 乳がん検診の実施方法は、集団・個別ともにMMGと触診
 - 5月 パパママ教室日曜日開催開始
 - 〃 厚生労働省より、日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控え勧告
 - 7月 予防接種法施行令の改正により、日本脳炎ワクチン接種第3期廃止
- 18年4月 休日急病診療所土曜夜間診療開始
 - 〃 予防接種法施行令の改正により、麻しん、風しんワクチン接種が、麻しん風しん混合ワクチンによる接種に変更

- 18年4月 二種混合（小学6年生）2期、日本脳炎（中学3年生）2期
予防接種の個別接種開始
- 〃 不妊治療等助成金支給事業開始
- 〃 マタニティサロン、赤ちゃんサロン開始
- 〃 介護保険法の改正により、地域支援事業の介護予防サービス
（転ばぬ先の筋トレ教室）を開始
- 7月 成人歯科健診を歯周疾患検診に変更し、対象者の拡大（45・
55・65歳を追加）
- 8月 地域支援事業の介護予防サービス（のびのび倶楽部、訪問健
康指導）開始
- 11月 地域支援事業の介護予防サービス（楽しく運動教室）開始
- 19年3月 結核予防法の廃止（4月より感染症法に統合）
- 19年4月 BCG予防接種が予防接種法において定期予防接種となる
- 〃 妊婦・乳児健康診査制度の拡大（妊婦受診回数2回から7回
に増加、及び県外受診の対象拡大）
- 5月 地域支援事業の介護予防サービス（健康えーよう塾、歯つら
つ健口教室）開始
- 8月 全自動高圧滅菌器更新
- 9月 胃部X線撮影装置更新
- 〃 健康に関する基礎調査の実施（9月～10月）
- 12月 腹部超音波診断装置更新
- 〃 健康フェア開催（市制55周年記念事業）
- 20年2月 老人保健法による基本健康診査・総合セット健康診査の廃止
- 〃 婦人科検診台更新
- 3月 自動現像機更新
- 20年4月 妊産婦・乳児健康診査制度の拡大（妊婦受診回数7回から1
4回に増加、及び産婦健康診査1回分を新設）
- 〃 予防接種法施行令の改正に伴い、麻しん風しん予防接種の3
期（中学1年生）4期（高校3年生）を開始（平成25年3
月までの時限措置）

- 5月 高齢者医療確保法に基づき、40歳から74歳までの安城市
国民健康保険加入者に特定健康診査、後期高齢者医療加入者
に健康診査開始
- 7月 特定保健指導開始
- 10月 休日急病診療所に歯科を開設
歯科休日診療（在宅当番医制）を廃止
- 21年3月 健康日本21安城計画（中間評価改訂版）の作成
 - 〃 地域支援事業の介護予防サービス（のびのび倶楽部）が自主
グループ化
- 21年4月 児童福祉法等一部を改正する法律により、乳児全戸家庭訪問
事業として母子訪問事業での赤ちゃん訪問を実施
 - 〃 妊産婦健康診査の支払い方の変更（県内医療機関受診におい
ては償還払い方式から現物給付方式に変更）
 - 〃 新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生が海外で確認され
る
 - 〃 非接触眼圧計更新
 - 〃 地域支援事業の介護予防サービス（楽しく運動！ゆるっと塾）
開始
- 5月 安城市新型インフルエンザ対策本部設置
 - 〃 歯周疾患検診検査期間の延長
5月～翌年3月に変更（以前は7月～翌年1月）
- 7月 市内で1例目の新型インフルエンザの感染者が確認される
- 9月 こころの相談「家族のためのホッと相談日」を開始（地域自
殺対策緊急強化基金事業）
- 10月 女性特有のがん検診推進事業として、子宮頸がん検診（20・
25・30・35・40歳）、乳がん検診（40・45・5
0・55・60歳）の無料クーポン券を発行（国の方針に基
づき実施）
- 12月 新型インフルエンザ予防接種を1歳～幼稚園・保育園の年中
児を対象に集団（保健センター）で実施（延べ接種数165
1人）

- 22年1月 体験しよう！親育て教室を開始
- 3月 安城市新型インフルエンザ対策本部解散
- 22年4月 妊婦健康診査の検査項目の拡充（国の方針に基づく検査内容となる）
 - 〃 パパママ応援教室を開始
 - 〃 休日急病診療所を休日夜間急病診療所と名称変更し、平日夜間診療を開始
 - 〃 脳ドック検診の実施医療機関に三河安城クリニックを追加
- 5月 日本脳炎について、3歳に対する初回接種の積極的勧奨を開始（厚生労働省の指針に基づき実施）
 - 〃 官民協働によるがん検診向上プロジェクトを開始
- 8月 日本脳炎について、平成17年5月からの個人通知の中止により接種できなかった子に対する接種及び第2期における新ワクチンでの接種開始
- 23年1月 国のワクチン接種緊急促進事業に基づき、任意の予防接種として子宮頸がん及びヒブ、小児用肺炎球菌のワクチン接種費用の全額助成を開始
 - 3月 腹部超音波診断装置更新
- 23年4月 妊婦健康診査の検査項目（HTLV-1抗体検査、性器クラミジア感染検査）の拡充
 - 〃 地域支援事業の介護予防サービス（通所型健康指導、総合型介護予防事業マメに暮らそう会）開始
- 5月 日本脳炎について、平成17年5月からの個人通知の中止により接種できなかった子を特例対象者とし、接種機会の確保に努める
 - 〃 歯周疾患検診無料化
- 7月 眼底カメラ更新
- 10月 乳幼児健診（4か月児、1歳6か月児、3歳児）の未受診対策において、社会福祉課、子ども課、民生・児童委員などと連携した体制作りをし、勧奨及び状況把握を開始
 - 市長マニフェストにより、1歳から18歳（高校3年生相

- 当)までの者に任意の予防接種としてインフルエンザ予防接種の費用の一部助成を開始
- 24年3月 胸部X線撮影装置(カセット型DR装置)更新
地域支援事業の介護予防サービス(転ばぬ先の筋トレ教室)廃止
- 24年4月 人間ドック胸部X線撮影のデジタル化開始
- 〃 母子保健法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、母子健康手帳の大幅な改正(妊娠経過の記載欄、便色の確認の記録、乳幼児身体発育曲線等)
 - 〃 愛知県一般不妊治療費助成事業補助金交付要綱等の一部改正により補助対象が人工授精の治療のみに縮小
 - 〃 妊婦健康診査の検査項目のGBS検査を第8回から第10回へ変更
 - 〃 妊産婦歯科健康診査を妊婦歯科健康診査とし、集団健診から市内歯科医院での個別健診へと変更
 - 〃 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可権限が県から市に移譲
- 6月 100日間ダイエットチャレンジの開始
- 9月 予防接種実施規則の改正により、ポリオワクチンが不活化ワクチンへと一斉に切り替わるとともに集団接種を廃止
- 〃 健康に関する基礎調査の実施(9月~10月)
- 10月 健康フェア開催(市制施行60周年記念事業)
- 25年3月 安城市新型インフルエンザ等対策本部条例公布
- 〃 地域支援事業の介護予防サービス(健康えーよう塾、歯つらつ健口教室、楽しく運動!ゆるっと塾)廃止
- 25年4月 予防接種法の改正により、ヒトパピローマウイルス(子宮頸がん等)及びヒブ、小児の肺炎球菌の3ワクチンを定期予防接種として実施
- 〃 予防接種法施行令の改正によるBCG対象者の拡大に合わせて、BCGの集団接種を廃止。これにより予防接種はすべて個別医療機関で実施

- 25年4月 母子保健法の一部改正により、未熟児の訪問指導、低体重児の届出についての実施権限が県から市へ移譲
- 5月 健康日本21安城計画最終評価報告の作成
- 6月 高齢者の肺炎球菌予防接種の費用の一部助成を開始
- 7月 6月にヒトパピローマウイルスワクチンの積極的勧奨を差し控える勧告が厚生労働省よりあったため、中学校1年生の女子に対し個人通知により周知
- 〃 成人の風しん予防接種の費用の一部助成を開始（6月分は遡及対応）
- 8月 図書館スタッフによるブックスタート事業開始
- 12月 第2次健康日本21安城計画の進捗状況の管理主体を「安城市健康づくり推進協議会」から「安城市保健センター運営協議会」に変更する
- 26年3月 保健センターで実施していた人間ドックを廃止
 - 〃 第2次健康日本21安城計画を策定
 - 〃 生活機能評価検査を廃止、介護予防基本チェックリストの送付（特定健康診査通知に同封を中止）を介護保険課へ移行
- 26年4月 平成26年4月生まれの者から任意の予防接種としてロタウイルス予防接種の費用の一部助成を開始
A類疾病を対象に広域予防接種事業開始
- 5月 市民ドック開始
- 7月 ヤング健診開始
- 9月 安城市新型インフルエンザ等対策行動計画策定
- 10月 予防接種法施行令の一部改正により、水痘、高齢者の肺炎球菌予防接種を定期予防接種として開始。事業開始に伴い、3歳以上5歳未満で初めて接種する水痘1回及び101歳以上の者で初めて接種する肺炎球菌1回が平成26年度の経過措置、70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の者で初めて接種する肺炎球菌1回が平成30年度までの経過措置
- 12月 あんじょう健康マイレージ事業を開始

- 27年2月 重症化予防事業として糖尿病予防教室を開始
- 3月 よい児の歯のコンクールを廃止
- 〃 地域支援事業の介護予防教室（訪問型健康指導）廃止
- 27年4月 8020歯のコンクール・表彰は、安城市歯科医師会主催へ移行
- 〃 高齢者肺炎球菌の対象者を65歳以上に拡大
- 8月 重症化予防事業（糖尿病未受診者勧奨）を開始
- 28年1月 学齢期歯科健康教育を開始
- 3月 地域支援事業の介護予防サービス（マメに暮らそう会）廃止
- 〃 100日間ダイエットチャレンジ廃止
- 〃 3歳の栄養教室廃止
- 〃 高圧蒸気滅菌器更新
- 28年4月 地域支援事業の介護予防サービス（楽しく運動教室）を高齡福祉課へ移管
- 〃 防疫活動事業の一部、狂犬病予防対策事業、市営霊園管理事業を環境都市推進課へ移管
- 〃 安城市版ネウボラ推進事業を開始（妊娠期ケアプラン作成、母乳準備のぷち講座、助産師訪問）、受講対象者の拡大（パパママ教室、離乳食講習会、スクスク子育て相談室）
- 〃 B類疾病を対象に広域予防接種事業開始
- 5月 保健センター改修工事開始
- 〃 歯周疾患検診期間の見直し
5月～翌年2月に変更
- 6月 高圧蒸気滅菌器更新
- 7月 平成28年4月生まれの者から任意の予防接種として、B型肝炎予防接種の費用の全額助成を開始
- 9月 医科用窓口会計機購入
- 10月 予防接種法施行令の一部改正により、B型肝炎予防接種を定期予防接種として開始
- 12月 照明付移動式書棚購入
- 29年1月 愛知県健康づくりリーダーバンク登録研修会実施

- 2月 食育SATシステム購入
- 3月 保健センター改修工事完了
 - 〃 衛生環境が大幅に向上したため、衛生委員を廃止
 - 〃 安城市自動体外式除細動器（AED）設置・管理に関する基準制定
- 29年4月 健康推進課組織改編（健康推進係、健診係、保健指導係）
 - 〃 利用者支援事業母子保健型を開始（基本型と合わせ「子育て世代包括支援センター」）
 - 〃 パパママ教室祖父母編を開始
 - 〃 地域支援事業の町内会健康体操教室を安城市社会福祉協議へ移管
 - 〃 歯周病検診と妊婦歯科健康診査を2015歯周病検診マニュアルにて実施
 - 〃 歯周病検診受診者の要精密検査者の実態把握開始
- 5月 骨強度測定器購入
- 6月 健康づくりきっかけ教室の開始
- 7月 糖尿病性腎症重症化予防事業の開始
 - 〃 血圧・脂質において受診勧奨判定値のある人へ、受診勧奨通知とあわせて病態別リーフレットを送付開始
- 8月 お誕生記念ここから健康事業全員サービス（新生児聴覚検査費用助成）の開始
- 9月 健康に関する基礎調査の実施
 - 〃 健康づくりフェア開催（市制施行65周年記念事業）
- 10月 お誕生記念ここから健康事業選択サービスの開始
 - 〃 高齢者及び子どもインフルエンザ予防接種の接種期間及び助成期間を延長
- 30年3月 第2次健康日本21安城計画基礎調査報告書の作成
- 30年4月 ボディメイクプログラムを廃止し、ママサロンを開始
 - 〃 1歳6か月児健診事後指導会が子ども発達支援課に移行
 - 〃 特別の理由による任意予防接種費用助成を開始
 - 〃 胃内視鏡検診開始

- 30年4月 安城市健康づくり食生活改善協議会（ヘルスメイト）から
安城市食育健康づくりの会（食育メイト）に改称
- 5月 第2次健康日本21安城計画中間評価実施
- 11月 医療救護所の一部を変更（安城北部小学校を東山中学校、丈
山小学校を明祥プラザに変更）
 - 〃 健幸ウォーキング（新美南吉生誕105年記念）の開催
- 12月 あんじょう健康大学の開始
- 31年3月 高齢者の肺炎球菌予防接種の費用の一部助成を終了
 - 〃 第2次健康日本21安城計画改訂版及びいのち支える安城計
画（安城市自殺対策計画）を策定
 - 〃 総合運動公園内に屋外収納ボックス格納のAEDを3か所設
置
- 31年4月 産後ケア事業宿泊型を開始
 - 〃 予防接種法施行令の一部改正により、高齢者の肺炎球菌予防
接種の対象者拡大の経過措置を令和5年度まで延長。101
歳以上の者は平成31年度限りの経過措置
 - 〃 お誕生記念ここから健康事業全員サービス（新生児聴覚検査
費用助成）の実施方法の変更（償還払いから受診票交付）
 - 〃 骨髄提供者等助成事業の開始
 - 〃 口腔衛生事業に、障がい児者の歯科保健医療における人材育
成支援を追加
- 令和元年5月 風しんの5期の定期接種実施（風しんの追加対策）令和3年
度まで（予防接種法施行令改正）
- 10月 安城市糖尿病性腎症重症化予防プログラム地域連携パス開始
 - 〃 女性のための健康教育（カミカミ教室での子宮頸がん検診啓
発）を開始
- 令和2年4月 市民健康講座とあんじょう健康大学を統合
 - 〃 産後ケア事業日帰り型を開始
 - 〃 国の提言に基づき、乳がん検診における視触診を廃止
 - 〃 まちの健康おくすり屋さん事業の開始
 - 〃 パパママ教室たいけん編、祖父母編を廃止

- 令和2年4月 マタニティサロンを廃止し、母乳準備のぷち講座へ内容見直し
- 〃 赤ちゃんサロンを廃止
 - 〃 ママサロンを廃止し、きっかけ教室子育てママ編を開始
 - 〃 きっかけ教室メタボ脱出編を開始
 - 〃 産婦歯科健康診査ケア事業を開始
(ここから健康事業「お口のリフレッシュケア」のママケアから移行し開始)
- 6月 あんじょう健康マイレージ事業において、従来の紙チャレンジシートに加え、新たにアプリ版を導入
- 〃 母子保健情報の利活用の開始
- 10月 ロタウイルスワクチンを定期予防接種として開始（予防接種法施行令一部改正）
- 〃 ヒトパピローマウイルスワクチンについて、厚労省の勧告により対象者の接種機会の確保を図るため周知を行う
- 令和3年2月 新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種の開始
- 令和3年4月 乳児個別健康診査の受診期限を1歳になる2日前までから1歳1か月になる前日までに変更
- 〃 母子手帳アプリ「あんぴよ」導入
- 6月 新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種の集団接種の開始
- 9月 多胎妊婦に対し、妊婦健診受診票5回分（すべて基本健診）の交付開始（令和3年4月1日以降に母子健康手帳を交付された多胎妊婦を対象）
- 10月 星空ヨガを開始（生涯学習課と共催）
- 11月 母子手帳アプリを活用した乳幼児健診の来所時間の事前予約開始
- 令和4年3月 お誕生記念ここから健康事業を廃止
- 令和4年4月 ヒトパピローマウイルスワクチンの積極的勧奨を再開（定期接種実施要領改正）
平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女子（キャッチアップ接種対象者）については、接種期間を令和4年4

- 月から令和7年3月までとする
- 令和4年4月 風しん5期の定期予防接種実施（風しん追加対策）令和6年度まで延長
- 〃 健康推進課組織改編（健康推進係、予防係、健診係、保健指導係）
- 〃 産後ケア事業日帰り短時間型を開始
- 7月 がん患者アピアランスケア用品購入費補助事業開始（令和4年4月から遡及）
- 8月 ヒトパピローマウイルスワクチンのキャッチアップ対象者のうち、令和4年3月末までに自費で接種を受けた方に対して、任意接種費用助成を開始
- 9月 3歳児健康診査にて屈折検査開始
- 令和5年1月 新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種の集団接種の終了
- 2月 伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金の一体的支援事業開始（令和4年4月から遡及）
- 令和5年4月 産婦健康診査受診票を1回分から2回分交付に変更
- 〃 安城市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業開始
- 7月 健康に関する基礎調査の実施
- 〃 低所得妊婦の初回産科受診料支援事業の開始（令和5年4月から遡及）
- 〃 若年がん患者在宅療養支援事業の開始（令和5年4月から遡及）
- 9月 50歳以上の方に対して、帯状疱疹ワクチンの任意接種費用の一部助成を開始
- 〃 1歳児及び年長児に対して、おたふくかぜワクチンの任意接種費用の一部助成を開始
- 10月 歯周病検診の受診勧奨を20・30・40・50歳に対し実施
- 令和6年3月 第2次のち支える安城計画（安城市自殺対策計画）を策定
- 〃 高齢者の肺炎球菌ワクチン対象者拡大（70，75，80，85，90，95，100歳の者で初めて接種する肺炎球菌

- 1 回) の経過措置が終了
- // 新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種の終了
- // 星空ヨガ廃止

保 健 事 業 年 報



編 集

子育て健康部 健康推進課



令和6年7月

この冊子は古紙を含んだ再生紙を使用しています。